

4

雇用保険法

- | | |
|--------------------|-----|
| ① 適用事業及び被保険者 | 256 |
| ② 一般被保険者の求職者給付 | 268 |
| ③ 高年齢被保険者の求職者給付 | 308 |
| ④ 短期雇用特例被保険者の求職者給付 | 310 |
| ⑤ 日雇労働被保険者の求職者給付 | 312 |
| ⑥ 就職促進給付 | 316 |
| ⑦ 教育訓練給付 | 318 |
| ⑧ 雇用継続給付 | 324 |
| ⑨ 雇用保険制度 | 330 |
| ⑩ 選択式 | 338 |
| ⑪ チャレンジ予想問 | 350 |

択一式 適用事業及び被保険者

1

H25-1

難易度 ★★

重要度 A

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■雇用保険の適用事業及び被保険者に関する次の記述のうち、**誤っているもの**はどれか。

- A 常時5人未満の労働者を雇用する農林の事業は、法人である事業主の事業を除き、当分の間、任意適用事業とされている。
- B 学校教育法第1条、第124条又は第134条第1項の学校の学生又は生徒であっても、卒業を予定している者であって、適用事業に雇用され、卒業した後も引き続き当該事業に雇用されることとなっているものは、雇用保険法が適用される。
- C** 同時に2以上の雇用関係について被保険者となることはない。
- D 日本国に在住する外国人が、期間の定めのない雇用として、適用事業に週に30時間雇用されている場合には、外国公務員又は外国の失業補償制度の適用を受けていることが立証された者を除き、国籍（無国籍を含む。）のいかんを問わず被保険者となる。
- E 船員法第1条に規定する船員であって、漁船に乗り組むため雇用される者であっても、雇用保険法が適用される場合がある。

解説

- A 誤り。常時5人未満の労働者を雇用する農林の事業は、**国、都道府県、市町村その他これらに準ずるものの事業及び法人である事業主の事業を除き、当分の間、任意適用事業とされている**（法附則2条1項1号）。**ポ**「法人ではない＝個人経営」と判断して○にしてしまわないよう、気をつけよう。
- B 正しい（法6条4号、則3条の2第1号、行政手引20303）。学生又は生徒は原則として適用除外であるが、例外として被保険者となる場合がある。設問はその一例である。
- C 正しい（行政手引20352）。同時に2以上の雇用関係にある労働者については、原則としてその者が**生計を維持するに必要な主たる賃金を受ける一の雇用関係**についてのみ被保険者となる。
- D 正しい（行政手引20352）。記述のとおり。
- E 正しい（法6条5号）。船員法1条に規定する船員であって、政令で定める漁船に乗り組むため雇用される者は原則として適用除外だが、**1年を通じて船員として適用事業に雇用される場合は被保険者となる。**

 303頁

 305頁

 308頁

 308頁(D肢)

 305頁(E肢)

平成22年改正の前は、船員保険法の中で雇用保険に相当する給付が行われていたため、船員には雇用法が適用されなかった。現在は、一部の者を除いて船員にも雇用法が適用される。なお、船員については次の点も覚えておこう。

- ① 労災保険…平成22年から強制適用（船員保険では上乘せ給付を行う）
- ② 健康保険…適用除外（疾病任意継続被保険者を除く）
- ③ 厚生年金保険…強制適用。船員保険の職務外年金部門は昭和61年4月から厚生年金保険に統合された。

正解 A

択一式 被保険者

2

H27-1

難易度 ★★ 重要度 A

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■雇用保険の被保険者に関する次の記述のうち、**誤っているもの**はどれか。

- A 農業協同組合、漁業協同組合の役員は、雇用関係が明らかでない限り雇用保険の被保険者とならない。
- B 当初の雇入れ時に31日以上雇用されることが見込まれない場合であっても、雇入れ後において、雇入れ時から31日以上雇用されることが見込まれることとなった場合には、他の要件を満たす限り、その時点から一般被保険者となる。
- C 学校教育法第1条、第124条又は第134条第1項の学校の学生又は生徒であっても、休学中の者は、他の要件を満たす限り雇用保険法の被保険者となる。
- D 国家公務員退職手当法第2条第1項に規定する常時勤務に服することを要する者として国の事業に雇用される者のうち、離職した場合に法令等に基づいて支給を受けるべき諸給与の内容が、求職者給付、就職促進給付の内容を超えると認められる者は、雇用保険の被保険者とはならない。
- E 生命保険会社の外務員、損害保険会社の外務員、証券会社の外務員は、その職務の内容、サービスの態様、給与の算出方法等からみて雇用関係が明確でないで被保険者となることはない。

解説

A 正しい（行政手引20351）。「雇用関係が明らかでない限り」という部分で判断しよう。

B 正しい（行政手引20303）。**※**同一の事業主の適用事業に継続して**31日以上**雇用されることが見込まれない者は、日雇労働被保険者に該当する場合等を除き、被保険者とならない。この点を確認しながら、雇入れ後に条件が変わったことを読み取って解答しよう。

C 正しい（法6条4号，則3条の2第2号）。

■学生又は生徒であっても被保険者となる者 **※**

① 卒業を予定している者であって、適用事業に雇用され、**卒業した後も引き続き当該事業に雇用されることとなっているもの**

㊤ **休学中の者**

㊦ **定時制**の課程に在学する者

㊧ ①～㊦に準ずる者として職業安定局長が定めるもの

D 正しい（法6条6号，則4条1項1号）。**※**「**国の事業**^①に雇用される者」は、**承認不要で適用除外**となることに注意しよう。

E 誤り。その**職務の内容、サービスの態様、給与の算出方法**等の**実態により判断**して雇用関係が明確である場合は、被保険者となる（行政手引20351）。

📖 307頁関連

📖 306頁

📖 305頁

📖 305頁（口肢）

①「国、都道府県、市町村その他これらに準ずるもの事業に雇用される者のうち、離職した場合に、他の法令、条例、規則等に基づいて支給を受けるべき諸給与の内容が、求職者給付及び就職促進給付の内容を超えると認められる者であって、厚生労働省令で定めるもの」は、雇用法の適用が除外される。次の点を区別しておこう。

①国等の事業に雇用される者→承認不要で適用除外となる。

㊤都道府県等の事業に雇用される者→厚生労働大臣の承認を受けることにより適用除外となる。

①市町村等の事業に雇用される者→都道府県労働局長の承認を受けることにより適用除外となる。

正解 E

📖 307頁（E肢）

択一式 被保険者

3

H24-1

難易度 ★

重要度 A

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■雇用保険の適用事業及び被保険者に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 適用事業の事業主との間に雇用関係が存続していても、労働者が長期にわたり欠勤していることにより賃金の支払を受けていない場合には、当該労働者は被保険者とならない。
- B** 株式会社の代表取締役が被保険者になることはない。
- C 都道府県の長が、当該都道府県の事業に雇用される者について、雇用保険法を適用しないことについて厚生労働大臣による承認の申請を行い、その承認を受けたときは、その承認の申請に係る被保険者については、その承認の申請がなされた日の翌日から雇用保険法は適用されない。
- D 適用事業で雇用される被保険者が、事業主の命を受けて取引先である中国企業の北京支店に出向した場合、当該出向元事業主との雇用関係が継続している場合であっても、当該出向期間が4年を超えると、被保険者たる資格を失う。
- E 適用事業に雇用された者であって、雇用保険法第6条のいわゆる適用除外に該当しない者は、雇用関係に入った最初の日ではなく、雇用契約の成立の日から被保険者となる。

解説

A 誤り。労働者が長期にわたり欠勤している場合であっても、雇用関係が存続する限り、賃金の支払を受けていると否とを問わず、被保険者となる（行政手引20352）。

B 正しい（行政手引20351）。

■取締役の被保険者資格 示

- ① 代表取締役⇒被保険者となることはない。
- ② 代表取締役以外の取締役⇒部長等としての身分を有する者の場合は、報酬支払等の面からみて労働者的性格の強い者であって、雇用関係があると認められるものは、被保険者となることがある。

C 誤り。設問の適用除外の申請につき、承認を受けたときは、^①「その承認の申請がなされた日」から、雇用法を適用しないこととされている（法6条6号, 則4条2項）。

D 誤り。設問の場合、出向の期間の長さにかかわらず、国内の出向元事業主との雇用関係が継続している限り、被保険者となる（行政手引20352）。

E 誤り。「雇用契約の成立の日」からではなく、「雇用関係に入った最初の日」から被保険者となる（行政手引20551）。

➡ 307頁

➡ 307頁

➡ 306頁

①国、都道府県、市町村等の適用除外

②国等…承認不要

③都道府県等…都道府県等の長が厚生労働大臣に申請⇒その承認を受けることが必要。

④市町村等…市町村等の長が都道府県労働局長に申請⇒厚生労働大臣の定める基準によって、その承認を受けることが必要。

➡ 308頁(D肢)

➡ 312頁(E肢)

正解 B

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■雇用保険法の届出に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 事業主は、その雇用する被保険者を当該事業主の一の事業所から他の事業所に転勤させたときは、当該事実のあった日の翌日から起算して10日以内に雇用保険被保険者転勤届を**転勤前**の事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出しなければならない。
- B 事業主は、事業所を廃止したときは、事業の種類、被保険者数及び事業所を廃止した理由等の所定の事項を記載した届書に所定の書類を添えて、事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出しなければならない。
- C 事業主は、その雇用する被保険者（日雇労働被保険者を除く。）の個人番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。）が変更されたときは、速やかに、個人番号変更届をその事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出しなければならない。
- D 事業主は、その雇用する被保険者が官民人事交流法第21条第1項に規定する雇用継続交流採用職員でなくなったときは、当該事実のあった日の翌日から起算して10日以内に雇用継続交流採用終了届に所定の書類を添えて、その事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出しなければならない。
- E 一の事業所が二つに分割された場合は、分割された二の事業所のうち主たる事業所と分割前の事業所は同一のものとして取り扱われる。

解説

- A 誤り。雇用保険被保険者転勤届を提出する先は、転勤「後」の事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長である（則13条1項）。
- B 正しい（則141条）。**示**事業所を廃止したときの届出は、廃止した日の翌日から起算して10日以内に提出しなければならない。
- C 正しい（則14条の2）。出題年度における改正点からの出題である。
- D 正しい（則12条の2）。記述のとおり。
- E 正しい（行政手引22101イ）。「事業所が分割又は統合された場合の事務処理」からの出題である。**示**分割された事業所のうち主たる事業所に係る被保険者については、**事務手続を要さず、主たる事業所以外の事業所に係る被保険者については、分割前の事業所から新たに当該被保険者に関する事務を行うこととなった事業所に転勤したものとして転勤届を提出させる**（行政手引22102イ）。

→ 316頁
一の事業所が二の事業所に分割された場合及び被保険者が事業譲渡に伴って旧事業主と同一事業主と認められる新事業主との間に雇用関係を結ぶ場合にも、一定の労働者について、転勤があったものとして取り扱う（行政手引21752）。

→ 313頁（B肢）

→ 316頁（C肢）

→ 316頁（D肢）

→ 313頁（E肢）
二の事業所が一の事業所に統合された場合は、統合後の事業所と統合前の二の事業所のうち主たる事業所を同一のものとして取り扱う（行政手引22101ロ）。

択一式 雇用保険事務

5

H26-4
改E

難易度 ★

重要度 A

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■被保険者等に関する届出及び確認に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 事業主がその事業所の所在地を管轄する公共職業安定所長へ雇用保険被保険者資格喪失届を提出する場合、離職の日において59歳以上である被保険者については、当該被保険者が雇用保険被保険者離職票の交付を希望しないときでも離職証明書を添えなければならない。
- B 被保険者であった者に係る資格取得の確認の請求をする権利は、離職後2年を経過すれば時効によって消滅する。
- C 被保険者は、厚生労働大臣に対して被保険者であることの確認の請求を口頭で行うことができる。
- D 事業主は、その住所に変更があったときは、その変更があった日の翌日から起算して10日以内に、その事業所の所在地を管轄する公共職業安定所長に所定の事項を記載した届書を提出しなければならない。
- E 事業主は、その雇用する被保険者が介護休業を開始しても、当該休業を開始した日の翌日から起算して10日以内に、その事業所の所在地を管轄する公共職業安定所長に雇用保険被保険者休業開始時賃金証明書を提出する必要はない。

解説

A 正しい(則7条2項)。**ホ**離職証明書の添付の有無は、必ず押さえておこう。

■離職証明書の添付の有無

- ① 離職票交付の**希望あり**→年齢を問わず、**必ず添付**。
- ② 離職日に**59歳以上**→離職票交付の希望の有無を問わず、**必ず添付**。
- ③ 離職日に59歳未満で離職票交付の希望なし→添付不要。

B 誤り。消滅時効2年とされているのは、「失業等給付の**支給**を受け、又はその**返還**を受ける権利及び**返還命令**等の規定により納付を命ぜられた金額を**徴収**する権利」である(法74条)。

C 正しい(則8条1項)。被保険者となったこと又は被保険者でなくなったことの**確認**の請求は、文書又は口頭で行う。

D 正しい(則142条1項)。**ホ**雇用法の届出期限には、「**10日以内**」が多い。

E 正しい(則14条の3第1項)。介護休業に係る雇用保険被保険者休業開始時賃金証明書は、「当該被保険者が**介護休業給付金支給申請書の提出をする日まで**」に、提出しなければならない。

ウ 314頁

ウ 413頁

確認の請求は、いつでもすることができる(法8条)。

ウ 316頁

①確認については、健保法や厚年法でも出題が多いので、まとめて押さえておくとよい。

ウ 313頁(D肢)

ウ 317頁

正解 B

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■雇用保険事務に関する次の記述のうち、**誤っているものはどれか。**

なお、本問においては、労働保険徴収法第8条の規定による請負事業の一括の場合を除く。

- A 日雇労働被保険者（日雇労働被保険者の任意加入の認可を受けた者は除く。）は、法令で定める適用事業に雇用されるに至った日から起算して5日以内に、日雇労働被保険者資格取得届（様式第25号）に必要な応じ所定の書類を添えて、管轄公共職業安定所の長に提出しなければならない。
- B 事業主は、その雇用する労働者が当該事業主の行う適用事業に係る被保険者となったことについて、**当該事実のあった日の属する月の翌月10日**までに、雇用保険被保険者資格取得届（様式第2号）に必要な応じ所定の書類を添えて、その事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出しなければならない。
- C 事業主は、その雇用する労働者が当該事業主の行う適用事業に係る被保険者でなくなったことについて、当該事実のあった日の翌日から起算して10日以内に、雇用保険被保険者資格喪失届（様式第4号）に必要な応じ所定の書類を添えて、その事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出しなければならない。
- D 事業主は、その雇用する被保険者が氏名を変更したときは、速やかに、雇用保険被保険者氏名変更届（様式第4号）に必要な応じ所定の書類を添えて、その事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出しなければならない。
- E 事業主は、その雇用する被保険者を当該事業主の一の事業所から他の事業所に転勤させたときは、原則として、当該事実のあった日の翌日から起算して10日以内に、雇用保険被保険者転勤届（様式第10号）に必要な応じ所定の書類を添えて、転勤後の事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出しなければならないが、両事業所が同じ公共職業安定所の管轄内にあるときには、**当該届出は不要である。**

解説

- A 正しい (則71条1項)。記述のとおり。
 B 正しい (則6条1項)。^①記述のとおり。
 C 正しい (則7条1項)。記述のとおり。
 D 正しい (則14条1項)。記述のとおり。
 E 誤り。転勤前の事業所と転勤後の事業所がともに**同じ公共職業安定所の管轄内**にある場合であっても、**転勤届の提出は必要**である (則13条1項、行政手引21752)。

■適用事業所の事業主が行う届出 (被保険者関係) 示

名称	事由	期限
資格取得届	雇用する労働者が被保険者となったとき	事実のあった日の属する月の 翌月10日
資格喪失届	雇用する労働者が被保険者でなくなったとき	事実のあった日の翌日から起算して 10日以内
②転勤届	被保険者を転勤させたとき	被保険者が当該離職により被保険者でなくなった日の翌日から起算して10日以内
休業・勤務時間短縮開始時賃金証明書	一定の育児・介護休業、勤務時間短縮中の一般被保険者が離職し、特定受給資格者となるとき	被保険者が当該離職により被保険者でなくなった日の翌日から起算して10日以内
氏名変更届	被保険者が氏名を変更したとき	速やかに
③個人番号変更届	被保険者の個人番号が変更されたとき	速やかに

提出先は、**所轄公共職業安定所長**

① 360頁

①日雇労働被保険者の資格取得届については、日雇労働被保険者となった者本人が提出することに注意 (事業主が行うのではない)。

② 313頁(B肢)

③ 314頁(C肢)

④ 316頁(D肢)

⑤ 316頁(E肢)

②転勤届の提出先は、**転勤後の所轄公共職業安定所長**。

③「個人番号」とは、番号利用法 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律)の規定による個人番号を指す。個人番号が漏えいして不正に用いられるおそれがあると認められるときは、本人の請求又は市町村長の職権により変更される。

正解 E

択一式 基本手当（受給要件等）

7

H27-2

難易度 ★★ 重要度 A

Date	Date	Date
------	------	------

■基本手当の所定給付日数と受給資格に関する次の記述のうち、**誤っているもの**はどれか。

なお、本問において、「算定基礎期間」とは、「雇用保険法第22条第3項に規定する算定基礎期間」のことである。「基準日」とは、「基本手当の受給資格に係る離職の日」のことであり、雇用保険法第22条第2項に規定する「厚生労働省令で定める理由により就職が困難なもの」に当たらないものとする。また、雇用保険法に定める延長給付は考慮しないものとする。

- A 特定受給資格者以外の受給資格者（雇用保険法第13条第3項に規定する特定理由離職者を除く。）の場合、算定基礎期間が20年以上であれば、基準日における年齢にかかわらず、所定給付日数は150日である。
- B 労働契約の締結に際し明示された労働条件が事実と著しく相違したことを理由に就職後1年以内に離職した者は、他の要件を満たす限り特定受給資格者に当たる。
- C 事業主Aのところで一般被保険者として3年間雇用されたのち離職し、基本手当又は特例一時金を受けることなく2年後に事業主Bに一般被保険者として5年間雇用された後に離職した者の算定基礎期間は5年となる。
- D 厚生労働大臣が職権で12年前から被保険者であったことを遡及的に確認した直後に、基準日において40歳の労働者が離職して特定受給資格者となった場合であって、労働保険徴収法第32条第1項の規定により労働者の負担すべき額に相当する額がその者に支払われた賃金から控除されていたことが明らかでないとき、所定給付日数は240日となる。
- E 期間の定めのない労働契約を締結している者が雇用保険法第33条第1項に規定する正当な理由なく離職した場合、当該離職者は特定理由離職者とはならない。

解説

- A 正しい (法22条1項1号, 法附則4条)。記述のとおり。
 B 正しい (則36条2号)。記述のとおり。
 C 正しい (法22条3項1号)。記述のとおり。
 D 誤り。「控除されていたことが明らかでない」という事例なので、設問の確認のあった日の**2年前**の日に当該被保険者となったものとみなして、算定基礎期間を算定する。そのため、所定給付日数は**90日**となる (法22条5項2号)。
 E 正しい (法13条3項, 則19条の2)。記述のとおり。

■所定給付日数 示

㊦ 一般の受給資格者

年齢	算定基礎期間	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
	全年齢		90日	120日

㊧ 就職困難者

年齢	算定基礎期間	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
	45歳未満	150日	300日			
45歳以上65歳未満	360日					

㊨ 特定受給資格者

年齢	算定基礎期間	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
	30歳未満	90日	90日	120日	180日	—
30歳以上35歳未満	90日		180日	210日	240日	
35歳以上45歳未満	90日		180日	240日	270日	
45歳以上60歳未満	180日		240日	270日	330日	
60歳以上65歳未満	150日		180日	210日	240日	

➡ 335頁

㊦設問中の「特定理由離職者」は、厳密には、「特定理由離職者（厚生労働省令で定める者に限る）」である（離職日は、試験の基準日と仮定）。

➡ 336頁(B肢)

➡ 340頁(C肢)

「被保険者となった日の直前の被保険者でなくなった日」が、当該被保険者となった日前1年の期間内がないときは、「当該直前の被保険者でなくなった日前の被保険者であった期間」は、算定基礎期間に含まない。このルールを思い出し、「2年後」という部分に注目して解答しよう。

➡ 340頁(D肢)

➡ 338頁(E肢)

正解 D

雇用

択一式 基本手当（受給要件）

8

H26-1

難易度 ★

重要度 A

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■被保険者期間と基本手当の受給資格に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

なお、以下において「被保険者期間」とは、雇用保険法第14条に規定する被保険者期間のことである。

- A 事業主が健康障害の生ずるおそれがある旨を行政機関から指摘されたにもかかわらず、事業所において健康障害を防止するために必要な措置を講じなかったことで健康障害の生ずるおそれがあるとして離職した者は、当該離職の日以前1年間に被保険者期間が通算して6か月以上あれば、他の要件を満たす限り、基本手当を受給することができる。
- B 最後に被保険者となった日前に、当該被保険者が高年齢受給資格を取得したことがある場合には、当該高年齢受給資格に係る離職の日以前における被保険者であった期間は、被保険者期間に含まれない。
- C 被保険者であった者が、離職の日まで業務外の事由による傷病のため欠勤し引き続き6か月間賃金を受けていなかった場合、雇用保険法第13条第1項にいう「離職の日以前2年間」は、2年間にその6か月間を加算した期間となる。
- D 事業主の命により離職の日以前外国の子会社に出向していたため日本での賃金の支払いを引き続き5年間を受けていなかった者は、基本手当の受給資格を有さない。
- E 被保険者が平成26年4月1日に就職し、同年9月25日に離職したとき、同年4月1日から4月25日までの間に賃金の支払の基礎になった日数が11日以上あれば、被保険者期間は6か月となる。

解説

- A 正しい（則36条5号ニ）。設問の者は**特定受給資格者**に該当し、**受給要件が緩和**される。
- B 正しい（法14条2項）。記述のとおり。**前職**の離職により受給資格等を取得したことがある場合には、その受給資格等による**受給の有無を問わず**、被保険者期間に含まれない。
- C 正しい（法13条1項）。**算定対象期間**は原則として**離職の日以前2年間**であるが、**疾病、負傷その他厚生労働省令で定める理由**により**引き続き30日以上**賃金の支払を受けることができなかつた場合は、その日数が加算される。
- D 正しい（法13条1項）。**算定対象期間は、最長で4年**である。設問の場合、**離職日以前4年間に被保険者期間がない**ため、基本手当の受給資格を有さない。
- E 誤り。設問の場合、被保険者期間は、**5と2分の1か月**となる。**被保険者となった日からその日後における最初の喪失応当日**（設問の場合は4月26日）の**前日**までの期間の日数が**15日以上**であり、かつ、当該期間内における賃金の支払の基礎となった日数が**11日以上**であるときは、当該期間を**2分の1か月**の被保険者期間として計算する。設問はこれに該当し、4月1日から4月25日までの期間は2分の1か月となる（法14条1項）。

■被保険者期間の算定

まず、この期間が暦の日数で15日以上あることが必要



4/1 ~4/25	4/26 ~5/25	5/26 ~6/25	6/26 ~7/25	7/26 ~8/25	8/26 ~9/25
--------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------

正解 E

337頁

- ①基本手当の受給資格
 ②原則として離職日以前2年間に被保険者期間が通算して12箇月以上。
 ③特定受給資格者又は特定理由離職者は離職日以前1年間に被保険者期間が通算して6箇月以上。特定受給資格者に該当するかどうかは、「健康障害」「労働条件」など、労基法や労働法のキーワードが入っているかどうかで、おおむね判断することができる。

326頁(B肢)

324頁(C肢)

- ②業務外の傷病でもよいことや、「30日以上」という数字に注意しよう。

324頁(D肢)

- ③算定対象期間は、4年を超えることはない。なお、離職日の翌日から起算される「受給期間」は、申出による延長や法律上当然の延長などにより、4年を超える場合がある。

325頁(E肢)

- ④資格喪失日は離職日の翌日なので、設問の場合は9月26日である。喪失応当日は、8月26日、7月26日、6月26日、5月26日、4月26日となる。

択一式 基本手当（受給要件等）

9

H23-2

難易度 ★

重要度 A

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■基本手当の受給要件等に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

なお、以下において「基準日」とは、当該受給資格に係る離職の日をいうものとし、また、本問においては、訓練延長給付、広域延長給付、全国延長給付及び個別延長給付は考慮しないものとする。

- A 被保険者が失業したとき、離職の日以前2年間に被保険者期間が通算して14か月ある者は、倒産・解雇等による離職者や特定理由離職者でなくても、基本手当の受給資格を有する。
- B 被保険者が平成23年7月31日に離職し、同年7月1日から7月31日までの期間に賃金支払の基礎になった日数が13日あった場合、当該期間は1か月として被保険者期間に算入される。
- C 被保険者であった者が、離職の日の6か月前まで4年間、海外の子会社に勤務していたため日本で賃金の支払を受けていなかった場合、受給資格を判断する際に用いる、雇用保険法第13条第1項にいう「離職の日以前2年間」は、2年間にその4年を加算した期間となる。
- D 所定給付日数が270日である受給資格者が、基準日の翌日から起算して1年以内に出産及び育児のため引き続き180日間職業に就くことができなかった場合、厚生労働省令で定めるところにより公共職業安定所長にその旨を申し出れば、基本手当の受給期間は1年に180日を加算したものとなる。
- E 受給資格者が基準日後最初に公共職業安定所に求職の申込みをした日以後において、失業している日が通算して5日の時点で安定した職業に就いて被保険者となった場合、その5日について基本手当が支給されることはない。

解説

- A 正しい(法13条1項)。記述のとおり。
- B 正しい(法14条1項)。記述のとおり。
- C 誤り。設問の者は、**算定対象期間の延長**の対象となるが、設問の場合、延長後の算定対象期間は「**4年間**」となる(2年間に加算できるのは2年間で限度)(法13条1項、則18条3号)。
- D 正しい(法20条1項)。設問の者は、**受給期間の延長**の対象となり、延長後の受給期間は、1年+180日となる。
- E 正しい(法21条)。^①**待期**の間は、基本手当は支給されない。

 323頁

 325頁

 324頁

 342, 343頁

 345頁

①待期…基本手当は、受給資格者が当該基本手当の受給資格に係る離職後最初に公共職業安定所に求職の申込みをした日以後において、失業している日(疾病又は負傷のため職業に就くことができない日を含む)が通算して7日に満たない間は、支給されない。

■基本手当の受給資格と被保険者期間 (A～C肢)

受給資格等	被保険者期間等
離職の日以前 2年間(最長で4年間) まで延長)に、被保険者期間が通算して 12箇月以上 であること ③ 特定理由離職者及び特定受給資格者の要件に該当する者については、上に該当しない場合でも、離職の日以前1年間(最大で4年間まで延長)に、被保険者期間が通算して6箇月以上であればOK	喪失応当日方式で区切った期間のうち、賃金支払基礎日数が 11日以上 であるものを、 1箇月 (一定の場合は2分の1か月)の被保険者期間と計算

正解 C

択一式 基本手当（失業の認定）

10 H28-3

難易度 ★★★ 重要度 C

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■失業の認定に関する次の記述のうち、誤っているものはいくつあるか。

- ア 雇用保険法第10条の3に定める未支給失業等給付にかかるもの及び公共職業能力開発施設に入校中の場合は、代理人による失業の認定が認められている。
- イ 雇用保険法第33条に定める給付制限（給付制限期間が1か月となる場合を除く。）満了後の初回支給認定日については、当該給付制限期間と初回支給認定日に係る給付制限満了後の認定対象期間をあわせた期間に求職活動を原則3回以上行った実績を確認できた場合に、他に不認定となる事由がある日以外の各日について失業の認定を行う。
- ウ 中学生以下の子弟の入学式又は卒業式等へ出席するため失業の認定日に管轄公共職業安定所に出頭することができない受給資格者は、原則として事前に申し出ることにより認定日の変更の取扱いを受けることができる。
- エ 公共職業安定所長の指示した雇用保険法第15条第3項に定める**公共職業訓練等を受ける受給資格者に係る失業の認定は、4週間に1回ずつ直前の28日の各日（既に失業の認定の対象となった日を除く。）**について行われる。
- オ 受給資格者が登録型派遣労働者として被保険者とならないような派遣就業を行った場合は、通常、その雇用契約期間が「就職」していた期間となる。
- A 一つ
B 二つ
C 三つ
D 四つ
E 五つ

解説

- ア 正しい（則27条2項，行政手引51401）。㉓訓練施設に入校（所）中の受給資格者が，失業の認定を受けるために安定所に出頭することは，公共職業訓練等の妨げとなる。このため，代理人による失業の認定等が認められている。^①
- イ 正しい（行政手引51254ロ(イ)b）。記述のとおり。
- ウ 正しい（法15条3項ただし書，則23条1項1号，行政手引51351）。記述のとおり。
- エ 誤り。「4週間に1回ずつ直前の28日の各日」を「**1月に1回，直前の月に属する各日**」とすると正しい記述となる（法15条3項ただし書，則24条1項）。
- オ 正しい（行政手引51256）。㉔就職した日については，失業の認定は行わない。

➡ 321, 329頁

①訓練施設に入所中の受給資格者の代理人は，訓練施設の長又は訓練施設の職員で差し支えない（行政手引51401）。

➡ 349頁

➡ 329頁

➡ 329頁

➡ 328頁

択一式 基本手当（失業の認定）

11

H27-7

難易度 ★

重要度 A

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■基本手当の受給手続に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 失業の認定は、求職の申込みを受けた公共職業安定所において、原則として受給資格者が離職後最初に出頭した日から起算して4週間に1回ずつ直前の28日の各日について行われる。
- B 基本手当の支給を受けようとする者（未支給給付請求者を除く。）が管轄公共職業安定所に出頭する場合において、その者が2枚以上の離職票を保管するときでも、直近の離職票のみを提出すれば足りる。
- C 1日の労働時間が4時間以上の請負業務に従事した日についても、失業の認定が行われる。
- D 失業の認定に係る求職活動の確認につき、地方自治体が行う求職活動に関する指導、受給資格者の住居所を管轄する公共職業安定所以外の公共職業安定所が行う職業相談を受けたことは、求職活動実績に該当しない。
- E 受給資格者が配偶者の死亡のためやむを得ず失業の認定日に管轄公共職業安定所に出頭することができなかったことを失業の認定日後に管轄公共職業安定所長に申し出たとき、当該失業の認定日から当該申出をした日の前日までの各日について失業の認定が行われることはない。

解説

A 正しい（法15条3項）。

■失業の認定 **示**

原則	4週間に1回ずつ直前の28日の各日について行う
公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受ける受給資格者	1月に1回、直前の月に属する各日について行う

B 誤り。2枚以上の離職票を保管するときは、併せて提出しなければならない（則19条1項）。

C 誤り。失業の認定が行われない1日の労働時間が4時間以上の就職には、請負も含まれる^①（行政手引51255）。

D 誤り。住居所を管轄する安定所以外の安定所が行う職業相談を受けたことも、当然に求職活動実績に該当する^②（行政手引51254）。

E 誤り。設問の場合には、受給資格者の申出により、公共職業安定所長が認定日を変更することができる（行政手引51351）。**示**申出をした日において、失業の認定を受けることができる。

 329頁

 328頁

 328頁関連(C肢)

①失業の認定を受けるべき期間中において受給資格者が就職した日があるときは、就職した日についての失業の認定は行わない。就職とは雇用関係に入るものはもちろん、請負、委任により常時労務を提供する地位にある場合、自営業を開始した場合等であって、原則として1日の労働時間が4時間以上のものであっても被保険者となる場合を含む）をいい、現実の収入の有無を問わない（行政手引51255）。

 330頁(D肢)

②失業の認定は、厚生労働省令で定めるところにより、受給資格者が求人者に面接したこと、公共職業安定所その他の職業安定機関若しくは職業紹介事業者等から職業を紹介され、又は職業指導を受けたことその他求職活動を行ったことを確認して行うものとする（法15条5項）。

 329頁(E肢)

正解 A

択一式 基本手当（失業の認定）

12 H25-2

難易度 ★★ 重要度 B

Date	Date	Date
------	------	------

■基本手当の受給手続に関する次のアからオの記述のうち、正しいものの組合せは、後記AからEまでのうちどれか。

- ア 受給資格者は、失業の認定を受けようとするときは、失業の認定日に、管轄公共職業安定所に出頭し、正当な理由がある場合を除き離職票に所定の書類を添えて提出した上、職業の紹介を求めなければならない。
- イ 受給資格者は、失業の認定日に、民間の職業紹介事業者の紹介に応じて求人者に面接するために公共職業安定所に出頭することができなかつたときは、その理由を記載した証明書を提出することによって、公共職業安定所に出頭しなくても、失業の認定を受けることができる。
- ウ 管轄公共職業安定所の長は、受給資格者証を提出した受給資格者に対して失業の認定を行った後、正当な理由があるときは、受給資格者証を返付しないことができる。
- エ 受給資格者（口座振込受給資格者を除く。）が疾病、負傷、就職その他やむを得ない理由によって、支給日に管轄公共職業安定所に出頭することができないときは、その代理人が当該受給資格者に支給されるべき基本手当の支給を受けることができる。
- オ 受給資格者は、受給期間内に就職し、その期間内に再び離職し、当該受給期間内に係る受給資格に基づき基本手当の支給を受けようとするときは、管轄公共職業安定所に出頭し、その保管する受給資格者証を離職票又は雇用保険被保険者資格喪失確認通知書に添えて提出しなければならない。
- A (アとイ) B (アとオ) C (イとウ)
D (ウとエ) E (エとオ)

解説

- ア 誤り。「離職票に所定の書類を」ではなく、「**失業認定申告書に受給資格者証を**」添えて提出した上、職業の紹介を求めなければならない（則22条1項）。**ホ**離職票を提出するのは、**求職の申込み**をする時である。受給資格が決定されると、受給資格者証が交付される。
- イ 誤り。公共職業安定所の紹介によらないで求人者に面接する場合には、証明書による失業の認定ではなく、**認定日の変更**の対象となる（則23条1項1号、行政手引^①51351）。
- ウ 誤り。失業の認定を行ったときは、その処分に関する事項を受給資格者証に記載した上、返付しなければならない（則22条2項）。
- エ 正しい（則46条1項）。記述のとおり。**ホ**代理人による失業の認定は認められないが、代理人が基本手当の支給を受けることは、設問のような場合には認められる。

代理人による 失業の認定	×
代理人による基本手当の受給	○
代理人又は郵送による受給期間の延長申出	

- オ 正しい（則20条2項）。A社を離職して受給資格者となった者が、その後B社に就職したが、A社離職による受給期間内にB社も離職、というケースである。「この人の手元にある書類は何か」と考えて解答しよう。したがって、Eの組合せ（エとオ）が正解となる。

 328頁

失業の認定に係る期間中に自己の労働によって収入を得た場合には、その収入を得るに至った日の後における最初の失業認定日に、失業認定申告書により管轄公共職業安定所長に収入の額等を届け出なければならない（法19条3項、則29条1項）。

 329頁(イ)

①認定日の変更

②就職する場合

㊦公共職業安定所の紹介によらないで求人者に面接する場合

⑧各種国家試験、検定等の資格試験を受験する場合

㊦選挙権その他の公民としての権利を行使する場合

㊦受給資格者本人の婚姻の場合（社会通念上妥当と認められる日数の新婚旅行等を含む）等

 328頁関連(ウ)

 330頁(エ)

 344頁(オ)

択一式 基本手当（失業の認定）

13 H21-4

難易度 ★

重要度 A

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■失業の認定に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 受給資格者が基本手当を受給するためには、当該受給資格に係る離職の日の翌日から起算して28日以内に管轄公共職業安定所に出頭し、求職の申込みをした上で、最初の失業の認定を受けなければならない。
- B 公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受ける受給資格者に係る失業の認定は、1月に1回、直前の月に属する各日（既に失業の認定の対象となった日を除く。）について行われる。
- C 管轄公共職業安定所の長は、失業の認定に当たり、受給資格者が提出した失業認定申告書に記載された求職活動の内容を確認するとともに、受給資格者に対し、職業紹介又は職業指導を行うものとされている。
- D 受給資格者が病気のために公共職業安定所に出頭することができなかった場合、その期間が継続して20日であるときは、公共職業安定所に出頭することができなかった理由を記載した証明書を提出することによって、失業の認定を受けることはできない。
- E 特例受給資格者が失業の認定を受ける場合、認定日に管轄公共職業安定所に出頭し、特例受給資格者失業認定申告書に特例受給資格者証を添えて提出した上で、職業の紹介を求めなければならない。

解説

- A 誤り。出頭までの期間を離職の日の翌日から起算して28日以内に限るような規定は存在しない。
- B 正しい（法15条3項，則24条1項）。記述のとおり。
- C 正しい（法15条5項，則28条の2）。記述のとおり。
- D 正しい（法15条4項1号）。設問の期間が継続して15日未満であれば，いわゆる証明書による失業の認定を受けることができるが，15日以上であるときは，当該認定を受けることはできない。

328頁

329頁

330頁

329頁

■証明書による失業の認定と傷病手当等との関係

疾病・負傷により公共職業安定所に出頭できない（職業に就けない）期間	継続して15日未満	証明書による失業の認定が可能 （基本手当の受給が可能）
	継続して15日以上	求職の申込みの後に生じたものであれば，傷病手当の支給申請が可能
	引き続き30日以上	基本手当の受給期間の延長の申請又は求職の申込みの後に生じたものであれば，傷病手当の支給申請が可能

- E 正しい（法40条3項，則69条，22条1項）。記述のとおり。

358頁関連

択一式 基本手当（賃金日額等）

14

H26-2

難易度★★ 重要度A

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■基本手当の支給に関する次のアからオの記述のうち、誤っているものの組み合わせは、後記AからEまでのうちどれか。

なお、以下において「賃金日額」とは雇用保険法第17条に規定する賃金日額であり、「算定基礎期間」とは雇用保険法第22条第3項に規定する算定基礎期間のことである。

- ア 受給資格に係る離職の日において60歳以上65歳未満である受給資格者に係る基本手当の日額は賃金日額に100分の45を乗じて得た金額を下回ることはない。
- イ 受給資格者が、失業の認定に係る期間中に自己の労働によって収入を得たときは、収入を得るに至った日の後における最初の失業の認定日に、管轄公共職業安定所長にその収入の額を届け出なければならない。
- ウ 受給資格者が失業の認定に係る期間中に自己の労働によって収入を得た場合、その収入の1日分に相当する額に雇用保険法第19条第2項に定める額を控除した額と基本手当の日額との合計額が賃金日額の100分の80に相当する額を超えないときは、基本手当の日額に100分の80を乗じ、基礎日数を乗じて得た額を支給する。
- エ 基本手当の受給資格に係る離職の日において55歳であって算定基礎期間が25年である者が特定受給資格者である場合、基本手当の受給期間は基準日の翌日から起算して1年に30日を加えた期間となる。
- オ 受給資格者が求職の申込みをした日の翌日から3日間、疾病により職業に就くことができなくなったときは、他の要件を満たす限り、当該求職の申込をした日の11日目から基本手当が支給される。

- A (アとイ) B (アとウ) C (イとエ)
D (ウとオ) E (エとオ)

解説

ア 正しい（法16条2項）。記述のとおり。

■賃金日額に対する基本手当の日額の割合 **ホ**

60歳未満	100分の50を下回ることはない
60歳以上65歳未満	100分の45を下回ることはない

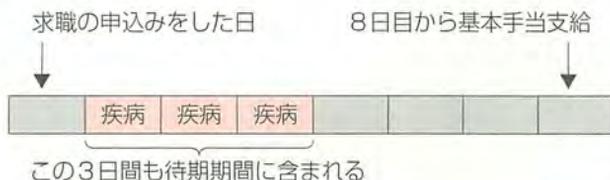
イ 正しい（法19条3項，則29条1項）。**ホ**設問の届出は、失業認定申告書によって行う。

ウ 誤り。収入の1日分に相当する額から^①控除額を控除した額と基本手当の日額との合計額が賃金日額の100分の80に相当する額を超えないときは、「基本手当の日額」に基礎日数を乗じて得た額を支給する（減額なし）（法19条1項1号）。

エ 正しい（法20条1項3号）。設問の者は所定給付日数が330日であり、受給期間は基準日の翌日^②から起算して1年に30日を加えた期間となる。

オ 誤り。待期には、**疾病又は負傷のため職業に就くことができない日を含む**（法21条）。設問の場合、求職の申込みをした日から起算して8日目から基本手当が支給される。

■待期 **ホ**



したがって、Dの組合せ（ウとオ）が正解となる。

この問題は、アが正しいことがすぐに分かれば、選択肢のうちAとBを除外することができる。また、イも基本中の基本なので、これによりCも除外できるため、DとE、つまりウ～オの内容だけを検討すればよい。オはDにもEにも入っているので、エが正しいことが分かれば、ウの正誤の判断に迷ったとしても解答することができる。

5 333頁(ア)

5 334頁(イ)

5 334頁(ウ)

①平成28年8月1日から1年間の控除額は、1,282円となっている。

5 342頁(エ)

②基本手当の受給資格に係る離職の日に45歳以上60歳未満の特定受給資格者は、算定基礎期間が20年以上の場合、所定給付日数が330日となる。330日という数字は、所定給付日数の表の中に1つしか出てこないのので、優先的に覚えておこう。なお、基本手当の受給期間は原則として次のようになっている。

①基準日（離職日）の翌日から起算して1年

②基準日の翌日から起算して1年に30日を加えた期間（所定給付日数330日の場合）

③基準日の翌日から起算して1年に60日を加えた期間（所定給付日数360日の場合）

5 345頁(オ)

正解 D

雇用

択一式 基本手当（賃金日額）

15

H26-3

難易度 ★★

重要度 A

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■雇用保険法に定める賃金に関する次のアからオの記述のうち、正しいものの組み合わせは、後記AからEまでのうちどれか。

- ア 月あたり一定の時間外労働があったものとみなして支給される定額残業手当が、実際に行われた時間外労働に基づいて算出された額を上回るとき、その差額は賃金に含まれない。
- イ 賃金日額の最高限度額は45歳以上60歳未満が最も高いが、最低限度額は年齢に関わりなく一律である。
- ウ 賃金日額の計算にあたり算入される賃金は、被保険者期間として計算された最後の3か月に支払われた賃金（臨時に支払われる賃金を除く）の総額を90で除して得た額とされている。
- エ 支払義務が確定した賃金であって所定の支払日を過ぎてもなお支払われていない賃金は、賃金日額の算定対象に含まれる。
- オ 事業主が労働の対償として労働者に住居を供与する場合、その住居の利益は賃金日額の算定対象に含まない。

A (アとイ)

B (アとウ)

C (イとエ)

D (ウとオ)

E (エとオ)

解説

ア 誤り。雇用法による賃金とは、名称の如何を問わず、労働の対償として事業主が労働者に支払うすべてのものをいうのであるが、この場合、労働の対償として支払われるものとは、現実に提供された労働に対して支払われるもののみを意味するものではなく、一般に、契約その他によってその支給が事業主の義務とされるものを意味すると解せられる（行政手引50402）。

イ 正しい（法17条4項，平28.7.28厚労告299）。設問の後半が正しいことを見抜いて解答してほしい。

■基本手当のもとになる賃金日額

賃金日額の 上限額	年齢区分あり
賃金日額の① 下限額	年齢区分なし（一律）

ウ 誤り。賃金日額の計算にあたり算入される賃金は、被保険者期間として計算された最後の「**6か月**」に支払われた賃金（**臨時**に支払われる賃金「及び**3か月を超える期間ごと**に支払われる賃金」を除く）の総額を**180**で除して得た額である（法17条1項）。どれも重要な数字なので、必ず押さえておこう。

エ 正しい（行政手引50609）。未払賃金がある月については、**未払額を含めて**算定する。

オ 誤り。住居の利益は、賃金とされる（行政手引50501）。したがって、Cの組合せ（イとエ）が正解となる。

この問題は、少し答えにくい。イが正しいこと、ウが誤りであることは基本事項だが、ア、エ、オは判断に迷うと思われる。ただし、イが含まれる選択肢はAとCの2つなので、実際には、アとエの2つを検討すればよい。アの「残業」という言葉をヒントにして、何とか正解したい。

 331頁(ア)

 332頁(イ)

①平成28年8月1日から1年間の、賃金日額の下限額は**2,290円**。基本手当の日額の下限額は、この金額の80%の、**1,832円**となっている。

 331頁(ウ)

②「被保険者期間」とは、単に雇用保険に入っていた期間を指す言葉ではない。算定対象期間を所定の方法によって区分し、その中で賃金支払基礎日数が11日以上ある期間を「被保険者期間」と呼ぶ。この期間の数により、受給資格の有無が判断される。雇用法の中で最も分かりづらい言葉なので、目にするたびに、その意味を考えながら学習してほしい。

 331頁(エ)

 331頁(オ)

正解 C

択一式 基本手当（所定給付日数）

16 H23-3

難易度 ★

重要度 A

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■基本手当の所定給付日数に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

なお、本問の受給資格者は特定理由離職者ではなく、また、雇用保険法第22条第2項に規定する「厚生労働省令で定める理由により就職が困難なもの」に当たらないものとする。

- A 特定受給資格者以外の受給資格者の場合、算定基礎期間が20年以上であれば、基準日における年齢にかかわらず、所定給付日数は180日である。
- B 特定受給資格者以外の受給資格者で、算定基礎期間が2年の場合、基準日における年齢にかかわらず、所定給付日数は90日である。
- C 算定基礎期間が1年未満である特定受給資格者の場合、基準日における年齢が満25歳であっても満62歳であっても、所定給付日数は90日である。
- D 算定基礎期間が12年である特定受給資格者の場合、基準日における年齢が満42歳である者の所定給付日数は、満32歳である者の所定給付日数よりも多い。
- E 基準日における年齢が45歳以上60歳未満である特定受給資格者の場合、算定基礎期間が22年であっても35年であっても、所定給付日数は330日である。

解説

- A 誤り。設問中の「180日」は、正しくは「150日」である（法22条1項）。
- B 正しい（法22条1項）。記述のとおり。
- C 正しい（法23条1項1号・5号、22条1項）。記述のとおり。
- D 正しい（法23条1項3号・4号）。記述のとおり。
- E 正しい（法23条1項2号）。記述のとおり。

📖 335頁

📖 335頁

📖 335頁

📖 335頁

📖 335頁

雇用

■所定給付日数 本

① 一般の受給資格者

年齢	算定基礎期間	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
	全年齢		90日	120日

② 就職困難者

年齢	算定基礎期間	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
		45歳未満	150日	300日		
45歳以上65歳未満	360日					

③ 特定受給資格者

年齢	算定基礎期間	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
		30歳未満	90日	90日	120日	180日
30歳以上35歳未満	90日	180日		210日	240日	
35歳以上45歳未満	90日	180日		240日	270日	
45歳以上60歳未満	180日	240日		270日	330日	
60歳以上65歳未満	150日	180日		210日	240日	

- ④ 特定理由で離職者についての暫定措置（サイド参照）は、平成29年4月以後については執筆時点では未定です。改正がある場合には、追録でお知らせします。

基本手当の支給に関する暫定措置（法附則4条、則附則18条）…受給資格に係る離職の日が平成21年3月31日から平成29年3月31日までの間である特定理由で離職者（厚生労働省令で定める者に限る*）については、当該受給資格者（就職が困難な者を除く）を特定受給資格者とみなして、基本手当の所定給付日数、受給期間の規定を適用する。

*この規定でいう厚生労働省令で定める者は、次のとおり。

- ①期間の定めのある労働契約の期間が満了し、かつ、当該労働契約の更新がないこと（その者が当該更新を希望したにもかかわらず、当該更新についての合意が成立するに至らなかった場合に限る）により離職した者

- ②正当な理由のある自己都合により離職した者（被保険者期間が6箇月〔離職日以前1年間〕以上12箇月未満〔離職日以前2年間〕である者に限る）

正解 A

択一式 基本手当（受給期間）

17

H28-4

難易度 ★

重要度 A

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■基本手当の受給期間に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 受給資格者が、受給期間内に再就職して再び離職した場合に、当該再離職によって新たな受給資格を取得したときは、前の受給資格に係る受給期間内であれば、前の受給資格に基づく基本手当の残日数分を受給することができる。
- B 配偶者の出産のため引き続き30日以上職業に就くことができない者が公共職業安定所長にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算した期間、受給期間が延長される。
- C 雇用保険法第22条第2項第1号に定める45歳以上65歳未満である就職が困難な者（算定基礎期間が1年未満の者は除く。）の受給期間は、同法第20条第1項第1号に定める基準日の翌日から起算して1年に60日を加えた期間である。
- D 定年に達したことで基本手当の受給期間の延長が認められた場合、疾病又は負傷等の理由により引き続き30日以上職業に就くことができない日があるときでも受給期間はさらに延長されることはない。
- E 60歳以上の定年に達した後、1年更新の再雇用制度により一定期限まで引き続き雇用されることとなった場合に、再雇用の期限の到来前の更新時に更新を行わなかったことにより退職したときでも、理由の如何を問わず受給期間の延長が認められる。

解説

- A 誤り。設問の場合、前の受給資格に基づく基本手当は支給しない（法20条3項、行政手引50251）。
- B 誤り。設問の記述のうち、「配偶者の」を削ると正しい記述となる（法20条1項、則30条2項、行政手引50271）。
- C 正しい（法20条1項2号）。設問の者は基本手当の所定給付日数が360日のため、^①原則的な受給期間が長くなっている。

■就職困難者の所定給付日数

年齢 \ 算定基礎期間	1年未満	1年以上
45歳未満	150日	300日
45歳以上65歳未満	150日	360日

- D 誤り。法20条2項の受給期間の延長（定年退職者等の受給期間の延長）が認められた場合にも、法20条1項の受給期間の延長（疾病又は負傷等の理由により引き続き30日以上職業に就くことができない日がある場合の延長）が認められる（行政手引50286）。
- E 誤り。設問の受給期間の延長が認められるためには、当該再雇用の期限が到来したことが必要である（法20条2項、則31条の2、行政手引50281）。

➡ 344頁
受給期間内の再離職によって新たな受給資格等を取得しないときは、前の受給資格に係る基本手当の残りを受給できる。

➡ 343頁（B肢）

➡ 342頁（C肢）
①基本手当の原則的な受給期間
②次のいずれにも該当しない場合…1年
③所定給付日数が330日の者…1年+30日
④所定給付日数が360日の者…1年+60日

➡ 343頁

➡ 342頁

択一式 基本手当（受給期間）

18 H24-3

難易度 ★

重要度 A

Date /	Date /	Date /
--------	--------	--------

■基本手当の受給期間に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

なお、本問において、「基準日」とは「基本手当の受給資格に係る離職の日」のことであり、「就職困難者」とは「雇用保険法第22条第2項の厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者」のことである。また、雇用保険法に定める延長給付は考慮しないものとする。

- A 基準日において50歳であり、算定基礎期間が1年の就職困難者である受給資格者については、受給期間は、原則として、基準日の翌日から起算して1年に60日を加えた期間である。
- B 受給資格者がその受給期間内に再就職して再び離職した場合で、当該再就職によって特例受給資格を取得したときは、前の受給資格に係る受給期間内であれば、その受給資格に基づく基本手当の残日数分を受給することができる。
- C 60歳以上で定年退職した者による雇用保険法第20条第2項に基づく受給期間延長の申出は、天災その他申出をしなかったことについてやむを得ない理由があるときを除き、当該申出に係る離職の日の翌日から起算して2か月以内にしなければならない。
- D 60歳以上で定年退職した者に対する雇用保険法第20条第2項に基づく受給期間の延長は、1年を限度とする。
- E 離職前から引き続き傷病のために職業に就くことができない状態にある者について、一定の要件をみたす場合には、その者の申出により当該離職に係る受給期間を延長することは可能であるが、当該離職の日までの傷病期間に相当する日数は受給期間の延長の対象とはならない。

解説

A 正しい（法20条1項2号）。記述のとおり。

■原則的な受給期間 示

受給資格者の区分	原則的な受給期間
① 所定給付日数が300日以下とされる者（次の㊸①以外の者）	基準日の翌日から起算して 1年
㊸ 所定給付日数が360日とされる者 …基準日に、45歳以上65歳未満、算定基礎期間1年以上の就職困難者である受給資格者← A肢の者が該当	基準日の翌日から起算して 1年に60日を加えた期間
① 所定給付日数が330日とされる者 …基準日に、45歳以上60歳未満、算定基礎期間20年以上の特定受給資格者	基準日の翌日から起算して 1年に30日を加えた期間

㊸ 基準日＝受給資格に係る離職の日

B 誤り。受給資格者が、受給期間内に新たに受給資格、高年齢受給資格又は**特例受給資格を取得した**ときは、その取得した日以後においては、**前の受給資格に基づく基本手当は支給されない**（法20条3項）。

C 正しい（法20条2項、則31条の3）。記述のとおり。

■受給期間の延長の申出の期限 示

- ① 妊娠、出産、育児、疾病又は負傷等により引き続き30日以上職業に就くことができない者に係る受給期間の延長
 - ➡引き続き30日以上職業に就くことができなくなるに至った日の翌日から起算して“**1箇月**”以内
- ㊸ 定年退職者等に係る受給期間の延長
 - ➡離職の日の翌日から起算して“**2箇月**”以内

D 正しい（法20条2項）。記述のとおり。

E 正しい（法20条1項、則30条）。記述のとおり。受給期間内（当該受給資格に係る離職の日の翌日以後の期間）の日数が加算の対象となる。

正解 B

📖 342頁

📖 344頁

📖 343頁

📖 342頁

📖 343頁

択一式 基本手当（延長給付）

19 H27-3

難易度 ★★ 重要度 B

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■基本手当の延長給付に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

なお、本問において、「個別延長給付」とは、雇用保険法附則第5条に規定する給付日数の延長に関する暫定措置に係る給付のことをいう。

- A 全国延長給付の限度は90日であり、なお失業の状況が改善されない場合には当初の期間を延長することができるが、その限度は60日とされている。
- B 個別延長給付の支給対象者は、特定受給資格者に限られる。
- C 広域延長措置に基づき所定給付日数を超えて基本手当の支給を受けることができる者が厚生労働大臣が指定する地域に住所又は居所を変更した場合、引き続き当該措置に基づき所定給付日数を超えて基本手当を受給することができる。
- D 広域延長給付を受けている受給資格者について訓練延長給付が行われることとなったときは、訓練延長給付が終わった後でなければ、広域延長給付は行われな
い。
- E 訓練延長給付の対象となる公共職業訓練等は、公共職業安定所長の指示したもの
のうちその期間が1年以内のものに限られている。

解説

- A 誤り。期間を延長することができるが、**延長の限度となる日数は規定されていない**（法27条2項、令7条）。
- B 誤り。**特定理由離職者のうち、「期間の定めのある労働契約の期間が満了**^①**し、かつ、当該労働契約の更新がないこと（その者が当該更新を希望したにもかかわらず、当該更新についての合意が成立するに至らなかった場合に限る）」により離職した者は、個別延長給付の支給対象者に含まれる**（法附則5条）。
- C 正しい（法25条2項、行政手引52412）。**延長**できる日数の限度は移転前後を通じ90日である。
- D 誤り。**広域延長給付が終わった後**でなければ、**訓練延長給付**は行われない^②（法28条1項）。
- E 誤り。「1年以内」ではなく、「**2年以内**」である（令4条1項）。

■訓練延長給付により延長される日数の限度 **カ**

待期中の期間	90日
受講している期間	2年
受講終了後の期間	一定の場合に、30日から支給残日数を差し引いた日数を限度として延長

カ 347頁関連

カ 348頁

①特定理由離職者のうち、「正当な理由のある自己都合により離職した者」は、個別延長給付の支給対象者に含まれない。

カ 346頁

カ 348頁

②延長給付の優先順位を覚えておこう。次の①～③の順になっている（訓練延長給付は最後）。

- ①個別延長給付
- ②広域延長給付
- ③全国延長給付
- ④訓練延長給付

カ 346頁（E肢）

正解 C

雇用

択一式 基本手当（延長給付）

20 H25-3

難易度 ★

重要度 C

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■基本手当の延長給付に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

なお、以下において、「個別延長給付」とは雇用保険法附則第5条に規定する給付日数の延長に関する暫定措置に係る給付のことをいう。

- A 受給資格者であって、当該受給資格に係る離職後最初に公共職業安定所に求職の申込みをした日以後、正当な理由がなく、公共職業安定所の紹介する職業に就くことを拒んだことがある者についても、当該受給資格に係る個別延長給付が支給されることがある。
- B 受給資格者が公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等（その期間が2年を超えるものを除く。）を受ける場合には、その者が当該公共職業訓練等を受けるため雇用保険法第21条に規定する待期している期間内の失業している日についても、当該公共職業訓練等を受け始める日の前日までの引き続き30日間を限度として、所定給付日数を超えてその者に基本手当を支給することができる。
- C 広域延長給付を受けている受給資格者については、当該広域延長給付が終わった後でなければ全国延長給付は行わず、全国延長給付を受けている受給資格者について広域延長給付が行われることとなったときは、広域延長給付が行われる間は、その者について全国延長給付は行わない。
- D 全国延長給付は、連続する4月間の各月における基本手当の支給を受けた受給資格者の数を、当該受給資格者の数に当該各月の末日における被保険者の数を加えた数で除して得た率が、それぞれ100分の3となる場合には、支給されることがある。
- E 厚生労働大臣は、広域延長給付の措置を決定するためには、その地域における雇用に関する状況等から判断して、その地域内に居住する求職者がその地域において職業に就くことが困難であると認める地域について、求職者が他の地域において職業に就くことを促進するための計画を作成し、関係都道府県知事及び公共職業安定所長に、当該計画に基づく広範囲の地域にわたる職業紹介活動を行わせなければならない。

解説

A 誤り。設問の者^①については、個別延長給付は支給されない（則附則20条3号）。

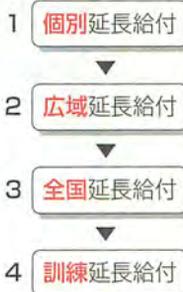
B 誤り。「30日間」ではなく、「**90日間**」である（令4条2項）。また、設問中の「雇用保険法第21条に規定する」という部分は不要である（法24条1項）。

■延長される日数の限度 **ホ**

30日	個別延長給付（一定の者）
30日－残日数	②訓練延長給付（受講終了後の期間）
60日	個別延長給付（原則）
90日	広域延長給付
	全国延長給付
	訓練延長給付（待期中の期間）
2年	訓練延長給付（受講している期間）

C 正しい（法28条1項・2項）。延長給付には現在4種類あるが、その優先順位を問う問題である。

■延長給付の優先順位 **ホ**



D 誤り。「100分の3となる場合」ではなく、「**100分の4を超える場合**」である（令7条1項1号）。^③

E 誤り。「都道府県知事」ではなく、「**都道府県労働局長**」である（法25条1項）。

㊦ 347頁関連

①個別延長給付は、受給資格者が正当な理由なく公共職業安定所の紹介する職業に就くことを拒んだことがないこと等が要件とされている。

③個別延長給付は、平成29年3月31日までの暫定措置であり、平成29年4月1日以後については、執筆時点では未定です。改正がある場合には、追録でお知らせします。

㊦ 346頁(B肢)

②訓練延長給付のうち受講終了後の期間については、受講終了日における基本手当の支給残日数が30日未満であり、かつ、政令で定める基準に照らして公共職業訓練等を受け終わってもなお就職が相当程度に困難な者であると公共職業安定所長が認めた者が対象となる（30日から支給残日数を差し引いた日数が限度）。

㊦ 348頁(C肢)

㊦ 347頁(D肢)

③全国延長給付は、連続する4月間の失業の状況が、いわゆる基本手当受給率が4%を超え、いわゆる初回受給率が低下する傾向になく、かつ、その状態が継続すると認められる場合に行われる。

㊦ 346頁関連(E肢)

正解 C

択一式 基本手当（給付制限）

21

H28-5

難易度 ★★

重要度 B

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■基本手当の給付制限に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

なお、本問における「受給資格者」には、訓練延長給付、広域延長給付、全国延長給付を受けている者は除かれるものとする。

- A 自己の責めに帰すべき重大な理由によって解雇された場合は、待期の満了の日の翌日から起算して1か月以上3か月以内の間、基本手当は支給されないが、この間についても失業の認定を行わなければならない。
- B 就職先の賃金が、同一地域における同種の業務及び同程度の技能に係る一般の賃金水準に比べて、不当に低いときには、受給資格者が公共職業安定所の紹介する職業に就くことを拒んでも、給付制限を受けることはない。
- C 受給資格者が、正当な理由がなく職業指導を受けることを拒んだことにより基本手当を支給しないこととされている期間であっても、他の要件を満たす限り、技能習得手当が支給される。
- D 公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けることを拒んだ受給資格者は、当該公共職業訓練等を受けることを指示された職種が、受給資格者の能力からみて不相当であると認められるときであっても、基本手当の給付制限を受ける。
- E 管轄公共職業安定所の長は、正当な理由なく自己の都合によって退職したことで基本手当の支給をしないこととされる受給資格者に対して、職業紹介及び職業指導を行うことはない。

解説

- A 誤り。設問の場合においては、**失業の認定は行う必要がない**こととされている（行政手引52205）。
- B 正しい（法32条1項3号）。記述のとおり。
- C 誤り。技能習得手当のうち、受講手当は、受給資格者が公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けた日であって、**基本手当の支給対象となる日**^①について支給される（則57条1項）。
- D 誤り。設問の場合には、基本手当の**給付制限を受けない**（法32条1項1号、行政手引52151）。
- E 誤り。正当な理由なく自己の都合によって退職したことで基本手当の支給をしないこととされている受給資格者に対しても、**職業紹介及び職業指導等を行う**（則48条）。

 348頁

 348頁

 352頁

①受講手当は、基本手当の待期中の日、傷病手当の支給対象日については支給されない（行政手引52851）。自己の労働により収入があったことによる基本手当の不支給日については、支給される。

 348頁(D肢)

 330頁関連(E肢)

択一式 基本手当（給付制限）

22 H26-7

難易度 ★★★ 重要度 B

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■給付制限に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 被保険者が正当な理由がなく自己の都合によって退職した場合には、雇用保険法第21条に定める待期の期間満了後1か月以上3か月以内の間で公共職業安定所長の定める期間は、技能習得手当が支給されない。
- B 上司、同僚等から故意の排斥又は著しい冷遇若しくは嫌がらせを受けたことにより退職した場合は、自己の都合によって退職した場合であっても、正当な理由があるためこれを理由とする給付制限は行われない。
- C 被保険者が自己の責に帰すべき重大な理由によって解雇された場合であっても、公共職業安定所長の指示した公共職業訓練の受講開始日以後は、他の要件を満たす限り基本手当が支給される。
- D 全国延長給付を受けている受給資格者が、正当な理由がなく公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けることを拒んだときであっても、当該拒んだ日の翌日から起算して1か月を経過した日から基本手当が支給される。
- E 偽りその他不正な行為により育児休業給付金の支給停止処分を受けた者の配偶者が子を養育するための休業をしたときは、他の要件を満たす限り育児休業給付金が支給される。

解説

A 正しい（行政手引52851）。**正当な理由がなく**、自己の都合によって退職した場合は、離職理由による給付制限が行われる。

■離職理由による給付制限 **示**

離職理由	期間
自己の責めに帰すべき重大な理由による解雇	待定期間満了後 1箇月以上3箇月以内 の間で公共職業安定所長の定める期間
正当な理由がなく、自己の都合によって退職	

B 正しい（行政手引52203）。**正当な理由のある自己都合退職**については、離職理由による給付制限は行われない。①設問は、その具体例である。

C 正しい（法33条1項ただし書）。**給付制限の解除**に関する問題である。②**示**この場合は、基本手当に「加えて」支給される技能習得手当も、支給されることとなる。A肢と区別しておこう。

D 誤り。当該給付制限を受ける受給資格者から、全国延長給付を受ける者は除かれている（法32条1項）。**示**設問の場合、「**拒んだ日以後基本手当を支給しない**」という給付制限が適用される（法29条1項）。

E 正しい（法61条の5）。記述のとおり。

5 352頁

5 349頁

①「正当な理由」とは、被保険者の状況（健康状態、家庭の事情等）、事業所の状況（労働条件、雇用管理の状況、経営状況等）その他からみて、その退職が真にやむを得ないものであることが客観的に認められる場合をいうのであって、被保険者の主観的判断は考慮されない（行政手引52203）。

5 349頁（C肢）

②特例受給資格者が公共職業訓練等を受ける場合には、所定の要件を満たせば基本手当・技能習得手当・寄宿手当が支給されるが、離職理由による給付制限は解除されない。

5 349頁（D肢）

5 408頁（E肢）

正解 D

択一式 基本手当（給付制限）

23

H25-6

難易度 ★★★

重要度 C

Date			Date			Date		
------	--	--	------	--	--	------	--	--

■給付制限に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

なお、本問における「受給資格者」には、訓練延長給付、広域延長給付、全国延長給付又は個別延長給付を受けている者は除かれるものとする。

- A 日雇労働求職者給付金の支給を受けることができる者が公共職業安定所の紹介する業務に就くことを拒んだときは、正当な理由がある場合を除き、その拒んだ日から起算して1か月間に限り、日雇労働求職者給付金を支給しない。
- B 偽りその他不正の行為により基本手当の支給を受けようとした者には、やむを得ない理由がある場合を除き、当該基本手当の支給を受けようとした日から起算して1か月間に限り、基本手当を支給しない。
- C 受給資格者が、正当な理由がなく、厚生労働大臣の定める基準に従って公共職業安定所が行うその者の再就職を促進するために必要な職業指導を受けることを拒んだときは、その拒んだ日から起算して1か月を超えない範囲内において公共職業安定所長の定める期間は、基本手当を支給しない。
- D 受給資格者が雇用保険法第21条に規定する待期の期間の満了前に正当な理由がなく公共職業安定所の紹介する業務に就くことを拒んだときは、当該拒んだ日以降の待期の期間を含め1か月間に限り、基本手当を受けることができない。
- E 日雇労働求職者給付金の支給を受けることができる者が、偽りその他不正の行為により就職促進給付の支給を受けたときは、やむを得ない理由がある場合を除き、その支給を受けた月及びその月の翌月から1か月間に限り、日雇労働求職者給付金を支給しない。

解説

A 誤り。公共職業安定所の紹介する業務に就くことを拒んだときは、その拒んだ日から起算して**7日間**は、日雇労働求職者給付金を支給しない（法52条1項）。

答次の場合は給付制限されない。

- ① 紹介された業務が、その者の能力からみて不適當であると認められるとき。
- ② 紹介された業務に対する賃金が、同一地域における同種の業務及び同程度の技能に係る一般の賃金水準に比べて、不当に低いとき。
- ③ 職業安定法第20条（第2項ただし書を除く。）の規定に該当する事業所に紹介されたとき→同盟罷業又は作業所閉鎖の行われている事業所に紹介されたとき等が該当する。
- ④ その他正当な理由があるとき。

B 誤り。設問の場合は、その基本手当の**支給を受けようとした日以後**、基本手当を支給しない（法34条1項）。

C 正しい（法32条2項）。記述のとおり。

D 誤り。設問のように、給付制限期間に待期期間を含めることとする規定はない。**答**そもそも待期の期間には基本手当は支給されない、と考えて解いていこう。

E 誤り。「1か月間」ではなく、「**3か月間**」である（法52条3項）。

う 365頁

①給付制限の期間は、就職を拒否した日から起算して連続7日間とされ、その期間に就労した日があるか否かを問わない（行政手引90702）。

う 349頁

う 349頁

う 349頁関連

う 365頁

日雇労働求職者給付金には、離職理由による給付制限はない。

択一式 基本手当以外の一般被保険者の求職者給付

24

H28-2

難易度 ★

重要度 B

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■傷病手当に関する次の記述のうち、正しいものの組み合わせはどれか。

- ア 労働の意思又は能力がないと認められる者が傷病となった場合には、疾病又は負傷のため職業に就くことができないとは認められないから、傷病手当は支給できない。
- イ 求職の申込後に疾病又は負傷のために公共職業安定所に出頭することができない場合において、その期間が継続して15日未満のときは、証明書により失業の認定を受け、基本手当の支給を受けることができるので、傷病手当は支給されない。
- ウ 広域延長給付に係る基本手当を受給中の受給資格者が疾病又は負傷のために公共職業安定所に出頭することができない場合、傷病手当が支給される。
- エ 傷病手当の日額は、雇用保険法第16条の規定による基本手当の日額に100分の80を乗じて得た額である。
- オ 傷病の認定は、天災その他認定を受けなかったことについてやむを得ない理由がない限り、職業に就くことができない理由がやんだ日の翌日から起算して10日以内に受けなければならない。

- A (アとイ) B (アとオ) C (イとオ)
D (ウとエ) E (エとオ)

解説

ア 正しい（行政手引53002ロイ）。記述のとおり。

イ 正しい（法15条4項1号）。記述のとおり。

■疾病又は負傷のため職業に就くことができない場合 **ホ**

継続15日未満	証明書による失業の認定を受け、 基本手当 を受給できる
継続15日以上	求職の申込後に生じたものなら、傷病手当の申請が可能
引き続き30日以上	基本手当の①受給期間の延長を申請できる。求職の申込後に生じたものなら、傷病手当の申請も可能

ウ 誤り。傷病手当を支給し得る日数は、当該受給資格者の**所定給付日数**から、既に基本手当を支給した日数を差引いた日数である（行政手引53004）。

エ 誤り。傷病手当の日額は、雇用保険法16条の規定による基本手当の日額に「**相当する額**」である（法37条3項）。

オ 誤り。傷病の認定は、天災その他認定を受けなかったことについてやむを得ない理由がない限り、職業に就くことができない理由がやんだ後における**最初の支給日**（支給日がないときは受給期間最後の日から起算して1箇月を経過した日）までに受けなければならない（法37条2項、則63条）。

ウ 350頁

傷病手当は基本手当の代わりに支給されるものであり、基本手当は一般被保険者の「失業」について支給される。

【失業の定義】「失業」とは、被保険者が離職し、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、職業に就くことができない状態にあることをいう（法4条3項）。

ウ 352頁(イ)

①受給期間の延長を申請した後に傷病手当の支給申請をしたときは、延長措置が取り消される（延長措置がなかったものとみなして、傷病手当が支給される。行政手引53002）。

ウ 351頁(ウ)

②延長給付は所定給付日数を超えて基本手当を支給する制度のため、傷病手当の対象とならない。

ウ 351頁(エ)

ウ 351頁(オ)

正解 A

択一式 基本手当以外の一般被保険者の求職者給付

難易度 ★★ 重要度 日

25 H24-4

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■一般被保険者の基本手当以外の求職者給付に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記AからEまでのうちどれか。

- ア 技能習得手当は、受給資格者に対し、基本手当を支給すべき日又は傷病手当を支給すべき日に、その日の属する月の前月の末日までの分を支給する。
- イ 受給資格者Xは、離職後公共職業安定所に出頭し求職の申込みをした後、交通事故による負傷のために職業に就くことができなくなり、そのため基本手当の支給を受けられなくなったが、自動車損害賠償保障法に基づく保険金の支給を受けることができる場合には、Xに対して傷病手当が支給されることはない。
- ウ 広域延長給付に係る基本手当を受給中の受給資格者については、傷病手当が支給されることはない。
- エ 技能習得手当には、受講手当、通所手当及び寄宿手当の3種類がある。
- オ 寄宿手当は、公共職業訓練等受講開始前の寄宿日については支給されることはない。

- A (アとウ) B (アとエ) C (イとウ)
D (イとエ) E (エとオ)

解説

ア 正しい（則61条1項）。記述のとおり。

■技能習得手当及び寄宿手当の支給手続 **ホ**

- ① 技能習得手当及び寄宿手当は、受給資格者に対し、支給日又は傷病手当を支給すべき日に、その日の属する月の前月の末日までの分を支給する。
- ② 受給資格者は、技能習得手当及び寄宿手当の支給を受けようとするときは、受講証明書に①受給資格者証を添えて管轄公共職業安定所の長に提出しなければならない。

イ 誤り。自動車損害賠償保障法に基づく保険金の支給を受けることができる受給資格者に対して、傷病手当を支給して差し支えないこととされている（昭53.9.22雇保発32）。

ウ 正しい（行政手引53004）。記述のとおり。

エ 誤り。技能習得手当は、**受講手当**及び**通所手当**の2種類である（則56条）。

オ 正しい（行政手引52901）。記述のとおり。

したがって、Dの組合せ（イとエ）が正解となる。

 353頁

①ただし、受給資格者証を添えて提出することができないことについて正当な理由があるときは、受給資格者証を添えないことができる（則61条3項）。

 350～351頁(イ)

 351頁

 352～353頁

 353頁

択一式 基本手当以外の一般被保険者の求職者給付

26 H19-3

難易度 ★★ 重要度 B

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■一般被保険者の基本手当以外の求職者給付に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 受給資格者が、公共職業安定所に出頭して求職の申込みを行った後、病気のため職業に就くことができない状態となった場合、その期間が継続して12日であれば、傷病手当は支給されない。
- B 寄宿手当の額は、当該受給資格者の年齢や被保険者であった期間の長さによって異なることはない。
- C 技能習得手当には、受講手当と通所手当の2種類がある。
- D 受講手当は、受給資格者が公共職業安定所長が指示した公共職業訓練等を受けた日以外の日についても、支給されることがある。
- E 同じ日について基本手当と受講手当を受給することはできるが、同じ日について基本手当と傷病手当を受給することはできない。

解説

- A 正しい（行政手引53003）。疾病又は負傷のために公共職業安定所に出頭することができなかった場合において、その期間が継続して15日未満であるときは、証明書による認定により基本手当が支給されるので、傷病手当は支給されない。
- B 正しい（法36条2項、則60条2項）。寄宿手当の月額は、受給資格者の年齢・被保険者であった期間の長さにかかわらず、月額10,700円である（なお、日割で減額されることはある）。
- C 正しい（法36条1項、則56条）。記述のとおり。
- D 誤り。受講手当は、公共職業訓練等を受けた日について支給されるものであり、それ以外の日について、支給されることはない（則57条1項）。
- E 正しい（法36条1項、37条1項、則57条1項）。

■基本手当との関係

- ① 技能習得手当と寄宿手当⇒基本手当に加えて支給
- ② 傷病手当⇒基本手当に代えて支給

352頁

353頁

352頁

352頁

350、352頁

択一式 高年齢被保険者の求職者給付

27

H24-5

難易度 ★★★

重要度 B

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■高年齢被保険者の求職者給付等に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

なお、本問において、「算定基礎期間」とは「雇用保険法第37条の4第3項に規定する算定基礎期間」のことで、「基本手当の日額」とは「高年齢受給資格者を雇用保険法第15条第1項に規定する受給資格者とみなした場合に支給されることとなる基本手当の日額」のことで、「失業の認定」とは「雇用保険法第37条の4第4項に規定する失業していることについての認定」のことである。

- A 高年齢求職者給付金の支給を受けることができる期限は、高年齢受給資格に係る離職の日の翌日から起算して6か月を経過する日である。
- B 高年齢受給資格者であるXの当該高年齢受給資格に係る算定基礎期間が15か月である場合、Xが支給を受けることのできる高年齢求職者給付金の額は、基本手当の日額の50日分に相当する額を下回ることはない。
- C 高年齢受給資格者は、日雇労働求職者給付金の受給資格を取得することはできない。
- D 日雇労働被保険者は、高年齢受給資格者となることはない。
- E 高年齢受給資格者は、失業の認定を受けようとするときは、失業の認定日に、管轄公共職業安定所に出頭し、失業認定申告書（様式第14号）に住民票記載事項証明書を添えて、提出しなければならない。

解説

A 誤り。高年齢求職者給付金の受給期限日は、離職の日の翌日から起算して「1年」を経過する日である（法37条の4第5項）。

〈比較〉特例一時金の受給期限日は、離職の日の翌日から起算して「6箇月」を経過する日である。

B 誤り。失業の認定日から受給期限日までの日数が50日に満たないときは、失業の認定日から受給期限日までの日数となるため、50日分を下回ることがある（法37条の4第1項、行政手引54215）。

■高年齢求職者給付金の額 ㉒

算定基礎期間 1年未満	基本手当の日額(相当額)の30日分
算定基礎期間 1年以上	基本手当の日額(相当額)の50日分

㉒ 失業の認定日から受給期間の最後の日（受給期限日）までの日数が「30日 or 50日」に満たないときは、「30日 or 50日」を「失業の認定日から受給期限日までの日数」とする（失業の認定を受けるのが遅れた場合には減額されることがある）。

C 誤り。高年齢受給資格者は、日雇労働求職者給付金の受給資格を取得することができる（法43条、45条ほか）。

D 正しい（法37条の3、行政手引54101）。記述のとおり。一般被保険者、短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者が離職し、失業しても、高年齢受給資格者となることはない。

E 誤り。高年齢受給資格者が失業の認定を受けようとするときは、失業の認定日に、管轄公共職業安定所に出頭し、「高年齢受給資格者失業認定申告書」に「高年齢受給資格者証」を添えて、提出しなければならない（法37条の4、則65条の5）。

354頁

355頁

360、363、365頁関連

受給資格者、高年齢受給資格者又は特例受給資格者は、日雇労働求職者給付金の受給資格を取得することができるが、同じ日について、日雇労働求職者給付金と基本手当、高年齢求職者給付金又は特例一時金が併給されることはない（法46条ほか）。

354頁(D肢)

355頁(E肢)

正解 D

雇用

択一式 特例一時金等

28

H26-5

難易度 ★

重要度 A

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■短期雇用特例被保険者に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 100日の期間を定めて週あたり労働時間が35時間で季節的に雇用されていた者が、引き続き30日間雇用されるに至った場合は、その30日間の初日から短期雇用特例被保険者となる。
- B 特例一時金は、短期雇用特例被保険者が失業した場合において原則として離職の日以前1年間に被保険者期間が通算して6か月以上であったときに支給される。
- C 特例一時金の支給を受けることができる資格を有する者が、離職の日の翌日から起算して6か月を経過する日までに特例一時金の支給を受けることなく就職した後再び失業した場合（新たに基本手当の受給資格、高年齢受給資格又は特例受給資格を取得した場合を除く。）、失業の認定を受けたときは、当該受給資格に基づく特例一時金を受給することができる。
- D 特例受給資格者証の交付を受けた者が特例一時金の支給を受ける前に公共職業安定所長の指示した公共職業訓練（その期間が政令で定める期間に達しないものを除く。）を受ける場合、その保管する特例受給資格者証を管轄公共職業安定所長に返還しなければならない。
- E 特例一時金の額は、基本手当日額に相当する金額の50日分である。

解説

- A 正しい（行政手引20555）。4箇月以内の期間を定めて季節的に雇用される者が、その定められた期間を超えて引き続き同一の事業主に雇用されるに至ったときは、その定められた期間を超えた日から被保険者資格を取得する。ただし、当初の期間と新たに予定された期間が通算して4箇月を超えない場合を除く。
- B 正しい（法39条1項）。㊦高年齢求職者給付金の受給要件と同様なので、まとめて押さえてしまおう。ただし、被保険者期間の数え方は、高年齢求職者給付金と異なる。^①
- C 正しい（法39条2項、40条3項）。基本手当の基本事項を応用して解答しよう。^②
- D 正しい（則70条2項）。㊦この場合において、管轄公共職業安定所長は、受給資格者証に必要な事項を記載した上、その者に交付しなければならない。
- E 誤り。特例一時金の額は、基本手当日額に相当する金額の「30日分（当分の間、40日分）」である（法40条1項、法附則8条）。

■支給額の整理 ㊦

基本手当	90日分～360日分
高年齢求職者給付金	算定基礎期間1年未満…30日分
	算定基礎期間1年以上…50日分
特例一時金	30日分（当分の間、40日分）

㊦ 304頁

Aは時々出題されるが、非常に答えにくいポイントである。この問題は、Eを見ればすぐに正解が分かる。試験会場では、難しい文章で時間をかけすぎないように気をつけよう。

㊦ 357頁

- ①被保険者期間の算定方法
 ②基本手当→喪失応当日方式
 ㊦高年齢求職者給付金→喪失応当日方式
 ㊦特例一時金→暦月で算定する。短期雇用特例被保険者の資格を取得した日の属する月の初日から、その資格を喪失した日の前日の属する月の末日まで、引き続き雇用されたものとみなす。

㊦ 358頁（C肢）

②基本手当の受給期間中に再就職して再就職した場合には、新たな受給資格等を取得しなければ、前の離職による基本手当の残りを受給できる。

㊦ 358頁（D肢）

㊦ 359頁（E肢）

正解 E

択一式 日雇労働求職者給付金

29

H24-6

難易度 ★★

重要度 A

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■日雇労働求職者給付金に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 日雇労働求職者給付金のいわゆる特例給付の支給を受けるためには、少なくとも、雇用保険法第53条第1項第2号にいう基礎期間の最後の月の翌月以後4月間（当該特例給付について公共職業安定所長に申出をした日が当該4月の期間内にあるときは、同日までの間）に、日雇労働求職者給付金のいわゆる普通給付の支給を受けていないことが必要である。
- B 日雇労働被保険者が失業した日の属する月における失業の認定を受けた日について、その月の前2月間に、その者について納付されている印紙保険料が通算して28日分である場合、日雇労働求職者給付金のいわゆる普通給付は、その月において通算して13日分を限度として支給される。
- C 日雇労働求職者給付金の日額は、日雇労働求職者給付金のいわゆる普通給付も、いわゆる特例給付も、現状では7,500円、6,200円及び4,100円の3種類である。
- D 日雇労働求職者給付金のいわゆる特例給付は、原則として、4週間に1回失業の認定を行った日に当該認定に係る日分が支給され、したがって、この場合は、当該認定日に最大で24日分が支給されることになる。
- E 日雇労働求職者給付金のいわゆる特例給付の支給を受けるためには、少なくとも、雇用保険法第53条第1項第2号にいう基礎期間のうち後の5月間に日雇労働求職者給付金のいわゆる普通給付又は特例給付の支給を受けていないことが必要である。

解説

- A 誤り。設問中の「4月間」及び「4月の期間内」は、正しくは「2月間」及び「2月の期間内」である（法53条1項3号）。
- B 正しい（法50条1項）。記述のとおり。
- C 正しい（法48条、49条2項、54条2号）。記述のとおり。日雇労働求職者給付金の日額については、普通給付と特例給付で違いはない。
- D 正しい（法54条、行政手引90603）。記述のとおり。各週の最初の**不就労日**（待期相当）が除かれるので、 $7日 \times 4（週間） - 1日 \times 4（週間） = 24日分$ が最大となる。
- E 正しい（法53条1項2号）。記述のとおり。

364頁

363頁

362, 364頁

364頁

363頁

■特例給付の支給要件

日雇労働被保険者が失業した場合に、次の①～③のいずれにも該当すること。

- ① 継続する6月間（「基礎期間」という）に、印紙保険料が毎月11日分以上、かつ、通算して78日分以上納付されていること。
- ② 基礎期間のうち**後の5月間**に普通給付又は特例給付による日雇労働求職者給付金の支給を受けたことがないこと。←E肢
- ③ 基礎期間の**最後の月の翌月以後2月間**（申出をした日が当該2月の期間内にあるときは、その日までの期間）に普通給付による日雇労働求職者給付金の支給を受けたことがないこと。←A肢
- ④ 基礎期間の**最後の月の翌月以後4月以内**に、特例給付の支給を受けることについて、①**申出**をすること。

①当該申出は、**管轄公共職業安定所長**に対して行わなければならない。

正解 A

択一式 日雇労働被保険者の求職者給付

30

H20-4

難易度 ★★

重要度 A

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■日雇労働被保険者に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 日雇労働被保険者が前2月の各月において18日以上同一の事業主の適用事業に雇用された場合であっても、厚生労働省令で定めるところにより公共職業安定所長の認可を受けたときは、引き続き、日雇労働被保険者となることができる。
- B 日雇労働被保険者となった者（日雇労働被保険者の任意加入の認可を受けた者は除く。）は、その事実のあった日から起算して10日以内に、日雇労働被保険者資格取得届を提出しなければならない。
- C 日雇労働被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所において、雇用保険被保険者証及び日雇労働被保険者手帳の交付を受けなければならない。
- D 日雇労働被保険者が失業した場合に、日雇労働求職者給付金を受給することができるときは、その者が同時に基本手当の受給資格を満たしていても、基本手当の支給を受けることはできない。
- E 日雇労働求職者給付金の支給を受けることができる者が、偽りその他不正の行為により求職者給付又は就職促進給付の支給を受け、又は受けようとしたときは、その支給を受け、又は受けようとした月及びその月の翌月から6か月間は、日雇労働求職者給付金を受給することはできない。

解説

A 正しい（法43条2項）。記述のとおり。なお、日雇労働被保険者が同一の事業主の適用事業に継続して31日以上雇用された場合についても、設問と同様である。

👉 311頁

📌設問の認可（日雇労働被保険者資格継続の認可）は、所轄公共職業安定所長又は管轄公共職業安定所長から受けることとされている（則74条1項）。

B 誤り。日雇労働被保険者資格取得届は、事実のあった日から起算して「**5日以内**」に提出しなければならない（則71条1項）。

👉 360頁

📌日雇労働被保険者資格取得届の提出先は、管轄公共職業安定所長である。

C 誤り。日雇労働被保険者について、**雇用保険被保険者証は交付されない**。交付されるのは「日雇労働被保険者手帳」である（法44条、則73条1項）。

👉 360頁

D 誤り。日雇労働求職者給付金を受給できる者が基本手当の受給資格を満たしている場合は、**基本手当を受給することもできる**（法46条）。

👉 363頁

📌法46条の内容→日雇労働求職者給付金の支給を受けることができる者が受給資格者である場合において、その者が、基本手当の支給を受けたときは、その支給の対象となった日については日雇労働求職者給付金を支給せず、日雇労働求職者給付金の支給を受けたときは、その支給の対象となった日については基本手当を支給しない。

E 誤り。設問の給付制限の期間は、支給を受け、又は受けようとした月及びその月の翌月から「**3か月間**」である（法52条3項）。

👉 365頁

正解 A

択一式 就職促進給付

31

H26-6

才D

難易度 ★★

重要度 A

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■就職促進給付に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 基本手当の受給資格者が、所定給付日数の3分の1以上かつ45日以上支給残日数があっても、離職前の事業主に再び雇用されたときは、就業手当を受給することができない。
- B 受給資格者が離職理由による給付制限を受け、雇用保険法第21条に定める待期の期間満了後の1か月の期間内に事業を開始したときは再就職手当を受給することができない。
- C 移転費は、受給資格者が公共職業安定所の紹介した職業に就くため、その住所及び居所を変更しなければ、受給することができない。
- D 求職活動支援費は、受給資格者等が求職活動に伴い、①公共職業安定所の紹介による広範囲の地域にわたる求職活動、②公共職業安定所の職業指導に従って行う職業に関する教育訓練の受講その他の活動、③求職活動を容易にするための役務の利用の、いずれかに該当する行為をする場合において、公共職業安定所長が厚生労働大臣の定める基準に従って必要があると認めるときに、支給する。
- E 偽りその他不正な行為により就職促進給付を受けたことにより処分を受けた者が、給付を受けた日以後新たに受給資格を取得した場合には、その受給資格に基づく就職促進給付を受けることができる。

解説

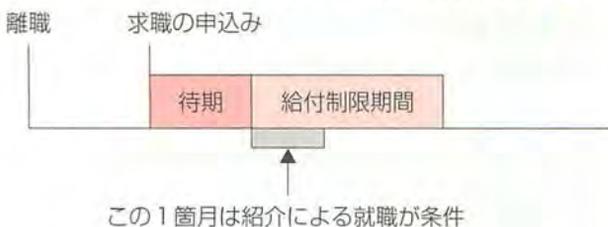
A 正しい（法56条の3第1項1号イ，則82条1項）。**ホ**

就業手当の支給要件は，丁寧に押さえておこう。

B 正しい（法56条の3第1項1号ロ，則82条1項，則82条の2）。待期間の満了後1月の期間内については，

公共職業安定所又は職業紹介事業者の紹介により職業に就いたことが必要である。

■離職理由による給付制限を受けた場合の再就職手当 **ホ**



C 誤り。移転費は，**受給資格者等**が，**①公共職業安定所の紹介した職業に就くためのほか**，**②公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等**を受けるため，その住所又は居所を変更する場合にも支給される（法58条1項，則86条）。

D 正しい（法59条1項）。**ホ**求職活動支援費の額は，設問の①～③の行為に**通常要する費用**を考慮して，厚生労働省令で定める（法59条2項）。

E 正しい（法60条2項）。**新たな資格には影響しない。**

➡ 367頁

①「離職前の事業主に再び雇用されたものでないこと」は，就業手当，再就職手当，常用就職支度手当に共通している要件である。

➡ 370頁（B肢）

②就業促進手当の整理

④就業手当，再就職手当→給付制限期間中の就職でも支給される。また，一定期間を経過すれば，公共職業安定所等の紹介によらない就職でもよい。

⑤常用就職支度手当→待期間と給付制限期間が経過した後に，公共職業安定所等の紹介により就職したことが条件となっている。

➡ 377頁（C肢）

③就職促進給付のうち，常用就職支度手当，移転費，求職活動支援費は，要件を満たせば高齢受給資格者や特例受給資格者，日雇受給資格者も対象となる。このため，「受給資格者」という限定的な言葉ではなく，「受給資格者等」という言葉を使う。

➡ 378頁（D肢）

➡ 379頁（E肢）

正解

C

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

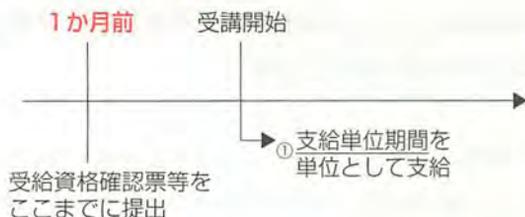
■専門実践教育訓練に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 教育訓練給付対象者であって専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の支給を受けようとする者は、当該専門実践教育訓練を開始する日の1か月前までに、教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票その他必要な書類を管轄公共職業安定所の長に提出しなければならない。
- B 専門実践教育訓練の受講開始日前までに、前回の教育訓練給付金の受給（平成26年10月1日よりも前のものを除く。）から10年以上経過していない場合、教育訓練給付金は支給しない。
- C 政府は、専門実践教育訓練を受けている者の当該専門実践教育訓練の受講を容易にするための資金の貸付けに係る保証を行う一般社団法人又は一般財団法人に対して、当該保証に要する経費の一部補助を行うことができる。
- D 雇用保険法第60条の2第1項に規定する支給要件期間が10年以上である者であって、専門実践教育訓練を受け、修了し、当該専門実践教育訓練に係る資格の取得等をし、かつ当該専門実践教育を修了した日の翌日から起算して1年以内に一般被保険者又は高年齢被保険者として雇用された者に支給される教育訓練給付金の額は、当該教育訓練の受講のために支払った費用の額の100分の60を乗じて得た額（その額が厚生労働省令で定める額を超えるときは、その定める額。）である。
- E 受給資格者が基本手当の受給資格に係る離職後最初に公共職業安定所に求職の申込みをした日以後において、失業している日が通算して7日に満たない間であっても、他の要件を満たす限り、専門実践教育に係る教育訓練支援給付金が支給される。

解説

A 正しい（則101条の2の12第1項）。

■専門実践教育訓練 示



B 正しい（則101条の2の7，則附則24条）。**示**初めての受給ではないため，支給要件期間は，2年以上ではなく**10年以上**となる。

■支給要件期間 示

一般教育訓練	3年以上（初回は1年以上）
専門実践教育訓練	10年以上（初回は2年以上）

C 正しい（法63条）。記述のとおり。

D 正しい（則101条の2の7第3号）。記述のとおり。

E 誤り。教育訓練支援給付金は，求職の申込みをした日以後の通算して7日に満たない間（待期間）は支給されない（法21条，法附則11条の2第1項）。**示**教育訓練支援給付金は，専門実践教育訓練を受けている日のうち，**失業している日**について支給される。

示 385頁

①支給単位期間は，専門実践教育訓練を開始した日から6か月ごとに区分される（則101条の2の12第4項）。教育訓練支援給付金の場合には，2か月ごとに区分される（則附則27条4項）。

示 383頁

示 409頁関連

示 383頁

教育訓練給付金の支給率
 ①一般教育訓練…20%
 ②専門実践教育訓練（①以外）…40%
 ③専門実践教育訓練に係る資格の取得等＋雇用…60%

示 387頁（E肢）

正解 E

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■教育訓練給付に関する次の記述のうち、誤っているものはいくつあるか。

なお、本問において、「教育訓練」とは、雇用保険法第60条の2第1項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する教育訓練のことをいう。

- ア 一般教育訓練に係る教育訓練給付金の支給を受けようとする者は、当該教育訓練給付金の支給に係る一般教育訓練を修了した日の翌日から起算して3か月以内に申請しなければならない。
- イ 教育訓練支援給付金は、教育訓練給付の支給に係る教育訓練を修了してもなお失業している日について支給する。
- ウ 指定教育訓練実施者が偽りの届出をしたために、教育訓練給付が不当に支給された場合、政府は、当該教育訓練実施者に対し、当該教育訓練給付の支給を受けた者と連帯して同給付の返還をするよう命ずることができる。
- エ 教育訓練給付金の支給の対象となる費用の範囲は、原則として入学金、受講料及び交通費である。
- オ 適用事業Aで一般被保険者として2年間雇用されていた者が、Aの離職後傷病手当を受給し、その後適用事業Bに2年間一般被保険者として雇用された場合、当該離職期間が1年以内であり過去に教育訓練給付金の支給を受けていないときには、当該一般被保険者は教育訓練給付金の対象となる。

- A 一つ
- B 二つ
- C 三つ
- D 四つ
- E 五つ

解説

ア 誤り。「3か月以内」ではなく、「**1か月以内**」に申請しなければならない（則101条の2の11第1項）。**正**支給申請は、**管轄公共職業安定所長**に対して行う。

イ 誤り。教育訓練支援給付金は、教育訓練給付対象者であって、一定の要件を満たす者が、**専門実践教育訓練を受けている日のうち失業している日**について支給する（法附則11条の2第1項、行政手引58501）。

■教育訓練支援給付金 **正**

基準日	平成31年3月31日以前に専門実践教育訓練を開始したこと
年齢	教育訓練を開始した日に 45歳未満 であること
支給単位期間	2か月ごと に区分する
支給単位期間ごとの支給額	基本手当の日額に相当する額× 100分の50 ×支給単位期間において 失業の認定 を受けた日数

ウ 正しい（法10条の4第2項）。**正**事業主、職業紹介事業者等が偽りの届出等をした場合も同様である。

エ 誤り。「入学科、受講料及び交通費」ではなく、「**入学科及び受講料**」である（則101条の2の6）。**正**平成29年1月施行の改正により、「一般教育訓練の受講開始日前1年以内にキャリアコンサルタントが行うキャリアコンサルティングを受けた場合の費用（2万円が限度）」も、対象となっている。

オ 正しい（法60条の2第2項）。記述のとおり。

したがって、C（三つ）が正解となる。

正解 C

➡ 385頁

➡ 386頁

➡ 322頁(ウ)

偽りその他不正の行為により失業等給付の支給を受けた者がある場合には、政府は、その者に対して、支給した失業等給付の全部又は一部を返還することを命ずることができ、また、厚生労働大臣の定める基準により、当該偽りその他不正の行為により支給を受けた失業等給付の額の2倍に相当する額以下の金額を納付することを命ずることができ（法10条の4第1項）。

➡ 383頁(工)

検定試験の受験料、受講に当たって必ずしも必要とされない補助教材費、教育訓練の補講費、教育訓練施設が実施する各種行事参加に係る費用、学費等将来受講者に対して現金還付が予定されている費用、受講のための交通費及びパソコン、ワープロ等の器材等については教育訓練経費とはならない（行政手引58014）。

➡ 381頁(オ)

択一式 教育訓練給付

34

H25-4

改 ■・ア～オ

難易度 ★

重要度 A

Date	Date	Date
------	------	------

■教育訓練給付に関する次のアからオの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記AからEまでのうちどれか。

なお、本問において、「一般教育訓練」とは「雇用保険法第60条の2第1項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する教育訓練（専門実践教育訓練を除く。）」のことであり、受講開始日前1年以内にキャリアコンサルタントが行うキャリアコンサルティングを受けていないものとする。

- ア 一般教育訓練に係る教育訓練給付金の算定の基礎となる、一般教育訓練の受講のために支払った費用として認められるのは、入学金及び受講料（当該教育訓練の期間が1年を超えるときは、当該1年を超える部分に係る受講料を除く。）である。
- イ 一般教育訓練に係る教育訓練給付金の支給を受けるためには、一般教育訓練を受け、当該教育訓練を修了したことが必要であるが、当該教育訓練を行った指定教育訓練実施者によりその旨の証明がされていない場合にも、所定の要件を満たすことにより、支給を受けることができる。
- ウ 一般教育訓練に係る教育訓練給付金の支給を受けようとする者は、当該教育訓練給付金の支給に係る一般教育訓練を修了した日の翌日から起算して1か月以内に、教育訓練給付金支給申請書に所定の書類を添えて、管轄公共職業安定所の長に提出しなければならない。
- エ 一般教育訓練に係る教育訓練給付金の額として算定された額が5,000円となるときは、教育訓練給付金は、支給されない。
- オ 管轄公共職業安定所の長は、一般教育訓練に係る教育訓練給付金の支給を決定したときは、その日の翌日から起算して7日以内に教育訓練給付金を支給する。
- A (アとイ) B (イとウ) C (イとエ)
D (ウとオ) E (エとオ)

解説

- ア 正しい（則101条の2の2第1項6号、101条の2の6）。
- イ 誤り。一般教育訓練を受け、当該教育訓練を修了した旨を、当該教育訓練に係る指定教育訓練実施者により証明された場合に限り支給される（法60条の2第1項、則101条の2の4）。**参**専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金は、一定の場合には、当該教育訓練を受けているときにも支給される。
- ウ 正しい（則101条の2の11第1項）。記述のとおり。
- エ 誤り。「5,000円」ではなく、「4,000円」である（則101条の2の9）。
- オ 正しい（則101条の2の13）。記述のとおり。**ホ**就業手当、再就職手当、就業促進定着手当、常用就職支度手当、教育訓練給付金等は、支給決定日の翌日から起算して**7日以内**に支給することとされている。
- したがって、Cの組合せ（イとエ）が正解となる。

■一般教育訓練の受講開始から支給申請まで **ホ**

	受講開始	受講修了
支給要件期間3年 (初回は1年)	教育訓練 受講	1か月以内に 申請

正解 C

⑤平成26年10月1日施行の改正で、従来の教育訓練給付金(改正後は、これを「一般教育訓練に係る教育訓練給付金」という)に加えて、「専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金」が創設されたが、本問は、この改正前の出題であるため、用語などを修正し、「一般教育訓練に係る教育訓練給付金」に関する問題とした。

う 383頁(ア)

う 381頁(イ)

う 385頁(ウ)

一般教育訓練に係る教育訓練給付金の支給を受けようとするときに提出する教育訓練給付金支給申請書には、次の書類を添えなければならない。

①一般教育訓練修了証明書

②当該教育訓練給付金の支給に係る一般教育訓練の受講のために支払った費用の額を証明することができる書類

③その他厚生労働大臣が定める書類

う 384頁(エ)

う 385頁(オ)

⑤平成29年1月施行の改正により、一定のキャリアコンサルティングの費用も、2万円を限度として、一般教育訓練に係る教育訓練給付金の対象となっている。

択一式 高年齢雇用継続給付

35

H27-5

改B

難易度 ★★ 重要度 日

Date	Date	Date
------	------	------

■高年齢雇用継続給付に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

なお、本問において、短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者は含めないものとする。

- A 60歳に達したことを理由に離職した者が、関連会社への出向により1日の空白もなく被保険者資格を取得した場合、他の要件を満たす限り、高年齢雇用継続基本給付金の支給対象となる。
- B 初めて高年齢再就職給付金の支給を受けようとするときは、事業主を経由し、やむを得ない理由がある場合を除いて、再就職後の支給対象月の初日から起算して4か月以内に事業所の所在地を管轄する公共職業安定所長に高年齢雇用継続給付受給資格確認票・(初回)高年齢雇用継続給付支給申請書を提出しなければならない。
- C 高年齢雇用継続給付を受けていた者が、暦月の途中で、離職により被保険者資格を喪失し、1日以上被保険者期間の空白が生じた場合、その月は高年齢雇用継続給付の支給対象とならない。
- D 受給資格者が当該受給資格に基づく基本手当を受けたことがなくても、傷病手当を受けたことがあれば、高年齢再就職給付金を受給することができる。
- E 高年齢雇用継続基本給付金の額は、一支給対象月について、賃金額が雇用保険法第61条第1項に規定するみなし賃金日額に30を乗じて得た額の100分の61に相当する額未満であるとき、その額に当該賃金の額を加えて得た額が支給限度額を超えない限り、100分の15となる。

解説

- A 正しい（法61条1項）。記述のとおり。
- B 誤り。出題年度における改正により、「ただし、天災その他提出しなかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。」という部分が削除された。したがって、省令の条文の範囲内で考えると、やむを得ない理由がある場合でも、設問の期限内に提出することが原則となる（則101条の7第1項）。
- C 正しい（法61条1項）。

■高年齢雇用継続基本給付金の支給対象月

被保険者が60歳に達した日の属する月から65歳に達する日の属する月までの期間内にある月（その月の初日から末日まで引き続いて、被保険者であり、かつ、育児休業給付金又は介護休業給付金の支給を受けることができる休業をしなかった月に限る）

- D 正しい（法37条6項、61条の2）。**傷病手当**を支給したときは、雇用法の適用については、法10条の4（返還命令等）及び法34条（不正受給者に対する給付制限）の規定を除き、当該傷病手当を支給した日数に相当する日数分の**基本手当を支給したものとみなす**。したがって、設問の場合でも、**高年齢再就職給付金**が支給されることになる。^①
- E 正しい（法61条5項1号）。**㊦**基本給付金の額が、賃金日額の下限額の**100分の80**に相当する額を超えないときは、基本給付金は支給されない。

㊵ 389～390頁

㊵ 396頁

㊵ 390頁

㊵ 393頁

①高年齢再就職給付金は、受給資格者が当該受給資格に基づく基本手当を受けたことがあり、「再就職日の前日における支給残日数が100日以上あること」などの要件を満たす場合に支給される。

㊵ 391頁

㊵設問中の「100分の15」は支給率であり、設問の場合の基本給付金の額は「当該賃金額の100分の15」である。

正解 B

択一式 雇用継続給付

36

H25-5

改 ■・A・C～E

難易度 ★

重要度 B

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■雇用継続給付に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

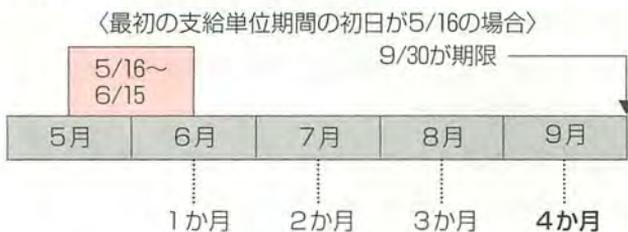
なお、本問A、C及びEの「被保険者」には、短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者は含めないものとする。

- A 事業主は、当該事業所の労働者の過半数で組織する労働組合（労働者の過半数で組織する労働組合がないときは、労働者の過半数を代表する者。）との間に書面による協定があるときに限り、被保険者に代わって、支給申請を行うべき月ごとに、高年齢雇用継続給付支給申請書の提出をすることができる。
- B 高年齢雇用継続給付受給資格確認票・（初回）高年齢雇用継続給付支給申請書に記載された事項については、事業主の証明を受けなければならない。
- C 被保険者は、初めて育児休業給付金の支給を受けようとするときは、事業主を経由して育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業給付金支給申請書の提出を、雇用保険法第61条の4第3項に規定する支給単位期間の初日から起算して2か月を経過する日の属する月の末日までにしなければならない。
- D 高年齢雇用継続給付は、高年齢被保険者に支給されることはない。
- E 被保険者が兄弟姉妹の子又は父母の兄弟姉妹を介護するために休業をし、所定の要件を満たしたときには、介護休業給付金が支給される。

解説

- A 誤り。高年齢雇用継続給付支給申請書の提出は、原則として、**事業主を経由して行う**（設問の協定は不要）（則101条の5第1項・6項）。**ホ**やむを得ない理由のため事業主を経由して申請書の提出を行うことが困難であるときは、事業主を経由しないで提出を行うことができる。
- B 正しい（則101条の5第7項）。記述のとおり。
- C 誤り。「2か月を経過する日の属する月の末日」ではなく、「**4か月を経過する日の属する月の末日**」である（則101条の13第1項）。

■支給単位期間と支給申請期限 **ホ**



- D 誤り。高年齢雇用継続給付の支給対象者から除かれている被保険者は、**短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者**である（法61条1項）。
- E 誤り。「兄弟姉妹の子」「父母の兄弟姉妹」は、いずれも対象家族に該当しない（法61条の6、則101条の17）。

➡ 397頁

➡ 396頁

➡ 402頁

➡ 389、393頁

➡ 403頁

対象家族の範囲は、出題されやすいので暗記しておこう。

正解 B

択一式 育児休業給付及び介護休業給付

37 H27-6
改 ア・ウ・エ

難易度 ★★★ 重要度 日

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■育児休業給付及び介護休業給付に関するアからオまでの次の記述のうち、誤っているものの組合せは、後記AからEまでのうちどれか。

- ア 介護休業給付金は、一般被保険者又は高年齢被保険者が、厚生労働省令で定めるところにより、対象家族を介護するための休業（以下「介護休業」という）をした場合において、当該介護休業（当該対象家族を介護するための2回以上の介護休業をした場合にあつては、初回の介護休業とする）を開始した日前2年間に、みなし被保険者期間が通算し12か月以上であったときに、支給単位期間について支給される。
- イ 派遣労働者に係る労働者派遣の役務を受ける者が当該派遣労働者を雇い入れた場合、当該役務を受ける者に派遣されていた期間は、同一の事業主の下における育児休業給付金に係るみなし被保険者期間となることはない。
- ウ 介護休業をした一般被保険者又は高年齢被保険者にその雇用する事業主から支給単位期間に賃金が支払われた場合、当該賃金の額に当該支給単位期間における介護休業給付金の額を加えて得た額が休業開始時賃金日額に支給日数を乗じて得た額の3分の2に相当する額であるときは、当該合算額から当該賃金の額を減じて得た額が介護休業給付金の額となる。
- エ 介護休業給付金の支給を受けようとする者は、事業主を経由して、やむを得ない理由があるときを除き、当該休業を終了した日の翌日から起算して2か月を経過する日の属する月の末日までにその事業所の所在地を管轄する公共職業安定所長に支給申請しなければならない。
- オ 短期雇用特例被保険者は、育児休業給付金及び介護休業給付金を受けることができない。
- A (アとイ) B (イとウ) C (ウとエ)
D (エとオ) E (アとオ)

解説

- ア 正しい（法61条の6第1項）。記述のとおり。
- イ 判定困難。期間雇用者^①について、「派遣労働者に係る労働者派遣の役務を受ける者（派遣先）が、当該派遣労働者を雇い入れた場合には、当該派遣労働者であった者について派遣先に派遣されていた期間も同一の事業主の下における雇用実績としてみなして取り扱って差し支えない」という行政手引はある（行政手引59503）。しかし、当該期間が“同一の事業主の下における育児休業給付金に係るみなし被保険者期間”になるか否かに関しては明記されておらず、正誤の判定が困難である。
- ウ 判定困難。設問の場合、当該賃金の額に当該支給単位期間における介護休業給付金の額を加えて得た額（当該合算額）が、休業開始時賃金日額×支給日数の100分の80未満（3分の2）であるため、調整されることなく「休業開始時賃金日額×支給日数の100分の40（当分の間、100分の67）」が介護休業給付金の額となる（法61条の6第4項・5項、法附則12条の2）。しかし、サイドの注^②のように問題文の記述自体は誤っていないため、正誤の判定が困難である。
- エ 誤り。H27-5B肢（324頁）と同様の改正があった。そのため、省令の条文の範囲内で考えると、やむを得ない理由があっても、設問の期限内に提出することが原則となる（則101条の19第1項・3項）。
- オ 正しい（法61条の4第1項かっこ書）。

■雇用継続給付の対象者^ホ

高年齢雇用継続給付	一般被保険者、高年齢被保険者
育児休業給付	一般被保険者、高年齢被保険者
介護休業給付	一般被保険者、高年齢被保険者

正解 なし

③本問については、試験センターから、採点に当たっては全員正解とするとの発表があった。本来正答とされるべき解答はC（ウとエ）であったが、イとウについて、正誤の判定を行うことが困難であったと判断された。

 404頁(ア)

設問の2年間は、最大4年間まで延長されることがある。

 399頁(イ)

①期間雇用者（期間を定めて雇用される者）は、同一事業主の下で1年以上雇用が継続していること等の要件を満たせば、育児休業給付の対象となる。行政手引59503は、この場合の雇用実績になるか否かに関するものである。

 406頁(ウ)

②設問の場合の介護休業給付金の額は、調整がされないの、結果的には、「当該合算額－当該賃金の額」となる。

 407頁(エ)

 397, 404頁(オ)

択一式 雇用保険制度全般

38 H28-7

難易度 ★

重要度 A

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■雇用保険制度に関する次の記述のうち、誤っているものの組み合わせはどれか。

- ア 租税その他の公課は、常用就職支度手当として支給された金銭を標準として課することができる。
- イ 市町村長は、求職者給付の支給を受ける者に対して、当該市町村の条例の定めるところにより、求職者給付の支給を受ける者の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。
- ウ 雇用保険法第73条では、「事業主は、労働者が第8条の規定による確認の請求をしたことを理由として、労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。」とされ、事業主がこの規定に違反した場合、「1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。」と規定されている。
- エ 国庫は、雇用継続給付(高年齢雇用継続給付金及び高年齢再就職給付金を除く。)に要する費用の8分の1の額に100分の55を乗じて得た額を負担する。
- オ 失業等給付を受け、又はその返還を受ける権利は、2年を経過したときは、時効によって消滅する。
- A (アとウ) B (アとエ) C (イとエ)
D (イとオ) E (ウとオ)

解説

- ア 誤り。租税その他の公課は、**失業等給付**として支給を受けた金銭（**常用就職支度手当を含む**）を標準として課することができない（法12条）。
- イ 正しい（法75条）。記述のとおり。
- ウ 誤り。設問の場合の罰則は「**6箇月**以下の懲役又は**30万円**以下の罰金」である（法83条）。
- エ 正しい（法66条1項3号、法附則13条1項）。

■国庫負担割合 示

a. 求職者給付（b及び高年齢求職者給付金を除く）	1/4（当分の間1/4×55/100）
b. 広域延長給付受給者に係る求職者給付、日雇労働求職者給付金	1/3（当分の間1/3×55/100）
c. 雇用継続給付（高年齢雇用継続給付を除く）	1/8（当分の間 1/8 ×55/100）
d. 職業訓練受講給付金（能力開発事業の就職支援法事業として支給されるもの）	1/2（当分の間1/2×55/100）

- オ 正しい（法74条）。

■消滅時効 示

労働基準法	2年（退職手当のみ5年）
③労働者災害補償保険法	「障害」「遺族」のうち前払一時金以外が5年、ほかは2年
雇用保険法、健康保険法	2年
国民年金法	年金給付5年、ほかは2年
厚生年金保険法	保険給付5年、ほかは2年

➡ 321頁

①常用就職支度手当は「就職促進給付」の中にある。「失業等給付」は大きく4つに分かれ、求職者給付、就職促進給付、教育訓練給付、雇用継続給付となっている。

➡ 413頁(イ)

➡ 414頁(ウ)

②事業主・労働保険事務組合に対する罰則は「6箇月以下の懲役又は30万円以下の罰金」となっている。被保険者、受給資格者等、教育訓練給付対象者、未支給の失業等給付の請求者等に対する罰則は、「6箇月以下の懲役又は20万円以下の罰金」である。

➡ 411頁(エ)

➡ 413頁

③労働者災害補償保険法の保険給付のうち、傷病（補償）年金の基本権には、消滅時効の問題は生じない。

正解 A

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■雇用保険制度に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 行政庁は、雇用保険法の施行のため必要があると認めるときは、当該職員に、被保険者を雇用していた事業主の事務所に立ち入らせることができるが、この権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
- B 事業主及び労働保険事務組合は、雇用保険に関する書類（雇用安定事業又は能力開発事業に関する書類及び労働保険徴収法又は労働保険徴収法施行規則による書類を除く。）をその完結の日から2年間（被保険者に関する書類にあっては、4年間）保管しなければならない。
- C 行政庁は、雇用保険法施行規則で定めるところにより、被保険者を雇用していた事業主に対して、雇用保険法の施行に関して必要な報告、文書の提出又は出頭を命ずることができるが、当該命令は、文書によって行うものとする。
- D 雇用安定事業のうち、雇用保険法第62条第1項第1号が規定する、景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合において、労働者を休業させる事業主その他労働者の雇用の安定を図るために必要な措置を講ずる事業主に対して、必要な助成及び援助を行う事業の実施に関する事務は、都道府県知事が行うこととされている。
- E 失業等給付の支給を受け、又はその返還を受ける権利は、2年を経過したときは、時効によって消滅する。

解説

- A 正しい(法79条1項・3項)。「立入検査」についての規定である。③立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない(法79条2項)。
- B 正しい(則143条)。記述のとおり。

書類の保存 ④

労基法	3年間
安衛法	①3年間(健康診断個人票、面接指導の記録は5年間)
雇用法	2年間(被保険者関係は4年間)
徴収法	3年間(被保険者関係は4年間)
健保法	2年間(患者の診療録は5年間)
厚年法	2年間

- C 正しい(法76条1項, 則143条の2)。記述のとおり。
- D 誤り。設問の事務は、都道府県知事が行うこととされていない(令1条)。③能力開発事業のうち、職業能力開発促進法に規定する計画に基づく職業訓練を行う事業主及び職業訓練の推進のための活動を行う事業主等に対する助成の事業の実施に関する事務は、都道府県知事が行うこととされている。
- E 正しい(法74条)。記述のとおり。④消滅時効は、各科目で完璧に覚えておこう。

④ 414頁

④ 413頁

①安衛法は、30年間、40年間など保存期間が長いものもある。

④ 413頁

④ 302頁

④ 413頁

②消滅時効は2年となっているものが多いが、次のものは5年である。得点に結びつくので、早いうちに覚えておこう。

①労基法…退職手当の請求権

②労災法…保険給付のうち「障害」「遺族」と付くもの(前払一時金以外)

③国年法…年金給付

④厚年法…保険給付

正解 D

Date	Date	Date
------	------	------

■雇用保険制度に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 「人」の代理人、使用人その他の従業者が、その「人」の業務に関して、雇用保険法第83条から第85条までの各号に掲げる違反行為をしたとき、行為者が罰せられるほか、その「人」に対しても雇用保険法第83条から第85条までに掲げる懲役刑が科せられることがある。
- B 労働政策審議会は、厚生労働大臣の諮問に応ずるだけでなく、必要に応じ、雇用保険事業の運営に関して、関係行政庁に建議し、又はその報告を求めることができる。
- C 雇用保険法第9条の規定による、労働者が被保険者でなくなったことの確認に関する処分が確定したときは、当該処分についての不服を、当該処分に基づく失業等給付に関する処分についての不服の理由とすることができない。
- D 失業等給付に関する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する雇用保険審査官の決定を経た後でなければ、提起することができない。
- E 雇用保険法においては、国庫は、同法第64条に規定する職業訓練受講給付金の支給に要する費用の一定割合を負担することとされている。

解説

- A 誤り。「懲役刑が科せられる」ではなく、「**罰金刑**が科せられる」が正しい（法86条1項）。
- B 正しい（法72条2項）。記述のとおり。
- C 正しい（法70条）。記述のとおり。
- D 正しい（法71条）。**罰**法69条1項において、「雇用保険審査官の決定に不服のある者は、**労働保険審査会**に対して再審査請求をすることができる」とされている。しかし、審査請求の後に、再審査請求をせず訴えを提起することも可能となっている。
- E 正しい（法66条1項4号）。記述のとおり。**参**職業訓練受講給付金に要する費用に係る国庫負担の割合は、**2分の1**（当分の間、2分の1×100分の55）である。

 414頁

 413頁

 412頁

 412～413頁

 411頁

択一式 雇用保険制度全般

41

H19-7

難易度 ★

重要度 A

Date			Date			Date		
------	--	--	------	--	--	------	--	--

■雇用保険制度に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 日雇労働被保険者に関しては、雇用保険法第8条に基づき被保険者となったことの確認を請求することはできない。
- B 特例一時金の支給を受ける権利は、債権者が差し押さえることができる。
- C 高年齢求職者給付金の支給を受ける者は、雇用保険法第10条の2が定める「必要に応じ職業能力の開発及び向上を図りつつ、誠実かつ熱心に求職活動を行うことにより、職業に就くように努め」る義務を負わない。
- D 政府は、偽りその他不正の行為により失業等給付の支給を受けた者に対し、支給した失業等給付の全部又は一部を返還することを命ずるとともに、当該偽りその他不正の行為により支給を受けた失業等給付の額の3倍に相当する額の金額を納付することを命ずることができる。
- E 育児休業給付及び介護休業給付に要する費用については国庫負担はなく、労使が折半して支払う保険料のみによって費用が賄われる。

解説

- A 正しい（法43条4項）。日雇労働被保険者に関しては、被保険者となったことの確認を請求することはできない（日雇労働被保険者の資格取得届は、日雇労働被保険者本人が提出するため）。
- B 誤り。失業等給付（当然、**特例一時金も含む**）を受ける権利は、差し押さえることはできない（法11条）。
- C 誤り。**高年齢求職者給付金**は、**求職者給付**の一種であるから、「…職業に就くように努め」る義務を負う（法10条の2）。

■就職への努力（法10条の2）

求職者給付の支給を受ける者は、必要に応じ職業能力の開発及び向上を図りつつ、誠実かつ熱心に求職活動を行うことにより、職業に就くように努めなければならない。

- D 誤り。設問中の「失業等給付の額の3倍に相当する金額」は、正しくは「失業等給付の額の**2倍**に相当する額以下の金額」である（法10条の4第1項）。
- E 誤り。雇用継続給付のうち**育児休業給付**及び**介護休業給付**に要する費用については、**国庫負担**がある。

なお、雇用継続給付のうち、高年齢雇用継続給付（高年齢雇用継続基本給付金・高年齢再就職給付金）に要する費用については、国庫負担はない（法66条1項3号）。

316、360頁

321頁

320頁

322頁

411頁

正解 A

選択式 目的, 失業等給付

42 H28

難易度 ★

重要度 A

Date	Date	Date
------	------	------

■次の文中の□の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め,完全な文章とせよ。

- 雇用保険法第1条は、「雇用保険は、労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に必要な給付を行うほか、労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に必要な給付を行うことにより、労働者の□Aを図るとともに、□Bを容易にする等その就職を促進し、あわせて、労働者の職業の安定に資するため、失業の予防、雇用状態の是正及び雇用機会の増大、労働者の能力の開発及び向上その他労働者の□Cを図ることを目的とする。」と規定している。
- 雇用保険法第58条第2項は、「移転費の額は、□Dの移転に通常要する費用を考慮して、厚生労働省令で定める。」と規定している。
- 雇用保険法第67条は、「第25条第1項の措置が決定された場合には、前条第1項第1号の規定にかかわらず、国庫は、□Eを受ける者に係る求職者給付に要する費用の3分の1を負担する。」と規定する。

選択肢

- | | |
|---------------------------------|------------------|
| ① 求職活動 | ② 訓練延長給付 |
| ③ 経済的社会的地位の向上 | ④ 広域延長給付 |
| ⑤ 雇用の安定 | ⑥ 雇用の促進 |
| ⑦ 受給資格者 | ⑧ 受給資格者等 |
| ⑨ 受給資格者等及びその者により生計を維持されている同居の親族 | |
| ⑩ 受給資格者等及び同居の親族 | ⑪ 職業訓練の実施 |
| ⑫ 職業生活の設計 | ⑬ 職業の選択 |
| ⑭ 生活の安定 | ⑮ 生活及び雇用の安定 |
| ⑯ 全国延長給付 | ⑰ 全国延長給付及び訓練延長給付 |
| ⑱ 地位の向上 | ⑲ 福祉の増進 |
| ⑳ 保護 | |

解説

1は雇用保険法の目的であり、必ず覚えておかなければならない。Aが、「⑤雇用の安定」や「⑭生活の安定」ではなく、**生活及び雇用の安定**となっていることに注意したい。

Bを暗記していなかった場合には、空欄のあとに「就職を促進」とあるので、「早期の再就職を目指す人＝**求職活動中の人**」と考えて①を選びたい。

2は**移転費**の額を問われている。移転費は受給資格者等に支給されるが、支給額は、**生計を維持されている同居の親族**を含めて考慮される。

3は、**国庫負担割合**が原則として**3分の1**とされるものを問われている。選択肢には延長給付しか並んでいないので、素直に広域延長給付を選んでほしい。

■国庫負担割合が②原則3分の1とされているもの **水**

- ① 広域延長給付受給者に係る求職者給付
- ② 日雇労働求職者給付金

正解

- A ⑮ 生活及び雇用の安定（雇用法1条）
- B ① 求職活動（雇用法1条）
- C ⑰ 福祉の増進（雇用法1条）
- D ⑨ 受給資格者等及びその者により生計を維持されている同居の親族（雇用法58条2項）
- E ④ 広域延長給付（雇用法67条）

①平成29年1月1日施行の法改正により、「受給資格者等」に、「高齢受給資格者」も含まれることとなった。従来は、「受給資格者、特例受給資格者、日雇受給資格者」のみを指す用語として使われていた。

②当分の間、「3分の1×100分の55」とされている。他の国庫負担割合については、H28-7（331頁）参照。

 301頁

 301頁

 301頁

 377頁

 411頁

選択式 失業等給付

43

H27 改1

難易度 ★ 重要度 A

Date	Date	Date
------	------	------

■ 次の文中の の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

- 雇用保険法第37条の3第1項は、「高年齢求職者給付金は、高年齢被保険者が失業した場合において、離職の日以前1年間（当該期間に疾病、負傷その他厚生労働省令で定める理由により引き続き30日以上賃金の支払を受けることができなかつた高年齢被保険者である被保険者については、当該理由により賃金の支払を受けることができなかつた日数を1年に加算した期間（その期間が4年を超えるときは、4年間）に、第14条の規定による被保険者期間が通算して A 以上であったときに、次条に定めるところにより、支給する。」と規定している。
- 雇用保険法附則第11条の2第3項は、「教育訓練支援給付金の額は、第17条に規定する賃金日額（以下この項において単に「賃金日額」という。）に100分の50（2,320円以上4,640円未満の賃金日額（その額が第18条の規定により変更されたときは、その変更された額）については100分の80、4,640円以上11,740円以下の賃金日額（その額が第18条の規定により変更されたときは、その変更された額）については100分の80から100分の50までの範囲で、賃金日額の逦増に応じ、逦減するように厚生労働省令で定める率）を乗じて得た金額に B を乗じて得た額とする。」と規定している。
- 雇用保険法第10条の3第1項は、「失業等給付の支給を受けることができる者が死亡した場合において、その者に支給されるべき失業等給付でまだ支給されていないものがあるときは、その者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）、 C は、自己の名で、その未支給の失業等給付の支給を請求することができる。」と規定している。
- 雇用保険法第50条第1項は、「日雇労働求職者給付金は、日雇労働被保険者が失業した日の属する月における失業の認定を受けた日について、その月の前2月間に、その者について納付されている印紙保険料が通算して D 日分以下であるときは、通算して E 日分を限度として支給し、その者について納付されている印紙保険料が通算して D 日分を超えているときは、通算して、 D 日分を超える4日分ごとに1日を E 日に加えて得た日数分を限度として支給する。ただし、その月において通算して17日分を超えては支給しない。」と規定している。

選択肢

- ① 100分の30 ② 100分の40 ③ 100分の50 ④ 100分の60
 ⑤ 10 ⑥ 11 ⑦ 12 ⑧ 13 ⑨ 20 ⑩ 28 ⑪ 30 ⑫ 31
 ⑬ 3箇月 ⑭ 4箇月 ⑮ 6箇月 ⑯ 12箇月
 ⑰ 子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹
 ⑱ 子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたもの
 ⑲ 子、父母、孫若しくは祖父母又はその者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた兄弟姉妹
 ⑳ 子、父母又はその者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた孫、祖父母若しくは兄弟姉妹

解説

高年齢求職者給付金、教育訓練支援給付金、未支給の失業等給付、日雇労働求職者給付金（普通給付）からの出題である。AとCは基本中の基本であり、迷わず解答したい。Bは、出題年度における改正点である。

Eに入るのは日雇労働求職者給付金の、普通給付の支給日数である。印紙保険料の納付状況に応じて**13日分から17日分まで**、と覚えておけば、ここも確実に得点できる。

Dは答えにくいだが、「**44日以上は17日分が限度**」という点を覚えておき、問題文の「4日分ごと」という部分を見ると、正解を導き出すことができる。

■日雇労働求職者給付金の支給日数（普通給付）

前2月間に納付された印紙保険料	支給日数
通算して26日分から31日分	13日
32日分から35日分	14日
36日分から39日分	15日
40日分から43日分	16日
44日以上	17日

正解

- A ⑮ 6箇月（法37条の3第1項）
 B ③ 100分の50（法附則11条の2第3項）
 C ⑱ 子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたもの（法10条の3第1項）
 D ⑩ 28（法50条1項）
 E ⑧ 13（法50条1項）

354頁

387頁

321頁

363頁

363頁

選択式 失業等給付

44

H26 改選択肢

難易度 ★★ 重要度 A

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■次の文中の□の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

- 雇用保険法第10条の4第1項は、「偽りその他不正の行為により失業等給付の支給を受けた者がある場合には、政府は、その者に対して、支給した失業等給付の全部又は一部を返還することを命ずることができ、また、厚生労働大臣の定める基準により、当該偽りその他不正の行為により支給を受けた失業等給付の□A□以下の金額を納付することを命ずることができる。」と規定している。
- 雇用保険法第22条第2項において、受給資格者で厚生労働省令で定める理由により就職が困難なものに係る所定給付日数は、同条が規定する算定基礎期間が1年であり、当該基本手当の受給資格に係る離職の日において45歳である受給資格者にあつては□B□とされている。
- 雇用保険法第56条の3第3項において、就業促進手当の額は、厚生労働省令で定める安定した職業に就いた者であつて、当該職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数が当該受給資格に基づく所定給付日数の3分の1以上であるものについては、基本手当日額に支給残日数に相当する日数に□C□（その職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数が当該受給資格に基づく所定給付日数の3分の2以上であるもの（以下「早期再就職者」という）にあつては、□D□）を乗じて得た数を乗じて得た額（同一の事業主の適用事業にその職業に就いた日から引き続いて6か月以上雇用される者であつて厚生労働省令で定めるものにあつては、当該額に、基本手当日額に支給残日数に相当する日数に□E□を乗じて得た数を乗じて得た額を限度として厚生労働省令で定める額を加えて得た額）とされている。

選択肢

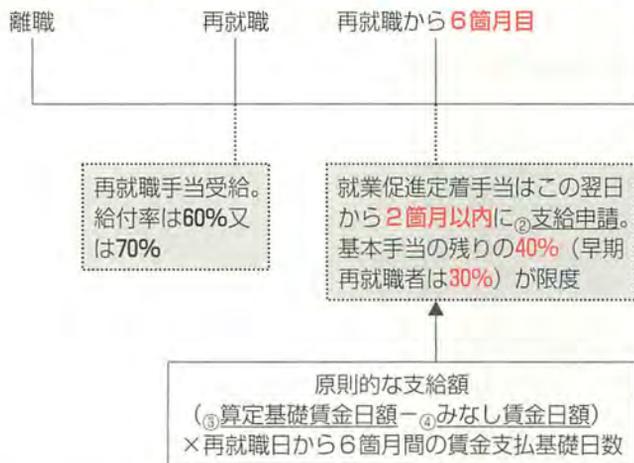
- | | | | |
|----------------|----------------|----------------|--------|
| ① 10分の1 | ② 100分の15 | ③ 10分の3又は10分の2 | |
| ④ 100分の61 | ⑤ 10分の4又は10分の3 | ⑥ 100分の45 | |
| ⑦ 10分の6 | ⑧ 10分の7 | ⑨ 100分の67 | |
| ⑩ 10分の5又は10分の4 | ⑪ 100分の75 | ⑫ 10分の8 | |
| ⑬ 120日 | ⑭ 150日 | ⑮ 300日 | ⑯ 360日 |
| ⑰ 額に相当する額 | ⑱ 額の2倍に相当する額 | | |
| ⑲ 額の3倍に相当する額 | ⑳ 額の4倍に相当する額 | | |

解説

「返還命令等」, 「所定給付日数」と, 出題年度における改正点の就業促進手当(再就職手当の拡充)からの出題である。基本的事項ばかりだが, Bは, 所定給付日数の中でも忘れがちな**就職困難者**についてのものなので, 答えづらいたと感じた方が多いかもしれない。

C~Eは, 1か所違うものを選ぶと, 3か所とも不正解となるおそれがある。雇用法の選択式には数字が多いので, 時間をかけて暗記に努めよう。

■再就職手当と就業促進定着手当



正解

- A ⑱ 額の2倍に相当する額 (法10条の4第1項)
- B ⑯ 360日 (法22条2項)
- C ⑦ 10分の6 (法56条の3第3項2号)
- D ⑧ 10分の7 (法56条の3第3項2号)
- E ⑤ 10分の4又は10分の3 (法56条の3第3項2号)

①失業等給付には, 大きく分けて, 次の4つがある。

④求職者給付

㉑就業促進給付

⑦教育訓練給付

㉒雇用継続給付

再就職手当は, このうち, ㉑の中の「就業促進手当」の一つとして, 設けられている。

②就業促進定着手当支給申請書には, 賃金額や賃金支払基礎日数を証明できるもの (賃金台帳, 出勤簿等) と, 受給資格者証を添える。

③算定基礎賃金日額…再就職手当に係る基本手当の日額の算定の基礎となった賃金日額

④みなし賃金日額…再就職日から6箇月間に支払われた賃金の1日分を, 「基本手当の日額の算定の基礎となる賃金日額」と同様の方法で算定したもの

📖 322頁

📖 335頁

📖 370頁

📖 370頁

📖 373頁

選択式 被保険者

45 H25

難易度 ★ 重要度 A

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■ 次の文中の の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

雇用保険法第42条は、同法第3章第4節において A とは、 B 又は C 以内の期間を定めて雇用される者のいずれかに該当する労働者（前2月の各月において D 以上同一の事業主の適用事業に雇用された者及び同一の事業主の適用事業に継続して E 以上雇用された者（雇用保険法第43条第2項の認可を受けた者を除く。）を除く。）をいう旨を規定している。

選択肢

- | | |
|------------------------|--------------|
| ① 2か月 | ② 4か月 |
| ③ 4か月以内の期間を定めて雇用される者 | |
| ④ 6か月 | ⑤ 7日 |
| ⑥ 11日 | ⑦ 13日 |
| ⑧ 15日 | ⑨ 18日 |
| ⑩ 26日 | ⑪ 28日 |
| ⑫ 30日 | ⑬ 31日 |
| ⑭ 31日以上雇用されることが見込まれない者 | |
| ⑮ 季節的に雇用される者 | ⑯ 短期雇用特例被保険者 |
| ⑰ 特定受給資格者 | ⑱ 特例受給資格者 |
| ⑲ 日々雇用される者 | ⑳ 日雇労働者 |

解説

日雇労働被保険者の前提となる、**日雇労働者**の定義である。日雇労働者のうち要件を満たす者が、日雇労働被保険者となる。^①

多くの受験生の方が苦手意識を持っているところだが、出題された内容は易しい。

今後とも注意して覚えておきたいポイントである。

■日雇労働者と日雇労働被保険者

② **日々雇用される者**又は② **30日以内の期間を定めて雇用される者**

要件を満たせば日雇労働被保険者

同一の事業主の適用事業に**前2月に各月18日以上雇用された者**、**継続して31日以上雇用された者**は② **一般被保険者等に切り替わる**

①日雇労働者のうち、「適用区域に居住し、適用事業に雇用される者」等の要件を満たす者が日雇労働被保険者に該当する。

②「日々雇用される者」「30日以内の期間を定めて雇用される者」は、労働者派遣が禁止される日雇労働者のキーワードでもある。日雇については、健康保険の日雇特別被保険者も合わせて、丁寧に学習しておこう。

②日雇労働被保険者が前2月の各月において18日以上同一の事業主の適用事業に雇用された場合又は同一の事業主の適用事業に継続して31日以上雇用された場合において、厚生労働省令で定めるところにより公共職業安定所長の認可を受けたときは、その者は、引き続き、日雇労働被保険者となることができる。これが、問題文の「雇用保険法第43条第2項の認可を受けた者」である。

正解

- A ② 日雇労働者（法42条）
B ① 日々雇用される者（法42条1号）
C ② 30日（法42条2号）
D ③ 18日（法42条）
E ④ 31日（法42条）

📖 309頁(A～E)

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■ 次の文中の の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

- 1 雇用保険法第64条は、「政府は、 A の就職に必要な能力を開発し、及び向上させるため、能力開発事業として、職業訓練の実施等による B の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第2項に規定する C を行う者に対して、同法第5条の規定による助成を行うこと及び同法第2条に規定する B に対して、同法第7条第1項の職業訓練受講給付金を支給することができる。」と規定している。
- 2 雇用保険法においては、求職者給付たる D 並びに雇用継続給付たる高年齢雇用継続基本給付金及び E に要する費用については、事務の執行に要する経費を除き、国庫負担の規定から除外されている。

選択肢

- | | | |
|---------------------------|-------------------|-------------|
| ① 育児休業給付金 | ② 介護休業給付金 | ③ 求職者 |
| ④ 教育訓練給付金 | ⑤ 公共職業訓練 | ⑥ 高年齢求職者給付金 |
| ⑦ 高年齢再就職給付金 | ⑧ 雇用調整助成金 | ⑨ 就職困難者 |
| ⑩ 職業訓練 | ⑪ 対象職業訓練 | ⑫ 特定求職者 |
| ⑬ 特定就職困難者 | ⑭ 特例一時金 | ⑮ 認定職業訓練 |
| ⑯ 被保険者 | ⑰ 被保険者であつた者及び被保険者 | |
| ⑱ 被保険者であつた者及び被保険者になろうとする者 | | |
| ⑲ 被保険者になろうとする者 | | |
| ⑳ 日雇労働求職者給付金 | | |

解説

1は、いわゆる「就職支援法事業（法64条）」、2は「求職者給付と雇用継続給付に関する国庫負担」についての問題。1は出題年度における改正点、2は伝統的に重要でよく出題される部分であり、真剣に学習に取り組んだ方にとっては、易しい問題といえる。以下では、本問で出題された規定と関連する部分をまとめておく。

■雇用保険二事業の整理 示

	対象者	①事業等の利用	国庫負担	保険料の負担
雇用安定事業 (法62条)	被保険者、被保険者であった者及び被保険者になろうとする者(被保険者等)に関する事業	対象	なし	全額事業主負担
能力開発事業 (就職支援法事業を除く) (法63条)				
能力開発事業のうち就職支援法事業 (法64条)	被保険者であった者及び被保険者になろうとする者に関する事業	対象外	②あり	被保険者負担あり

①法62条及び63条の規定による事業又は当該事業に係る施設は、被保険者等の利用に支障がなく、かつ、その利益を害しない限り、被保険者等以外の者に利用させることができる(法65条)。

②就職支援法事業のうち、①職業訓練受講給付金の支給に要する費用については、2分の1(当分の間、2分の1×100分の55)の割合で国庫負担、③就職支援法事業(①の費用を除く)については、予算の範囲内で国庫負担。

■失業等給付のうち国庫負担が行われていないもの 示

- ① 求職者給付のうち**高年齢求職者給付金**
- ② 就職促進給付
- ③ 教育訓練給付
- ④ 雇用継続給付のうち高年齢雇用継続基本給付金及び**高年齢再就職給付金**

正解

- A ⑬ 被保険者であつた者及び被保険者になろうとする者(法64条)
- B ⑫ 特定求職者(法64条)
- C ⑮ 認定職業訓練(法64条)
- D ⑥ 高年齢求職者給付金(法66条1項)
- E ⑦ 高年齢再就職給付金(法66条1項)

➡ 409頁

➡ 409頁

➡ 409頁

➡ 411頁

➡ 411頁

選択式 失業等給付

47

H23 改選肢

難易度 ★

重要度 A

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■ 次の文中の の部分を選択肢の中の適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

1 被保険者であって、 A に雇用される者のうち、次の①又は②のいずれにも該当せず、かつ、 B でない者が失業した場合には、一定の要件をみたせば、特例一時金が支給される。

- ① C か月以内の期間を定めて雇用される者。
② 1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である者。

特例一時金の支給を受けることができる資格を有する者が、特例一時金の支給を受ける前に、公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等（その期間が政令で定める期間に達しないものを除く。）を受ける場合には、特例一時金は支給されず、その者を雇用保険法第15条第1項に規定する受給資格者とみなして、当該公共職業訓練等を受け終わる日までの間に限り、 D が支給される。

2 日雇労働被保険者が失業した場合に支給される日雇労働求職者給付金には、いわゆる普通給付と特例給付の2つがあり、特例給付を受給するためには、当該日雇労働被保険者について、継続する E 月間に、印紙保険料が各月11日分以上納付され、かつ、通算でも一定の日数分以上納付されていることが必要である。

選択肢

- | | | |
|-----------------|---------------|-------|
| ① 1 | ② 2 | ③ 3 |
| ④ 4 | ⑤ 5 | ⑥ 6 |
| ⑦ 8 | ⑧ 12 | ⑨ 季節的 |
| ⑩ 求職者給付 | ⑪ 教育訓練給付 | ⑫ 恒常的 |
| ⑬ 高年齢被保険者 | ⑭ 雇用継続給付 | |
| ⑮ 暫定任意適用事業の被保険者 | ⑯ 就職促進給付 | |
| ⑰ 短期雇用特例被保険者 | ⑱ 同一の事業主の適用事業 | |
| ⑲ 日雇労働被保険者 | ⑳ 65歳に達した日以後 | |

★ 解 説

1は「短期雇用特例被保険者の定義・公共職業訓練等を受ける特例受給資格者に対する特例」、2は「日雇労働求職者給付金の特例給付（印紙保険料の納付に関する要件）」についての問題。真剣に学習に取り組んだ方にとっては、易しい問題といえる。若干、Dに関する規定（公共職業訓練等を受ける特例受給資格者に対する特例）は難しいかもしれないが、特徴のある規定であり、しっかり学習していた方が多いと思われる。

以下では、本問で出題された規定と比較・整理すべき規定を表にまとめておく。

■短期雇用特例被保険者と適用除外の関係 **示**

短期雇用特例被保険者	適用除外
被保険者であって、季節的に雇用される者のうち次の④⑩のいずれにも該当しない者（日雇労働被保険者を除く）	季節的に雇用される者であって、次の④⑩のいずれかに該当する者
④ 4箇月以内の期間を定めて雇用される者	
⑩ 1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である者	

■特例給付と普通給付の印紙保険料の納付に関する要件の比較 **示**

特例給付	普通給付
継続する6月間（基礎期間）に、印紙保険料が各月11日分以上、かつ、通算して78日分以上納付されていること	失業日の属する月の前2月間に、印紙保険料が通算して26日分以上納付されていること

正解

- A ⑨ 季節的（法38条1項）
 B ⑱ 日雇労働被保険者（法38条1項）
 C ④ 4（法38条1項）
 D ⑩ 求職者給付（法41条1項）
 E ⑥ 6（法53条1項1号）

 309頁

 309頁

 309頁

 359頁

 363頁

択一式 | 失業等給付

48

予想

難易度 ★

重要度 A

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■ 次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 65歳に達した日以後に雇用される者は、短期雇用特例被保険者又は日雇労働被保険者になる場合を除き、被保険者となることはない。
- B 高年齢被保険者（60歳以上の被保険者であって、短期雇用特例被保険者又は日雇労働被保険者に該当しない者）が失業した場合には、高年齢求職者給付金を支給する。
- C 高年齢求職者給付金の支給日数は、算定基礎期間が1年以上の者については、原則として基本手当の日額に相当する額の50日分である。
- D 高年齢受給資格者には、就職促進給付は支給されない。
- E 教育訓練を修了した日に一般被保険者又は高年齢被保険者であって、一定の要件を満たす者は、教育訓練給付を受けることができる。

解説

●出題のねらい● 65歳以降に新たに雇用される者が、雇用保険の適用対象となった。根気強く整理していこう。

- A 誤り。設問の適用除外の規定は、平成29年1月1日施行の改正により削除された。
- B 誤り。「60歳以上」ではなく、「**65歳以上**」である（法37条の2第1項）。**ホ**高年齢被保険者は、法改正に伴う新しい用語なので、^①正確に覚えよう。
- C 正しい（法37条の4第1項1号）。**ホ**算定基礎期間が1年未満の場合は、^②原則として**30日分**が支給される。
- D 誤り。法改正により、**高年齢受給資格者**にも、**就職促進給付**の一部が支給されることとなった（法56条の3、58条、59条）。

■就職促進給付の対象者 **ホ**

種類	対象者
<ul style="list-style-type: none"> ・ 就業手当 ・ 再就職手当 ・ 就業促進定着手当 	受給資格者
<ul style="list-style-type: none"> ・ 常用就職支度手当 ・ 移転費 ・ ^④求職活動支援費 	受給資格者等（受給資格者、 高年齢受給資格者 、特例受給資格者、日雇受給資格者）

- E 誤り。「修了した日」ではなく「**開始した日**」である（法60条の2第1項1号）。**ホ**法改正により、教育訓練給付の対象者に、高年齢被保険者が追加された。

ウ 304頁

ウ 308、354頁

①改正前は、「被保険者であって、同一の事業主の適用事業に65歳に達した日の前日から引き続いて65歳に達した日以後の日において雇用されているもの（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く）」を、「高年齢継続被保険者」と呼んでいた。

ウ 355頁（C肢）

②失業の認定日から受給期限日までの日数が30日（算定基礎期間1年以上の者は50日）に満たない場合には、失業の認定日から受給期限日までの日数分が支給される。

ウ 366頁（D肢）

③高年齢求職者給付金の支給を受けることができる資格を有する者を、「高年齢受給資格者」という。

④求職活動支援費は、従来の広域求職活動費を改正したものである。

ウ 380頁（E肢）

正解 C

雇用

択一式 介護休業給付

49

予想

難易度 ★

重要度 A

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 高年齢被保険者は、介護休業給付を受けることはできない。
- B 介護休業給付の「対象家族」とは、被保険者の配偶者、父母、子、兄弟姉妹、孫、被保険者の配偶者の父母及び被保険者が同居し、かつ、扶養している祖父母をいう。
- C 介護休業給付金は、同一の対象家族の同一の要介護状態については、最初の介護休業についてのみ支給する。
- D 介護休業給付金の額は、一支給単位期間について、「休業開始時賃金日額 × 30日 × 40%」と計算した額を超えることはない。
- E 偽りその他不正の行為により介護休業給付金の支給を受け、又は受けようとした者には、当該給付金の支給を受け、又は受けようとした日以後、介護休業給付金を支給しない。ただし、やむを得ない理由がある場合には、介護休業給付金の全部又は一部を支給することができる。

解説

●出題のねらい●介護休業給付について、給付対象者、対象家族、支給額、支給期間の改正が行われた。必ずマスターしてほしい。

A 誤り。高年齢被保険者も、介護休業給付を受けることができる (法61条の4第1項、61条の6)。

B 誤り。対象家族の同居扶養要件は、平成29年1月1日施行の改正により削除された (則101条の17)。

C 誤り。介護休業は2回以上取得することができ、設問の場合、3回目の介護休業までは介護休業給付金を受けられる (法61条の6第6項1号)。

■次のいずれかに該当する場合は支給されない

㊦同一の対象家族についての、4回目以後の介護休業

㊧同一の対象家族についての介護休業が通算して93日に達した日後の介護休業

D 誤り。介護休業給付金の額は、当分の間、「休業開始時賃金日額×支給日数×67%」とされている (法附則12条の2)。

E 正しい (法61条の7第1項)。この給付制限により介護休業給付金の支給を受けることができない者とされたものが、新たに介護休業を開始し、介護休業給付金の支給を受けることができる者となった場合には、その介護休業に係る介護休業給付金が支給される (法61条の7第2項)。

403頁

①改正前は、育児休業給付と介護休業給付は、一般被保険者のみが対象とされていた。

403頁 (B肢)

406頁 (C肢)

②改正前は、「同一の対象家族」の「同一の要介護状態」については、1回のみ3月までの休業とされていた。改正により、分割して休業することが可能となった。

405頁

③支給日数は、「介護休業を終了した日の属する支給単位期間」以外の支給単位期間については、30日とされている。

408頁 (E肢)

正解 E

選択式 就職促進給付

50

予想

難易度 ★★

重要度 A

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■次の文中の□の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

- 1 就業促進手当のうち□A□の支給対象となるのは、厚生労働省令で定める安定した職業に就いた受給資格者（当該職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数が当該受給資格に基づく所定給付日数の□B□である者に限る。）、高年齢受給資格者（高年齢求職者給付金の支給を受けた者であって、当該高年齢受給資格に係る離職の日の翌日から起算して□C□を経過していない者を含む）、特例受給資格者（特例一時金の支給を受けた者であって、当該特例受給資格に係る離職の日の翌日から起算して□D□を経過していないものを含む。）又は日雇受給資格者であって、身体障害者その他の就職が困難な者として厚生労働省令で定めるものである。
- 2 □A□の支給要件である「厚生労働省令で定める安定した職業」とは、□E□引き続き雇用されることが確実であると認められる職業をいう。

選択肢

- | | | |
|----------|-----------------|-----------------|
| ① 6か月以上 | ② 6か月を超えて | ③ 1年以上 |
| ④ 1年を超えて | ⑤ 常用就職支度手当 | ⑥ 再就職手当 |
| ⑦ 就業手当 | ⑧ 就業促進定着手当 | ⑨ 30日 |
| ⑩ 1か月 | ⑪ 2か月 | ⑫ 3か月 |
| ⑬ 6か月 | ⑭ 1年 | ⑮ 2年 |
| ⑯ 4年 | ⑰ 3分の1以上 | ⑱ 3分の1以上かつ45日以上 |
| ⑲ 3分の1未満 | ⑳ 3分の1未満かつ45日未満 | |

解説

●出題のねらい●常用就職支度手当の対象者に、高年齢受給資格者が追加された。改正点のひとつとして押さえておきたい。

1は、**常用就職支度手当**の支給対象者である。Cの「1年」とDの「6か月」を、反対に入れないように気をつけよう。それぞれの給付の受給期限を思い出しながら解答するとよい。

■65歳以上の者に関する改正のまとめ

	改正前	改正後
雇用保険の適用	65歳以上で新たに雇用された場合は原則として適用除外	適用あり
就職促進給付	対象外	一部対象
教育訓練給付	対象外	対象
育児休業給付	対象外	対象
介護休業給付	対象外	対象

2は、再就職手当の「1年を超えて」という要件と区別しておこう。

正解

- A ⑤ 常用就職支度手当（法56条の3第1項2号）
 B ⑬ 3分の1未満（法56条の3第1項2号）
 C ⑭ 1年（法56条の3第1項2号）
 D ⑬ 6か月（法56条の3第1項2号）
 E ③ 1年以上（則82条の3第1項）

①常用就職支度手当の支給額は、高年齢受給資格者と特例受給資格者については「基本手当日額×(90×40%)」、日雇受給資格者については「日雇労働求職者給付金の日額×(90×40%)」となっている。

②高年齢求職者給付金の受給期限は離職の日の翌日から起算して1年を経過する日まで、特例一時金の受給期限は離職の日の翌日から起算して6か月を経過する日まで。

374頁

374頁

374頁

374頁

375頁

労働保険の 保険料の徴収等 に関する法律

- | | |
|------------------|-----|
| ① 総則 | 358 |
| ② 保険関係の成立及び消滅 | 366 |
| ③ 保険関係の一括 | 372 |
| ④ 労働保険料 | 380 |
| ⑤ 労働保険料の申告及び納付 | 386 |
| ⑥ メリット制 | 408 |
| ⑦ 労働保険事務組合 | 412 |
| ⑧ 労働保険料の負担・不服申立て | 416 |
| ⑨ 法令全般 | 420 |
| ⑩ チャレンジ予想問 | 426 |

択一式 労働保険の適用

1

H26-8(雇)

難易度 ★

重要度 A

Date	Date	Date
------	------	------

■労働保険の適用に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 保険関係の成立している事業は、その事業の廃止又は終了の日の翌日に、その事業についての保険関係は法律上当然に消滅するが、例えば法人の場合、その法人が解散したからといって直ちにその事業が廃止されたことにはならず、特別の事情がない限りその清算終了の日の翌日に保険関係が消滅するとされている。
- B 労働保険徴収法は、労働保険の適用徴収の一元化を目的として制定されたものであるが、都道府県及び市町村の行う事業については、労災保険と雇用保険とで適用労働者の範囲が異なるため、両保険ごとに別個の事業とみなして同法を適用することとしている。
- C 国の行う事業（「国の直営事業」及び「労働基準法別表第1に掲げる事業を除く官公署の事業」）については、二元適用事業とはならない。
- D 継続事業の一括に関する厚生労働大臣の認可の要件の一つとして、「それぞれの事業が、事業の種類を同じくすること。」が挙げられているが、雇用保険に係る保険関係が成立している二元適用事業については、この要件を必要としない。
- E 継続事業の一括に関する厚生労働大臣の認可があったときは、労働保険徴収法の規定の適用については、当該認可にかかる二以上の事業に使用されるすべての労働者は、これらの事業のうち厚生労働大臣が指定するいずれか一の事業に使用される労働者とみなされる。

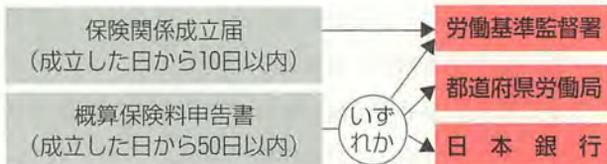
解説

A 正しい(法5条、徴収法コンメンタール158頁)。**保**険関係消滅後は、**確定保険料の申告・納付**をしなければならない。

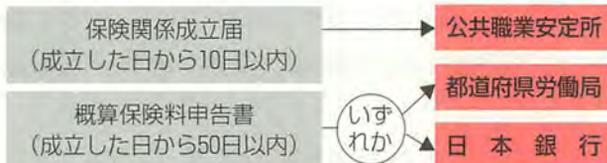
B 正しい(法39条1項)。これらの事業のことを**二元適用事業**という。^①

■保険に係る手続(二元適用事業の場合) **ホ**

① 労災保険に係る手続



② 雇用保険に係る手続



C 正しい(法39条)。国の行う事業にはそもそも労災保険に係る保険関係が成立する余地がない(国家公務員災害補償法が完全に適用される)ため、**二元適用事業**とはなっていない。

D 誤り。雇用保険に係る保険関係が成立している**二元適用事業**についても、「**労災保険率表**」による事業の種類を同じくする必要がある(法9条、則10条1項)。**ホ**継続事業の一括の認可要件は確実に押さえておくこと。

E 正しい(法9条)。**参**指定事業以外の事業に係る保険関係は消滅する。

ウ 425~426頁

ウ 421頁

①二元適用事業は次の事業に限定される。

㉠都道府県及び市町村の行う事業

㉡都道府県に準ずるもの及び市町村に準ずるものを行う事業

㉢港湾労働法に規定する港湾運送の行為を行う事業

㉣農林、畜産、養蚕又は水産の事業

㉤建設の事業

ウ 421頁

ウ 433頁

ウ 433頁

択一式 労働保険の事務の所轄

2

H28-8(雇)

難易度 ★★

重要度 B

Date			Date			Date		
------	--	--	------	--	--	------	--	--

■労働保険徴収法の規定による労働保険の事務の所轄等に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 一元適用事業であって労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託しないもの（雇用保険にかかる保険関係のみが成立している事業を除く。）に関する保険関係成立届の提出先は、所轄労働基準監督署長である。
- B 一元適用事業であって労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託するものに関する保険関係成立届の提出先は、所轄公共職業安定所長である。
- C 雇用保険暫定任意適用事業の事業主が雇用保険の加入の申請をする場合において、当該申請に係る厚生労働大臣の認可権限は都道府県労働局長に委任されているが、この任意加入申請書は所轄公共職業安定所長を経由して提出する。
- D 労働保険事務組合の認可及び認可の取消しに関する権限を行使し、並びに業務廃止の届出の提出先となっているのは、厚生労働大臣の委任を受けた所轄都道府県労働局長である。
- E 一元適用事業であって労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託するものに関する継続事業の一括の認可に関する事務は、所轄公共職業安定所長が行う。

解説

- A 正しい（則1条1項2号）。記述のとおり。
 B 正しい（則1条1項3号）。記述のとおり。
 C 正しい（法4条の2第1項，則4条2項，1条1項3号，則附則2条）。記述のとおり。
 D 正しい（則63条1項）。記述のとおり。
 E 誤り。「所轄公共職業安定所長」ではなく、「**所轄都道府県労働局長**」である（則10条2項）。

📖 424頁

📖 424頁

📖 425頁

📖 482～483頁

📖 434頁

■労働保険関係事務の所轄

保険関係の成立	提出先
① 一元適用事業で①労働保険事務組合に事務処理の委託をしていない事業（雇用保険に係る保険関係のみが成立している事業を除く）	所轄労働基準監督署長
② 二元適用事業で労災保険に係る保険関係が成立している事業	
③ 一元適用事業で労働保険事務組合に事務処理の委託をしている事業	所轄公共職業安定所長
④ 一元適用事業で雇用保険に係る保険関係のみが成立している事業	
⑤ 二元適用事業で雇用保険に係る保険関係が成立している事業	

①労働保険事務組合に労働保険事務の処理が委託されていない事業で、かつ、継続事業である場合、その事業の事業主が、社会保険適用事業所の事業主であれば、保険関係成立届、名称・所在地等変更届、代理人選任・解任届を年金事務所を経由して、所轄労働基準監督署長又は所轄公共職業安定所長に提出できる（則7条2項）。

正解 E

択一式 総則，保険関係の成立等

3

H24-8(災)

難易度 ★★ 重要度 A

Date	Date	Date
------	------	------

■労働保険徴収法の総則，保険関係の成立等に関する次の記述のうち，誤っているものはどれか。

- A 労働保険徴収法における「賃金」とは，賃金，給料，手当，賞与その他名称のいかんを問わず，労働の対償として事業主が労働者に支払うもの（通貨以外のもので支払われるものであって，厚生労働省令で定める範囲外のものを除く。）であり，労働基準法第26条に定める休業手当は賃金に含まれるが，同法第20条に定めるいわゆる解雇予告手当は賃金に含まれない。
- B 退職を事由として支払われる退職金であって，退職時に支払われるものについては，一般保険料の算定基礎となる賃金総額に算入しない。
- C 労災保険率を決定する際の事業の種類に関し，労働者派遣事業における事業の種類は，派遣労働者の派遣先での作業実態に基づき決定され，必ずしも「その他の各種事業」になるものではない。
- D 有期事業の一括は法律上一定の要件に該当する場合には当然に行われるものであり，事業主からの申請，都道府県労働局長による承認は不要である。
- E 労働保険徴収法第39条第1項においては，「国，都道府県及び市町村の行う事業その他厚生労働省令で定める事業については，当該事業を労災保険に係る保険関係及び雇用保険に係る保険関係ごとに別個の事業とみなしてこの法律を適用する。」とされている。

解説

- A 正しい（法2条2項、昭25.4.10基収950、昭23.8.18基収2520）。徴収法における賃金は、一般保険料の算定基礎となる賃金総額になるため、賃金の考え方としては、これら手当等から雇用保険料を天引き控除できるかどうかで考えると判断が付きやすい（解雇予告手当からは雇用保険料の天引きは行われぬ）。
- 参また、休業手当は、健康保険・厚生年金保険の定時決定等の算出においても報酬に該当し、この手当を含めて計算している。
- B 正しい（平15.10.1基徴発1001001）。参退職金が賃金総額に算入されないのは、設問の場合のほかに事業主の都合等により退職前に一時金として支払われる場合がある。
- C 正しい（昭61.6.30発労徴41・基発383）。参派遣先での作業実態に基づいて労災保険率を決定する内容は、H21-10(雇)（396頁）で出題されている。
- D 正しい（則6条3項、昭40.7.31基発901）。参一括されるそれぞれの事業を開始したときは、翌月10日までに**一括有期事業開始届**を提出する。
- E 誤り。国の行う事業が含まれているため誤り。国の行う事業には、そもそも労災保険に係る保険関係が成立する余地がない（法39条1項）。

5 417~419頁

5 419頁

①いわゆる前払退職金（労働者が在職中に退職金相当額の全部又は一部を給与や賞与に上乘せするなど前払いされるもの）については、賃金に該当し賃金総額に算入する。

5 439頁(C肢)

5 428~431頁

初めて一括有期事業を開始する場合は、通常の事業と同様に保険関係成立届を提出し、一括有期事業としての労働保険番号を交付してもらう。

5 421頁(E肢)

正解 E

択一式 書類の保存義務

4

H22-9(雇)

改

難易度 ★

重要度 A

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（以下「労働保険徴収法施行規則」という。）第72条においては、労働保険徴収法及び労働保険徴収法施行規則による書類の保存期間を定めているが、次の書類と保存期間の組合せのうち、誤っているものはどれか。

- A 日雇労働被保険者を使用した場合に事業主が備え付けておく印紙保険料の納付に関する帳簿：保存期間3年
- B 雇用保険の被保険者に支払う賃金からその者の負担すべき一般保険料の額に相当する額を控除する場合に、当該控除額を記載した帳簿で、事業主が備え付けておく一般保険料控除計算簿：保存期間3年
- C 労働保険事務組合が備え付けておく労働保険料等徴収及び納付簿：保存期間3年
- D 概算・確定保険料申告書の事業主控：保存期間4年
- E 労働保険事務組合が備え付けておく雇用保険被保険者関係届出事務等処理簿：保存期間4年

解説

- A 正しい（則72条）。記述のとおり。**参**印紙保険料の納付に関する帳簿とは、雇用保険印紙の購入及び貼付の状況、すなわち前月末における印紙の保有枚数、当月中購入枚数、当月中の使用（納付）枚数及び当月保有枚数等について印紙の種類ごとに記載する帳簿のことである。
- B 正しい（則72条）。記述のとおり。**参**①一般保険料控除計算簿は、事業場ごとに備えなければならない。
- C 正しい（法36条、則68条2号、72条）。記述のとおり。**参**労働保険料等徴収及び納付簿とは、事務組合が個々の委託事業主ごとに納付すべき労働保険料等の状況、事業主からの領収の状況、政府に対する納付の状況等労働保険料その他の徴収金の納付に関する状況を記載する帳簿である。
- D 誤り。4年ではなく、3年である（則72条）。
- E 正しい（法36条、則68条3号、72条）。記述のとおり。**参**雇用保険被保険者関係届出事務等処理簿とは、事務組合に事務処理を委託した事業主の事業所ごとに、被保険者資格の得喪に関する状況、被保険者の氏名変更等雇用保険の被保険者に関する事務の処理状況を記載したものである。

➡ 422頁

➡ 422頁

①形式のいかんを問わないので、貸金台帳をもってこれに代えることができる。

➡ 486～487頁（C肢）

➡ 422頁

➡ 486～487頁

正解 D

徴収

択一式 労災保険の加入

5

H27-8(災)

難易度 ★ 重要度 A

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■農業の事業の労災保険の加入に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

なお、本問において、「農業の事業」とは、畜産及び養蚕の事業を含むが、特定の危険有害作業を主として行う事業であって常時労働者を使用するもの並びに特定農業機械作業従事者及び一定の危険又は有害な作業を行う一定規模以上の農業の個人事業主等が特別加入した場合における当該事業を除くものをいう。

- A 農業の事業で、労働者を常時4人使用する民間の個人事業主は、使用する労働者2名の同意があるときには、労災保険の任意加入の申請をしなければならない。
- B 農業の事業で、民間の個人事業主が労災保険の任意加入の申請を行うためには、任意加入申請書に労働者の同意を得たことを証明する書類を添付して、所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。
- C 農業の事業で、民間の個人事業主が労災保険の任意加入の申請を行った場合、所轄都道府県労働局長の認可があった日の翌日に、その事業につき労災保険に係る労働保険の保険関係が成立する。
- D 農業の事業で、労災保険関係が成立している労災保険暫定任意適用事業の事業主が当該事業を廃止した場合には、当該労災保険暫定任意適用事業に係る保険関係の消滅の申請をすることにより、所轄都道府県労働局長の認可があった日の翌日に、その事業につき労災保険に係る労働保険の保険関係が消滅する。
- E 農業の事業で、労災保険暫定任意適用事業に該当する事業が、使用労働者数の増加により労災保険法の適用事業に該当するに至った場合には、その日に、当該事業につき労災保険に係る労働保険の保険関係が成立する。

解説

- A 誤り。事業主は、労働者の過半数が希望するときは申請をしなければならない（整備法5条2項）。設問では2分の1の同意であり、加入申請をする必要はない。
- B 誤り。労災保険の任意加入の申請では、労働者の同意書を添付する必要はない（整備省令1条）。
- C 誤り。厚生労働大臣の認可（都道府県労働局長に権限を委任）のあった日に、労災保険に係る労働保険の保険関係が成立する（整備法5条1項）。
- D 誤り。事業主が事業を廃止した場合は、消滅申請及び認可等を要件としない。暫定任意適用事業であっても、その事業の廃止日の翌日に法律上当然に消滅する（法5条）。^①任意加入で適用事業所になった場合は、^②一定要件を満たせば、任意に労働保険関係を消滅することもできる。
- E 正しい（法3条、整備法7条）。強制適用事業に該当したことになるので、その日に当然保険関係が成立することになる。

 425頁

雇用保険の任意加入申請では、労働者の2分の1以上が希望したときは、任意加入の申請をしなければならない。

 425頁（B肢）

雇用保険の任意加入申請では、労働者の2分の1以上の同意書が必要である。

 424頁（C肢）

 425～426頁（D肢）

①廃止届という用紙は存在せず、この場合、労働保険料の確定精算を行う必要がある。

②労災保険を消滅する場合

…①事業主の消滅申請書、

②労働者過半数の同意、③保険関係成立後1年経過、

④特別保険料の徴収期間が経過していること

雇用保険を消滅する場合

…①事業主の消滅申請書、

②労働者の4分の3以上の同意

 423頁（E肢）

徴収

■保険関係成立の比較

	暫定任意適用事業所		強制適用事業所
	労災保険	雇用保険	
加入	事業主の加入申請	① 事業主の加入申請 ② 労働者1/2以上の同意	強制加入
加入義務の発生	労働者過半数の希望	労働者1/2以上の希望	—
成立日	大臣の認可があった日（局長に権限委任）		事業が開始された日又は強制適用事業所に該当するに至った日
提出書類	任意加入申請書	① 任意加入申請書 ② 労働者1/2以上の同意書	保険関係成立届
提出先	所轄都道府県労働局長（監督署長を経由）	所轄都道府県労働局長（職安所長を経由）	監督署長又は職安所長（成立日から10日以内）

正解 E

択一式 労働保険の適用

6

H21-9(災)

難易度 ★

重要度 A

Date	Date	Date
------	------	------

■労災保険暫定任意適用事業又は雇用保険暫定任意適用事業に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 労災保険暫定任意適用事業の事業主については、労災保険の加入の申請をし、厚生労働大臣の認可があった日に、労災保険に係る労働保険の保険関係が成立する。この場合において、当該申請書には、労働者の過半数の同意を得たことを証明することができる書類を添付する必要はない。
- B 厚生労働大臣の認可を受けて労災保険に係る保険関係が成立した後1年を経過していない労災保険暫定任意適用事業の事業主は、当該保険関係の消滅の申請を行うことができない。
- C 労災保険に係る保険関係が成立している労災保険暫定任意適用事業の事業主が、当該保険関係の消滅の申請をし、厚生労働大臣の認可があった日の翌日に、その事業についての当該保険関係が消滅する。この場合において、当該申請書には、当該事業に使用される労働者の過半数の同意を得たことを証明することができる書類を添付する必要がある。
- D 雇用保険に係る保険関係が成立している雇用保険暫定任意適用事業の事業主が、当該保険関係の消滅の申請をし、厚生労働大臣の認可があった日の翌日に、その事業についての当該保険関係が消滅する。この場合において、当該申請書には、その事業に使用される労働者の2分の1以上の同意を得たことを証明することができる書類を添付する必要がある。
- E 労働保険徴収法では、雇用保険暫定任意適用事業の事業主は、その事業に使用される労働者の2分の1以上が雇用保険の加入を希望するときは、雇用保険の加入の申請をしなければならないとされており、この規定に違反した事業主に対する罰則が定められている。

解説

- A 正しい（整備法5条1項，整備令1条）。**暫定任意適用事業の事業主が労災保険の加入申請をする場合において**は，労働者の同意は不要である。
- B 正しい（整備法8条2項2号）。記述のとおり。
- C 正しい（整備法8条2項1号，整備令3条2項）。**参** 消滅は認可があった日の翌日だが，成立は認可があった日である。
- D 誤り。雇用保険暫定任意適用事業の保険関係の消滅の申請については，当該事業の労働者の4分の3以上の同意を必要としているため，申請書には，この労働者の同意を得たことを証明する書類を添える必要がある（法附則4条1項・2項，則附則3条2項）。
- E 正しい（法附則2条3項，7条1項）。6箇月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

■保険関係消滅のまとめ（暫定任意適用事業）**参**

	労災保険	雇用保険
消滅の要件	㊦ 事業主の消滅の申請 ㊧ 労働者の過半数同意 ㊨ 保険関係成立後1年経過 ㊩ 特別保険料の徴収期間の経過	㊦ 事業主の消滅の申請 ㊧ 労働者の3/4以上の同意
消滅日	厚生労働大臣の認可があった日の翌日（局長に権限委任）	
提出書類	㊦ 保険関係消滅申請書 ㊧ 労働者過半数の同意書	㊦ 保険関係消滅申請書 ㊧ 労働者3/4以上の同意書
提出先	所轄都道府県労働局長（監督署長を経由）	所轄都道府県労働局長（職安所長を経由）

う 425頁

- ①労災保険の加入…次の②又は③に該当するときに任意加入の申請を行う。
- ④事業主に保険加入の意思があるとき。
- ⑤これらの事業に使用される労働者の過半数が希望するとき。

う 426頁（B肢）

労災保険**暫定任意適用事業**の保険関係の消滅については④から⑥の要件を満たす必要がある。

- ①**保険関係が成立した後1年以上経過していること。**
- ②**労働者の過半数の同意を得ていること。**
- ③**整備法18条1項若しくは2項又は18条の2第1項若しくは2項の特例保険給付が行われることとなった労働者を使用する事業である場合には，当該保険給付の費用に充てるための特別保険料を徴収する一定期間を経過していること。**

う 426頁（C肢）

う 425～427頁（D肢）

う 425頁（E肢）

正解 D

徴収

択一式 届出

7

H25-9(災)

難易度 ★★

重要度 A

Date			Date			Date		
------	--	--	------	--	--	------	--	--

■労働保険に係る届出に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 事業主は、労働保険徴収法施行規則第73条第1項の代理人を選任し、又は解任したときは、代理人選任・解任届を所轄労働基準監督署長又は所轄公共職業安定所長に提出しなければならない。
- B 労働保険の保険関係は、適用事業の事業主が、その事業が開始された日から10日以内に保険関係成立届を所轄労働基準監督署長又は所轄公共職業安定所長に提出することによって成立する。
- C 名称、所在地等変更届は、労働保険の保険関係が成立している事業の事業主が、その氏名又は名称及び住所等の事項に変更があった場合に、その変更が生じた日の当日から起算して10日以内に所轄労働基準監督署長又は所轄公共職業安定所長に提出しなければならない。
- D 一括有期事業開始届は、一括有期事業についての事業主がそれぞれの事業を開始した場合に、その開始の日の属する月の末日までに、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。
- E 労働保険事務等処理委託届は、労働保険事務組合が労災保険に係る保険関係が成立している事業のうち二元適用事業又は労災保険の特別加入に係る一人親方等の団体のみを委託を受けて労働保険事務を処理する場合においては、当該事務組合の主たる事務所の所在地を管轄する公共職業安定所長を経由して、当該事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出しなければならない。

解説

- A 正しい（則73条）。**選任**された代理人の職名、氏名、印鑑、代理する事項等に変更があったときにも**代理人選任・解任届**で、その旨を届け出なければならない（則73条2項）。
- B 誤り。適用事業の事業主については、その事業が開始された日に労働保険の保険関係は自動的に成立する（法3条、4条）。**保険関係成立届**は、確認の行為に該当する。
- C 誤り。**名称、所在地等変更届**は、変更が生じた日の「翌日」^①から起算して10日以内に提出しなければならない（法4条の2第2項、則5条2項）。
- D 誤り。**一括有期事業開始届**は、一括有期事業についての事業主がそれぞれの事業を開始した場合に、その開始の日の属する月の「翌月10日」までに提出しなければならない（則6条3項）。
- E 誤り。設問の場合、当該事務組合の主たる事務所の所在地を管轄する「労働基準監督署長」を経由して、当該事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出しなければならない（則64条1項、78条3項）。

📖 427頁

📖 423頁

📖 427頁

①次の事項について変更があった場合に届出が必要となる。

④事業主の氏名・名称・住所・所在地（法人の場合は主たる事務所の所在地。法人の場合は代表者の変更は届出不要）

㊦事業の名称

①事業の行われる場所

㊦事業の種類

㊦有期事業にあつては、事業の予定される期間（則5条1項）

📖 431頁(D肢)

📖 484～485頁(E肢)

択一式 有期事業の一括

8

H28-8(災)

難易度 ★

重要度 A

Date			Date			Date		
------	--	--	------	--	--	------	--	--

■有期事業の一括に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 有期事業の一括の対象は、それぞれの事業が、労災保険に係る保険関係が成立している事業のうち、建設の事業であり、又は土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の事業とされている。
- B 有期事業の一括の対象となる事業に共通する要件として、それぞれの事業の規模が、労働保険徴収法による概算保険料を算定することとした場合における当該保険料の額が160万円未満であり、かつ期間中に使用する労働者数が常態として30人未満であることとされている。
- C 労働保険徴収法第7条に定める有期事業の一括の要件を満たす事業は、事業主が一括有期事業開始届を所轄労働基準監督署長に届け出ることにより有期事業の一括が行われ、その届出は、それぞれの事業が開始された日の属する月の翌月10日までにしなければならないとされている。
- D 当初、独立の有期事業として保険関係が成立した事業が、その後、事業の規模が変動し有期事業の一括のための要件を満たすに至った場合は、その時点から有期事業の一括の対象事業とされる。
- E 有期事業の一括が行われると、その対象とされた事業はその全部が一つの事業とみなされ、みなされた事業に係る労働保険徴収法施行規則による事務については、労働保険料の納付の事務を行うこととなる一つの事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長及び労働基準監督署長が、それぞれ、所轄都道府県労働局長及び所轄労働基準監督署長となる。

解説

- A 誤り。有期事業の一括の対象は、**建設の事業又は立木の伐採（林業）の事業**であることとされている（則6条2項1号）。
- B 誤り。有期事業の一括の共通する要件では、概算保険料に相当する額が**160万円未満であり、かつ、建設の事業では請負金額が1億8,000万円未満、立木の伐採の事業では^①素材の見込生産量が1,000立方メートル未満**とされている（則6条1項）。有期事業の一括の要件は、確実に覚えておくこと。
- C 誤り。有期事業の一括では、一定の要件を満たすと、**法律上当然に適用**される。届出をもって一括されるわけではない（法7条）。届出は、確認行為となる。一括有期事業開始届が提出されると、この事業としての労働保険番号が交付される。
- D 誤り。保険関係成立後に有期事業の一括の要件を満たすこととなっても一括の対象とはしない（昭40.7.31基発901）。独立した有期事業として、業務終了後、確定精算することとなる。
- E 正しい（則6条4項）。なお、**それぞれの事業が、その一括事務所の所在地を管轄する都道府県労働局の管轄区域、又はそれと隣接する都道府県労働局の管轄区域で行われるものである必要がある。**

428頁

428～429頁

①平成27年4月1日以降に開始される建設の事業については消費税分を除いた請負金額が1億8,000万円未満となる。

430頁

430頁

429頁

②機械装置の組立て又は据付けの事業のみは、全国が対象事業。

正解 E

徴収

択一式 有期事業の一括

9

H23-10(災)

難易度 ★ 重要度 A

Date	Date	Date
------	------	------

■有期事業の一括に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

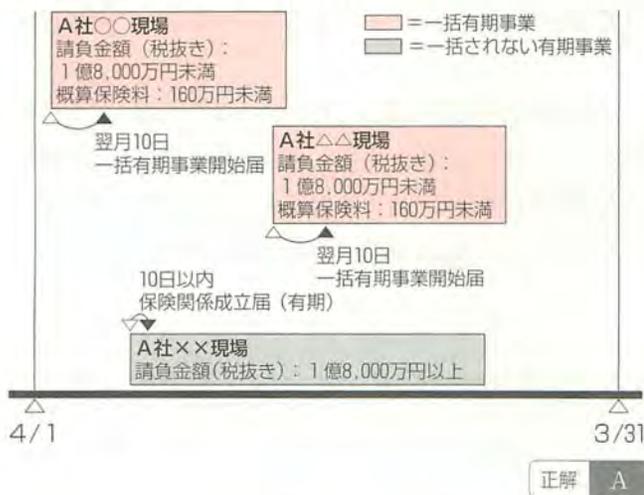
なお、本問において、「有期事業の一括」とは労働保険徴収法第7条の規定により二以上の事業を一の事業とみなすことをいい、また、「一括事務所」とは有期事業の一括に係る事業の労働保険料の納付事務を取り扱う一の事務所のことをいう。

- A 有期事業の一括の要件としては、機械装置の組立て又は据付けの事業にあっては、それぞれの事業が、一括事務所の所在地を管轄する都道府県労働局又はこれと隣接する都道府県労働局の管轄区域（厚生労働大臣が指定する都道府県労働局の管轄区域を含む。）内で行われることが必要である。
- B 有期事業の一括とされた事業においては、概算保険料の申告・納付の期限は、継続事業（保険年度の中途に保険関係が成立した事業及び特別加入の承認があった事業を除く。）と同様に、保険年度の6月1日を起算日として40日以内とされている。
- C 有期事業の一括とされた事業においては、保険年度の中途で当該事業に係る保険関係が消滅した場合の事業の確定保険料の申告・納付の期限は、当該保険関係が消滅した日から起算して50日以内とされている。
- D 有期事業の一括とされた建設の事業について、一括されている一の事業について事業開始後の規模の変更等により労働保険徴収法施行規則第6条の有期事業の一括の要件に該当しなくなった場合でも、有期事業の一括の対象とならない独立の有期事業として取り扱われない。
- E 有期事業の一括の要件としては、それぞれの事業に係る労働保険料の納付の事務が一の事務所で取り扱われることが必要であるとされているが、当該事業の施工に当たるものの、労働保険料の申告及び納付事務を行う事務能力を有しない事務所については、当該事務所を統括管理する事務所のうち、当該事業に係る労働保険料の申告及び納付事務を実際に行う直近上位の事務所を一括事務所として取り扱うこととされている。

解説

- A 誤り。機械装置の組立て又は据付けの事業は、設問のような地域制限は適用されない（法7条5号，則6条2項4号，平12.3.31労告39）。
- B 正しい（法15条1項，昭40.7.31基発901(3)イ）。記述のとおり。一括有期事業は、労働保険料の申告・納付について、一般の継続事業と同様に年度更新の手続がとられることになる。
- C 正しい（法19条1項，昭40.7.31基発901(3)イ）。記述のとおり。
- D 正しい（昭40.7.31基発901(3)ホ）。記述のとおり。事業開始後に規模変更等により、一括の要件に該当しなくなった場合でも、独立の有期事業としては取り扱われない。
- E 正しい（法7条5号，則6条2項3号，徴収法コメントール170頁）。記述のとおり。

■ ② 有期事業の区分（建設会社A社の例）



① 428～429頁

①機械装置の組立て又は据付けの事業を除く建設の事業及び立木の伐採の事業は、地域制限が適用される。

② 448頁(B肢)

一括有期事業を開始したときは、初めに保険関係成立届を一度提出しておけば、以後何年でもこの一括有期事業が継続している限り、当該一括有期事業に含まれる個々の事業については、その都度保険関係成立届を提出する必要はない。

③ 461～462頁(C肢)

④ 430頁(D肢)

⑤ 428～431頁(E肢)

設問のような場合、一括有期事業に係る労働保険事務の所轄については、一括事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長及び労働基準監督署長が行う。

②事業規模が大きい場合等は、一括されずに単独有期事業として保険関係成立届を提出する。

択一式 請負事業の一括

10

H26-9(災)

難易度 ★

重要度 A

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

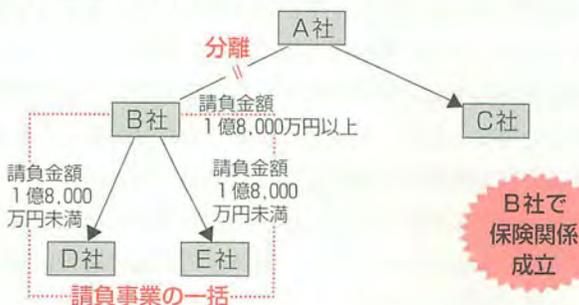
■請負事業の一括に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 立木の伐採の事業が数次の請負によって行われる場合には、労働保険徴収法の規定の適用については、それらの事業は一の事業とみなされ、元請負人のみが当該事業の事業主とされる。
- B 機械器具製造業の事業が数次の請負によって行われる場合には、労働保険徴収法の規定の適用については、それらの事業は一の事業とみなされ、元請負人のみが当該事業の事業主とされる。
- C 厚生労働省令で定める事業が数次の請負によって行われる場合において、労災保険の保険関係に関し当該事業を一の事業とすることについて元請負人の認可申請があり、厚生労働大臣の認可があったときは、労働保険徴収法の規定の適用については、それらの事業は一の事業とみなされ、元請負人のみが当該事業の事業主とされる。
- D 労災保険の保険関係が成立している建設の事業が数次の請負によって行われる場合であって、労働保険徴収法の規定の適用については、元請負人のみが当該事業の事業主とされる場合においても、雇用保険に係る保険関係については、元請負人のみが当該事業の事業主とされることなく、それぞれの事業ごとに労働保険徴収法が適用される。
- E 厚生労働省令で定める事業が数次の請負によって行われる場合であって、労働保険徴収法の規定の適用については、元請負人のみが当該事業の事業主とされる場合においても、元請負人の諾否にかかわらず、下請負人の申請に基づき厚生労働大臣の認可を受けることによって、当該下請負人が元請負人とみなされる。

解説

- A 誤り。請負事業の一括は、**労災保険に係る保険関係が成立している「建設の事業」**が対象となる（法8条1項、則7条）。**立木の伐採の事業は有期事業の一括の対象事業となる。有期事業の一括は要件を満たしていれば、法律上当然に行われる。ただし、事務手続（例えば一括有期事業開始届等）は発生する。**
- B 誤り。**労災保険に係る保険関係が成立している「建設の事業」**が対象である（法8条1項、則7条）。機械器具製造業は対象外。
- C 誤り。建設の事業が数次の請負によって行われている場合、**法律上当然に請負事業の一括の適用を受ける**（法8条1項）。認可申請は不要である。
- D 正しい（法8条1項）。請負事業の一括は、徴収法の規定の適用については、一の事業とみなされる。したがって、雇用保険に係る保険関係はそれぞれの事業ごとに適用される。
- E 誤り。下請負事業の分離は、元請負人・下請負人が共同で認可申請をしなければならない（法8条2項）。^①

■下請負事業の分離



正解 D

431～432頁

431～432頁

431～432頁

432頁

432頁

①下請負人を事業主とする認可申請書…元請負人と下請負人が共同で原則として保険関係が成立した日の翌日から起算して10日以内に所轄都道府県労働局長へ提出する（則8条）。

択一式 下請負事業の分離

11

H27-10(災)

難易度 ★★ 重要度 A

Date	Date	Date
------	------	------

■下請負事業の分離に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

なお、本問において、「下請負事業の分離」とは、労働保険徴収法第8条第2項の規定に基づき、元請負人の請負に係る事業から下請負部分を分離し、独立の保険関係を成立させることをいう。

- A 厚生労働省令で定める事業が数次の請負によって行われる場合の元請負人及び下請負人が、下請負事業の分離の認可を受けようとするときは、保険関係が成立した日の翌日から起算して10日以内であれば、そのいずれかが単独で、当該下請負人を事業主とする認可申請書を所轄都道府県労働局長に提出して、認可を受けることができる。
- B 厚生労働省令で定める事業が数次の請負によって行われる場合の元請負人及び下請負人が、下請負事業の分離の認可を受けるためには、当該下請負人の請負に係る事業が建設の事業である場合は、その事業の規模が、概算保険料を算定することとした場合における概算保険料の額に相当する額が160万円未満、かつ、請負金額が1億8,000万円未満でなければならない。
- C 厚生労働省令で定める事業が数次の請負によって行われる場合の元請負人及び下請負人が、下請負事業の分離の認可を受けるためには、当該下請負人の請負に係る事業が立木の伐採の事業である場合は、その事業の規模が、素材の見込生産量が千立方メートル未満、かつ、請負金額が1億8,000万円未満でなければならない。
- D 厚生労働省令で定める事業が数次の請負によって行われる場合の下請負人を事業主とする認可申請書については、天災、不可抗力等の客観的理由により、また、事業開始前に請負方式の特殊性から下請負契約が成立しない等の理由により期限内に当該申請書を提出できない場合を除き、保険関係が成立した日の翌日から起算して10日以内に、所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。
- E 厚生労働省令で定める事業が数次の請負によって行われる場合の元請負人及び下請負人が、下請負事業の分離の認可を受けた場合、当該下請負人の請負に係る事業を一の事業とみなし、当該下請負人のみが当該事業の事業主とされ、当該下請負人以外の下請負人及びその使用する労働者に対して、労働関係の当事者としての使用者となる。

解説

- A 誤り。下請負事業の分離の認可を受けるためには、元請負人及び下請負人が**共同で申請**をしなければならない(法8条2項, 則8条)。
- B 誤り。下請負事業の分離の認可を受けることができる事業規模は、**概算保険料が160万円以上又は請負金額が1億8,000万円以上**である(法8条2項, 則9条)。**平**平成27年4月1日以後に開始される事業について、請負金額は、税抜きである。
- C 誤り。立木の伐採の事業は、**下請負事業の分離**の対象となっていない(法8条, 則7条)。
- D 正しい(法8条2項, 則8条, 昭47.11.24労徴発41)。やむを得ない理由に該当する場合は、期限後であっても提出することができる。
- E 誤り。認可を受けたときは、元請負人の請負に係る事業から下請負人の請負に係る事業を分離して、当該下請負事業に係る事業について、その下請負人が元請負人とみなされる(独立した保険関係が成立する)(法8条2項)。

➡ 432頁

①建設業における労災保険の取扱いは、請負事業の一括として、元請負事業者を事業主として扱い、一つの工事を一つの保険関係として法律上強制的に処理することになっている。この下請事業の分離は、例外的取扱いであり、どのような要件を満たすと例外(分離)に該当するかを確実に覚えること。

➡ 432頁(B肢)

➡ 432頁(C肢)

➡ 432頁(D肢)

➡ 432頁

択一式 労災保険率等

12 H24-9(災)

難易度 ★★ 重要度 B

Date	Date	Date
------	------	------

■ 労災保険率等に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記AからEまでのうちどれか。

ア 労災保険率は、労働保険徴収法施行規則で定める事業の種類ごとに定められており、その最高は、1000分の100を超えている。

イ 継続事業（一括有期事業を含む。）に係るいわゆるメリット制の適用を受けることができる事業は、連続する3保険年度中の各保険年度において、少なくとも次のいずれかに該当する事業であることが必要である。

- ① 100人以上の労働者を使用する事業
- ② 20人以上100人未満の労働者を使用する事業であって所定の要件を満たすもの
- ③ 規模が、建設の事業及び立木の伐採の事業について当該保険年度の確定保険料の額が40万円以上であるもの

ウ 継続事業（一括有期事業を含む。）に係るいわゆるメリット制は、連続する3保険年度中の各保険年度においてその適用を受けることができる事業であって、当該連続する3保険年度中の最後の保険年度の3月31日において労災保険に係る保険関係の成立後3年以上経過したものについて、その連続する3保険年度の間におけるいわゆるメリット収支率を基礎として運用される。

エ 労災保険率は、政令で定めるところにより、労災保険法の適用を受けるすべての事業の過去3年間の業務災害及び通勤災害に係る災害率並びに二次健康診断等給付に要した費用の額、社会復帰促進等事業として行う事業の種類及び内容その他の事情を考慮して厚生労働大臣が定める。

オ いわゆるメリット収支率を算定する基礎となる保険給付の額には、特定の業務に長期間従事することにより発生する疾病であって厚生労働省令で定めるものにかかった者に係る保険給付の額は含まれないものであり、この厚生労働省令で定める疾病にかかった者には、鉱業の事業における著しい騒音を発生する場所における業務による難聴等の耳の疾患（いわゆる騒音性難聴）にかかった者が含まれる。

A (アとウ) B (イとウ) C (エとオ) D (アとオ) E (イとオ)

解説

- ア 誤り。労災保険率の最高は、**1,000分の88**で「金属鉱業、非金属鉱業（石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く）又は石炭鉱業」である（則16条1項，別表第1）。**参**最低は**1,000分の2.5**である。
- イ 正しい（法12条3項3号，則17条）。**参**一括有期事業の場合，連続する3保険年度のうち，確定保険料の額が「40万円以上100万円未満」となった保険年度が1年度でもあった場合は，メリット制による増減幅が**±30%**の範囲となる（連続する3保険年度のすべてにおいて確定保険料の額が100万円以上で増減幅が**±40%**の範囲となる）。
- ウ 正しい（法12条3項）。**参**メリット制が適用される時期は，連続する3保険年度の最後の保険年度（「基準日」の属する保険年度）の翌々保険年度からとなる。
- エ 正しい（法12条2項，則16条）。**参**労災保険率のうち**非業務災害率（通勤災害等に係る率）は1,000分の0.6**となっている。
- オ 誤り。設問中の鉱業の事業は正しくは建設の事業である。具体的には，著しい騒音を発する場所における業務による難聴等の耳の疾患にかかった者（建設の事業に属する事業主を異にする二以上の事業場において著しい騒音を発する場所における業務に従事し，又は従事したことのある労働者であって，特定業務従事期間が5年に満たないものに限る）に係る保険給付の額は収支率の算定基礎から除かれる（法12条3項，則17条の2表第5項）。したがって，Dの組合せ（アとオ）が正解。

 438~439頁

 473頁

 473~474頁

 437~438頁

 474頁

特定疾病とは，日雇い又は短期の雇用で事業場を転々とする労働者を多数雇用する事業に多発する特定の疾病であって，かつ，その疾病の発症までに比較的長期間を要する遅発性疾病をいう。平成24年度改正で追加された騒音性難聴の他に非災害性腰痛，振動障害，じん肺，肺がん・中皮腫が該当する。

正解 D

択一式 雇用保険率等

13

H20-9(雇)
改B

難易度 ★ 重要度 B

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■雇用保険率等に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 労働保険徴収法第12条第4項によれば、植物の栽培の事業の雇用保険率は、動物の飼育の事業の雇用保険率と同じである。
- B 労働保険徴収法第10条によれば、政府は、労働保険の事業に要する費用にあてるため保険料を徴収するとされ、当該保険料とは、一般保険料、第1種特別加入保険料、第2種特別加入保険料、第3種特別加入保険料、印紙保険料及び特例納付保険料である。
- C 労働保険徴収法第12条第4項によれば、物品の販売の事業の雇用保険率は、鉱業の事業の雇用保険率と同じである。
- D 労働保険徴収法第11条の2によれば、政府は、事業主がその事業に保険年度の初日において64歳以上の高年齢労働者を使用する場合には、その事業に係る一般保険料の額を、一般保険料の額から事業主がその事業に使用する短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者以外の高年齢労働者に支払う賃金の総額に雇用保険率を乗じて得た額を超えない額を減じた額とすることができる。
- E 労働保険徴収法第12条第4項によれば、土木の事業の雇用保険率は、清酒の製造の事業の雇用保険率と同じである。

解説

A 正しい(法12条4項1号・2号)。記述のとおり。参

このほか同じ雇用保険率として清酒製造業がある(同項4号)。

B 正しい(法10条1項・2項)。記述のとおり。労働保

険料はその賦課対象の相違等により6種類に区分され、それぞれの保険料の額の算定方法、申告・納付については、手続ごとに規定されている。

C 正しい(法12条4項)。記述のとおり。雇用保険率は、

大きく分けて3区分である。**一般の事業は、1,000分の11、農林水産業・清酒製造業は、1,000分の13、建設の事業は、1,000分の14**である(平28.4.1厚労告187)。

D 正しい(法11条の2、令1条、則15条の2)。記述の

とおり。保^ニ保険年度の初日において64歳以上の高年齢労働者(短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者は除く)の賃金総額を控除して労働保険料を計算できるのは、雇用保険料の算出においてのみであり、労災保険料を計算するときは、除くことはできない。

E 誤り。土木の事業の雇用保険率は、1,000分の14、清

酒の製造の事業の雇用保険率は、1,000分の13である(法12条4項3号・4号、平28.4.1厚労告187)。

■雇用保険料率負担割合 参

	労働者負担分	事業主負担分		雇用保険率
	失業等給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率		
一般の事業	4/1000	4/1000	3/1000	11/1000
農林水産・清酒製造の事業	5/1000	5/1000	3/1000	13/1000
建設の事業	5/1000	5/1000	4/1000	14/1000

正解 E

440頁

435頁

440頁

①農林水産業のうち、季節的に休業し、又は事業の規模が縮小することのない事業として厚生労働大臣が指定する事業については、1,000分の11とされている。厚生労働大臣が指定する事業

④牛馬育成、酪農、養鶏又は養豚の事業

◎園芸サービスの事業

④内水面養殖の事業

436頁(D肢)

設問は平成32年3月までの経過措置であり、平成32年4月1日から保険料徴収開始。

440頁(E肢)

択一式 特例納付保険料

14

H27-10(雇)

難易度 ★★ 重要度 日

Date	Date	Date
------	------	------

■特例納付保険料に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

なお、本問において、「特例対象者」とは、雇用保険法第22条第5項に規定する者をいう。

- A 特例納付保険料の対象となる事業主は、特例対象者を雇用していた事業主で、雇用保険に係る保険関係が成立していたにもかかわらず、労働保険徴収法第4条の2第1項の規定による届出をしていなかった者である。
- B 雇用保険法第7条の規定による被保険者自らに関する届出がされていなかった事実を知っていた者については、特例対象者から除かれている。
- C 特例納付保険料は、その基本額のほか、その額に100分の10を乗じて得た額を加算したものとされている。
- D 厚生労働大臣による特例納付保険料の納付の勧奨を受けた事業主から当該保険料を納付する旨の申出があった場合には、都道府県労働局歳入徴収官が、通知を発する日から起算して30日を経過した日をその納期限とする納入告知書により、当該事業主に対し、決定された特例納付保険料の額を通知する。
- E 特例納付保険料の基本額は、当該特例対象者に係る被保険者の負担すべき額に相当する額がその者に支払われた賃金から控除されていたことが明らかである時期のすべての月に係る賃金が明らかである場合には、各月それぞれの賃金の額に各月それぞれに適用される雇用保険率を乗じて得た額の合計額とされている。

択一式 増加概算保険料

15

H23-8(災)

難易度 ★★

重要度 A

Date	Date	Date
------	------	------

■労働保険の増加概算保険料に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 継続事業の事業主は、労働者数の増加等により、概算保険料の算定に用いる賃金総額の見込額が、既に納付した概算保険料の算定基礎とした賃金総額の見込額に比べて増加することとなり、増加概算保険料の納付の要件に該当するに至った場合は、当該賃金総額の増加が見込まれた日から30日以内に増加概算保険料の申告・納付を行わなければならないが、有期事業の事業主の場合であっても、申告・納付の期限は同じである。
- B 労災保険に係る保険関係のみ成立していた事業の事業主は、労災保険及び雇用保険の両保険に係る保険関係が成立する事業に該当するに至ったため、一般保険料に係る保険料率が変更した場合において、当該変更後の保険料率に基づいて算定した概算保険料の額が、既に納付した概算保険料の額の100分の200を超え、かつ、その差額が13万円以上であるときは、増加概算保険料を申告・納付しなければならない。
- C 増加概算保険料の納付の要件に該当するに至っている場合であって、事業主が増加概算保険料申告書を提出しないとき、又はその申告書の記載に誤りがあると認められるときは、所轄都道府県労働局歳入徴収官は増加概算保険料の額を決定し、これを当該事業主に通知しなければならない。
- D 継続事業の事業主は、労働者数の増加等により、概算保険料の算定に用いる賃金総額の見込額が、既に納付した概算保険料の算定基礎とした賃金総額の見込額に比べて増加することとなったが、増加概算保険料の納付の要件に該当するに至らなかった場合には、確定保険料の申告・納付の際に精算する必要がある。
- E 増加概算保険料申告書は所轄都道府県労働局歳入徴収官に提出しなければならないとされているが、一定の区分に従い、日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店をいう。）、年金事務所（日本年金機構法第29条の年金事務所をいう。）又は労働基準監督署を経由して行うことができる。

解説

- A 正しい(法16条)。記述のとおり。継続事業であると
有期事業であるとを問わず、納期限は同じである。
- B 正しい(法16条、法附則5条、則25条1項、則附則4
条1項)。記述のとおり。③増加概算保険料は、①賃金
総額等の見込額の増加(A肢)及び②成立している保険
関係の拡大に伴う一般保険料率の変更(B肢)により一
定基準以上の増加があった場合に限定して行われる。
- C 誤り。増加概算保険料については、政府による**認定決
定**は行われない(法16条)。
- D 正しい(法16条、19条1項)。記述のとおり。③増加
がわずかなものであるにもかかわらず、その都度増加分
の労働保険料を追加納付させることは、いたずらに事務
の煩雑を来すことになるので、増加額が一定基準に達し
ない場合には、翌年度の確定精算により処理する。
- E 誤り。**増加概算保険料申告書**は、日本銀行又は労働基
準監督署を経由して所轄都道府県労働局歳入徴収官に提
出する(則38条2項4号)。
①年金事務所を経由して提出することができるのは、
概算保険料申告書及び法19条3項の規定により納付す
べき労働保険料がある場合における**確定保険料申告書**で
あって、**有期事業以外の事業**についての一般保険料に係
るものによる**厚年法又は健保法による適用事業所の事業
主**が6月1日から40日以内に提出するものに限られる
(則30条2項1号)。

④本問については、試験セ
ンターから「CとE」の複
数解答の発表があった。

⑤ 458~459頁(A肢)

⑥ 458頁(B肢)

①継続事業若しくは有期事
業についての概算保険料の
算定に用いた賃金総額の見
込額、第1種特別加入保険
料の算定基礎額の総額の見
込額、第2種特別加入保険
料の算定基礎額の総額の見
込額、第3種特別加入保険
料の算定基礎額の総額の見
込額が該当する。

⑦ 467頁(C肢)

⑧ 463頁(D肢)

⑨ 460頁

②法21条の2第1項の承認
を受けて労働保険料の納付
を金融機関に委託して行う
場合に提出するものを除く。
③労働保険事務組合に労働
保険事務の処理が委託され
ているものを除く。

正解 C・E

徴収

択一式 第1種特別加入保険料の計算

16

H24-10(災)

改 ■・選択肢

難易度 ★★

重要度 B

Date	Date	Date
------	------	------

■個人事業主が労災保険法第34条第1項の規定に基づき、中小事業主等の特別加入の承認を受けた場合、当該事業主に係る当該承認を受けた保険年度の第1種特別加入保険料の額の算定の仕方について、正しいものは次のうちどれか。

なお、事業の種類等は次のとおりである。

- ・事業の種類 飲食店
- ・当該事業に係る労災保険率 1000分の3.5
- ・中小事業主等の特別加入申請に係る承認日 平成28年12月15日
- ・給付基礎日額 8千円
- ・特別加入保険料算定基礎額 292万円

A	$8 \text{ 千円} \times 107 \text{ 日} \times 1000 \text{ 分の} 3.5$
B	$8 \text{ 千円} \times 108 \text{ 日} \times 1000 \text{ 分の} 3.5$
C	$292 \text{ 万円} \times 12 \text{ 分の} 1 \times 3 \text{ か月} \times 1000 \text{ 分の} 3.5$
D	$292 \text{ 万円} \times 12 \text{ 分の} 1 \times 3.5 \text{ か月} \times 1000 \text{ 分の} 3.5$
E	$292 \text{ 万円} \times 12 \text{ 分の} 1 \times 4 \text{ か月} \times 1000 \text{ 分の} 3.5$

解説

第1種特別加入保険料の額の算定は、保険料算定基礎額の総額×12分の1×4か月×第1種特別加入保険料率である。

なお、途中加入の場合の月割計算は、1月未満の端数は、1月として算定される。よって、設問の場合12月、1月、2月、3月の4か月分となる（法13条、則21条1項ただし書）。

■ 1月未満の端数処理（継続事業の場合）



参 有期事業の場合は、特別加入期間の全期間において1月未満の端数が生じた場合に1月に端数処理する。

442～443頁(A～E肢)

徴収

①具体例
特別加入期間の承認日⇒7月30日
有期事業終了日⇒翌年9月3日
最初の1か月は7月30日から8月29日まで。そして翌年8月29日までで13か月となる。その年の8月30日から9月3日までは5日。合計13か月と5日となるため、特別加入に係る期間は14か月となる。

正解 E

択一式 労働保険料の納付

17

H19-8(災)
改E

難易度 ★ 重要度 A

Date	Date	Date
------	------	------

■次の記述のうち、正しいものはどれか。なお、以下において、「労災保険」とは「労働者災害補償保険」のことであり、「労働保険」とは「労働者災害補償保険及び雇用保険」のことであり、「有期事業」とは「事業の期間が予定される事業」のことであり、「継続事業」とは「有期事業以外の事業」のことである。

- A 労災保険に係る労働保険の保険関係及び雇用保険に係る労働保険の保険関係が保険年度の当初に共に成立している継続事業であって、納付すべき概算保険料の額が40万円以上のもの又は当該事業に係る労働保険事務の処理が労働保険事務組合に委託されているものについての事業主は、概算保険料の延納の申請をした場合には、その概算保険料を所定の各期に分けて納付することができる。
- B 有期事業のうち、建設の事業及び立木の伐採の事業の事業主については、他の業種の有期事業の事業主とは異なり、労働保険の保険関係が成立した日から10日以内に、概算保険料を納付しなければならない。
- C 所定の要件を満たす継続事業の事業主については、延納の申請をした場合には、第1期から第4期までの各期に分けて概算保険料を納付することができる。
- D 労働保険の保険関係が消滅した事業の事業主は、その消滅した事業が継続事業である場合にはその消滅した日から30日以内に、その消滅した事業が有期事業である場合にはその消滅した日から15日以内に、所定の事項を政府に届け出なければならない。
- E 事業主は、保険年度の中途に労働保険の保険関係が成立した継続事業についてはその保険関係が成立した日から20日以内に、それ以外の継続事業については保険年度ごとにその保険年度の6月1日から起算して40日以内に、概算保険料を納付しなければならない。

解説

- A 正しい（法18条、則27条）。記述のとおり。継続事業の延納の各期の納期限は、**第1期分は6月1日から起算して40日以内、第2期分は10月31日、第3期分は翌年1月31日**となる^①。
- B 誤り。建設事業及び立木の伐採の事業は、**保険関係が成立した日から20日以内**に概算保険料を納付することとされている（法15条2項）。
- C 誤り。継続事業の事業主が延納申請をした場合には、一の保険年度について、**最大で3期**に分けて概算保険料を延納できる（則27条1項）。
- D 誤り。保険関係が消滅をした場合、消滅に関する届出の規定は存在しない。
- E 誤り。保険年度中途に成立した継続事業については、その**保険関係が成立した日の翌日から50日以内**に概算保険料を納付することとされている（法15条1項）。

■口座振替納付の対象となる労働保険料等

継続事業（一括有期事業を含む）	前年度の確定保険料の不足額 ＋当年度の概算保険料
単独有期事業	当年度の概算保険料
一般拠出金	当年度の一般拠出金

■口座振替納付の納期限日

納期	第1期	第2期	第3期	③第4期
口座振替納付日	9月6日	11月14日	2月14日	3月31日

☞ 454～455頁

①労働保険事務組合に委託されているものに係る場合の納期限は、最初の期は6月1日から起算して40日以内であるが、第2期は11月14日、第3期は翌年2月14日となっている。

☞ 447頁（B肢）

☞ 454～455頁

有期事業の場合は、事業の全期間を通じて延納を行うことができるので、全期間を通じた場合には3期を超えた期間になることがある（則28条1項）。

☞ 426頁（D肢）

確定保険料の申告納付をする必要があるのである（法19条）。

☞ 447頁（E肢）

②成立した日の翌日から起算して10日以内に保険関係成立届の提出も必要。

③単独有期事業のみ対象

正解 A

択一式 労働保険料の延納

18

H27-9(雇)

難易度 ★★

重要度 A

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■労働保険料の延納に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 概算保険料について延納が認められている継続事業（一括有期事業を含む。）の事業主は、増加概算保険料の納付については、増加概算保険料申告書を提出する際に延納の申請をすることにより延納することができる。
- B 概算保険料について延納が認められている継続事業（一括有期事業を含む。）の事業主が、労働保険徴収法第17条第2項の規定により概算保険料の追加徴収の通知を受けた場合、当該事業主は、その指定された納期限までに延納の申請をすることにより、追加徴収される概算保険料を延納することができる。
- C 概算保険料について延納が認められている継続事業（一括有期事業を含む。）の事業主が、納期限までに確定保険料申告書を提出しないことにより、所轄都道府県労働局歳入徴収官が労働保険料の額を決定し、これを事業主に通知した場合において、既に納付した概算保険料の額が、当該決定された確定保険料の額に足りないときは、その不足額を納付する際に延納の申請をすることができる。
- D 概算保険料について延納が認められ、前保険年度より保険関係が引き続き継続事業（一括有期事業を含む。）の事業主の4月1日から7月31日までの期分の概算保険料の納期限は、労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託している場合であっても、7月10日とされている。
- E 概算保険料について延納が認められている有期事業（一括有期事業を除く。）の事業主の4月1日から7月31日までの期分の概算保険料の納期限は、労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託している場合であっても、3月31日とされている。

解説

- A 正しい（則30条1項）。**示**概算保険料について延納が認められているときに**増加概算保険料**も延納ができる。よって、**増加概算保険料**のみの延納は認められていない。
- B 正しい（法18条，則31条）。**示**概算保険料について延納が認められているときに**追加徴収される概算保険料**も延納ができる。よって、**追加徴収される概算保険料**のみの延納は認められていない（A肢解説同様）。
- C 誤り。**確定保険料**は，延納することができない（法18条，19条1項）。
- D 正しい（則27条2項）。**参**第1期分は，労働保険事務組合に委託していない事業所と同様であるが，第2期は**11月14日**，第3期は**2月14日**が納期限となる。
- E 正しい（則28条の2）。**参**8月1日から11月30日までの期分は**10月31日**，12月1日から3月31日までの期分は**1月31日**となる。

参延納の要件については，430頁のまとめを参照のこと。

う 458～459頁

う 461頁

う 453頁

う 454頁

①労働保険事務組合に委託していない事業所の延納

	期間	納期限
第1期	4/1～ 7/31	7/10
第2期	8/1～ 11/30	10/31
第3期	12/1～ 3/31	1/31

う 456～457頁（E肢）

正解 C

択一式 確定保険料

19

H26-9(雇)

難易度 ★★

重要度 A

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■確定保険料に関する次の記述のうち、誤っているものの組合せは、後記AからEまでのうちどれか。

- ア 平成26年6月30日に事業を廃止すれば、その年の8月19日までに確定保険料申告書を所轄都道府県労働局歳入徴収官に提出しなければならない。
- イ 請負金額50億円、事業期間5年の建設の事業について成立した保険関係に係る確定保険料の申告書は、事業が終了するまでの間、保険年度ごとに、毎年、7月10日までに提出しなければならない。
- ウ 継続事業（一括有期事業を含む。）の事業主は、納付した概算保険料の額が法所定の計算により確定した額に足りないときは、その不足額を、確定保険料申告書提出期限の翌日から40日以内に納付しなければならない。
- エ 継続事業（一括有期事業を含む。）の労働保険料（印紙保険料を除く。）は、当該保険料の算定の対象となる期間が終わってから確定額で申告し、当該確定額と申告・納付済みの概算保険料額との差額（納付した概算保険料がないときは当該確定額）を納付する仕組みをとっており、この確定額で申告する労働保険料を確定保険料という。
- オ 所轄都道府県労働局歳入徴収官は、事業主が確定保険料申告書を提出しないとき、又はその申告書の記載に誤りがあると認めるときは、労働保険料の額を決定し、これを事業主に通知するが、この通知を受けた事業主は、納付した労働保険料の額がその決定した労働保険料の額に足りないときはその不足額を、納付した労働保険料がないときは所轄都道府県労働局歳入徴収官の決定した労働保険料を、その通知を受けた日の翌日から起算して15日以内に納付しなければならない。
- A (アとイ) B (アとエ) C (イとウ)
D (ウとオ) E (エとオ)

解説

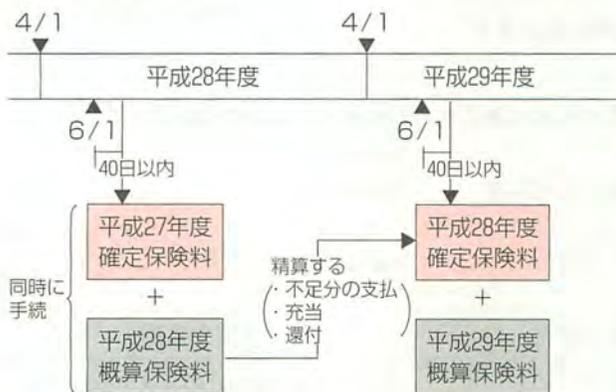
ア 正しい（法19条1項）。保険関係の消滅日は事業廃止日の翌日（平成26年7月1日）であり、その日から**50日以内**（当日起算）に確定保険料申告書を提出しなければならない。

イ 誤り。有期事業については、保険関係が消滅した日から**50日以内**に提出しなければならない（法19条2項）。

ウ 誤り。**保険年度の6月1日から40日以内**に納付しなければならない（法15条1項、19条3項）。

エ 正しい（法19条）。確定保険料の申告・納付と同時に今年度の概算保険料も申告・納付することになる。**参**申告・納付済みの概算保険料額の方が確定額よりも多い場合は、今年度に納付・申告する概算保険料に充てる（充当する）ことができる（**年度更新**）。

■継続事業の年度更新



オ 正しい（法19条4項・5項）。確定保険料に係る認定決定である。**参**この場合納入告知書により通知される。したがって、Cの組合せ（イとウ）が正解となる。

☞ 461～462頁

☞ 462頁

☞ 461～462頁

☞ 461～462頁

☞ 467頁(オ)

①確定保険料に係る認定決定には、追徴金が徴収されることになっている。認定決定された確定保険料額の納期限は、通知を受けた日から15日以内であるが、追徴金の納期限は、通知を発する日から起算して30日を経過した日となる（法21条4項）。

正解 C

徴収

択一式 確定保険料の計算

20

H21-10(雇)

改 ■・本文・選択肢

難易度 ★★

重要度 A

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■以下の派遣労働者に係る平成28年度分の労働保険料（確定保険料分）について、派遣元事業主及び当該派遣労働者に係る労働者派遣の役務の提供を受ける者（以下「派遣先事業主」という。）が納付するものとして、正しいものはどれか。

なお、賃金総額及び派遣元事業主、派遣先事業主の事業内容等は、以下のとおりである。また、派遣元事業主は、下記派遣先にのみ労働者を派遣するものである。

派遣労働者	平成28年度において、派遣元事業主が雇用した満60歳以下の労働者であり、雇用保険の一般被保険者である。 派遣労働者の総数は30名である。
賃金総額	平成28年度において、上記派遣労働者に支払われた賃金総額は、1億円である。

	派遣元事業主	派遣先事業主
事業内容	その他の各種事業 (労働者派遣事業)	自動車製造業
(参考) 保険率	(労災保険率) ・輸送用機械器具製造業（船舶製造又は修理業を除く。） 1000分の4 ・その他の各種事業 1000分の3 (雇用保険率) ・一般の事業 1000分の11	

符号	派遣元事業主	派遣先事業主
A	なし	1億円×(1000分の4 + 1000分の11)
B	1億円×1000分の11	1億円×1000分の4
C	1億円×1000分の11	1億円×1000分の3
D	1億円×(1000分の3 + 1000分の11)	なし
E	1億円×(1000分の4 + 1000分の11)	なし

解説

5 463～464頁(A～E肢)

- A 誤り。労災保険料及び雇用保険料は、ともに**派遣元事業主**が計算し納付する義務を負う。
- B 誤り。労災保険料についても、派遣元事業主が計算し納付する義務を負う。
- C 誤り。労災保険料についても、派遣元事業主が計算し納付する義務を負う。また、労災保険率は、**派遣先での作業実態に基づき決定**するので、賃金総額に乗ずる労災保険率は派遣先事業主の事業内容に基づき1,000分の4となる(平12.2.14発労徴12)。
- D 誤り。労災保険率は、派遣先での作業実態に基づき決定するので、賃金総額に乗ずる労災保険率は派遣先事業主の事業内容に基づき1,000分の4となる。
- E 正しい(法11条1項, 12条, 昭61.6.30発労徴41・基発383)。**派遣労働者の労災保険率は、派遣先での作業実態に基づき事業の種類を決定し判断する**。労働保険料の納付については、派遣元事業主が行う。

示派遣労働者の派遣先での作業実態が数種にわたる場合には、主たる作業実態に基づき事業の種類を決定することとし、この場合の主たる作業実態は、それぞれの作業に従事する派遣労働者の数、当該派遣労働者に係る賃金総額等により判断する。

正解 E

徴収

択一式 労働保険料等の通知

21

H25-9(雇)

難易度 ★★

重要度 A

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■労働保険料等の納付に関する次の記述について、誤っているものはどれか。

- A 事業主が所定の納期限までに概算保険料申告書を提出しなかったことにより、所轄都道府県労働局歳入徴収官が行う認定決定の通知は、納入告知書によって行われる。
- B 事業主が所定の納期限までに確定保険料申告書を提出しなかったことにより、所轄都道府県労働局歳入徴収官が行う認定決定の通知は、納入告知書によって行われる。
- C 事業主が印紙保険料の納付を怠ったことにより、所轄都道府県労働局歳入徴収官が行う認定決定の通知は、納入告知書によって行われる。
- D 労働保険徴収法第17条第1項の規定に基づき概算保険料の追加徴収が行われる場合に、所轄都道府県労働局歳入徴収官は事業主に対して追加徴収する概算保険料の額の通知を行うが、当該徴収金の納付は、納付書によって行われる。
- E 労働保険徴収法第21条第1項の規定に基づき追徴金の徴収が行われる場合に、所轄都道府県労働局歳入徴収官が行う追徴金の額等の通知は、納入告知書によって行われる。

解説

- A 誤り。概算保険料についての認定決定の通知は、**納付書**によって行われる（則38条4項・5項）。5 467頁
- B 正しい（則38条4項・5項）。確定保険料についての認定決定の通知は、**納入告知書**によって行われる。5 467頁
- C 正しい（則38条4項・5項）。印紙保険料についての認定決定の通知は、**納入告知書**によって行われる。5 467頁
- D 正しい（則38条4項・5項）。記述のとおり。5 461頁
- E 正しい（則38条4項・5項）。認定決定された確定保険料と共に追徴金が上乗せされた**納入告知書**によって通知される。5 468頁

■納付書と納入告知書 ㊦

納入告知書は次の5つのみ。①認定決定された確定保険料、②認定決定された印紙保険料、③確定保険料に関する追徴金、④印紙保険料に関する追徴金、⑤**有期事業のメリット確定保険料の差額徴収**

上記以外は、すべて納付書と覚えるといふ。

正解 A

徴収

択一式 印紙保険料

22

H28-9(雇)

難易度 ★★

重要度 B

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■印紙保険料に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 請負事業の一括の規定により元請負人が事業主とされる場合は、当該事業に係る労働者のうち下請負人が使用する日雇労働被保険者に係る印紙保険料についても、当該元請負人が納付しなければならない。
- B 事業主は、その使用する日雇労働被保険者については、印紙保険料を納付しなければならないが、一般保険料を負担する義務はない。
- C 雇用保険印紙購入通帳の交付を受けている事業主は、印紙保険料納付状況報告書により、毎月における雇用保険印紙の受払状況を翌月末日までに、所轄公共職業安定所長を経由して、所轄都道府県労働局歳入徴収官に報告しなければならないが、日雇労働被保険者を一人も使用せず雇用保険印紙の受払いのない月に関しても、報告する義務がある。
- D 事業主は、正当な理由がないと認められるにもかかわらず、印紙保険料の納付を怠ったときは、認定決定された印紙保険料の額（その額に1000円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる）の100分の10に相当する追徴金を徴収される。
- E 印紙保険料を所轄都道府県労働局歳入徴収官が認定決定したときは、納付すべき印紙保険料については、日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店をいう。）に納付することはできず、所轄都道府県労働局収入官吏に現金で納付しなければならない。

解説

- A 誤り。設問の下請負人が使用する日雇労働被保険者に係る印紙保険料を納付するのは「下請負人」である（法23条1項）。一括されて元請負人が事業主（責任者）になるのは、労災保険のみである。
- B 誤り。事業主は、**日雇労働被保険者については、一般保険料のほかに、印紙保険料を負担**しなければならない（法11条、15条1項、22条）。
- C 正しい（法24条、則54、55条、徴収法コンメンタール456頁）。記述のとおり。
- D 誤り。「100分の10」ではなく、「**100分の25**」である（法25条2項）。**示**追徴金は、通知を発する日から起算して**30日を経過した日**が納期限となる。**参**認定決定された印紙保険料は、調査決定を受けた日から**20日以内**に現金で納付する（平15.3.31基発0331002）。
- E 誤り。設問の場合には、日本銀行に納付することもできる（則38条3項、昭63.3.26劳徴発19）。**認定決定された印紙保険料**は、印紙での納付ではなく、現金での納付のため、日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店をいう）への納付が可能である。

464頁

464頁

466頁

468頁

468頁

①認定決定は、正当な理由がなく印紙保険料の納付を怠ったときに行われる。正当な理由とは、

②天災地変等により印紙の購入ができないため、印紙を貼付できなかったとき。

③日雇労働被保険者が手帳を持参しなかったため、印紙を貼付する機会がなかったとき。

④日雇労働被保険者が事業主の督促にもかかわらず、手帳を提出することを拒んだため、印紙の貼付ができなかったとき。

正解 C

徴収

択一式 印紙保険料

23 H24-9(雇)

難易度★★ 重要度B

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■印紙保険料に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 日雇労働被保険者に係る印紙保険料の納付については、請負事業の一括により元請負人が事業主とされる場合、当該元請負人が、その使用する日雇労働被保険者及び下請負人が使用する日雇労働被保険者に係る印紙保険料を納付しなければならない。
- B 印紙保険料の納付は、日雇労働被保険者に交付された日雇労働被保険者手帳に雇用保険印紙をはり、これに消印して行い、又は、あらかじめ所轄都道府県労働局歳入徴収官の承認を受けて、納入告知書に当該印紙保険料額を添えて直接金融機関に納付することによって行うことができる。
- C 事業主が日雇労働被保険者に対し日雇労働被保険者手帳の提出を求めないために、日雇労働被保険者がこれを提出せず、雇用保険印紙の貼付がなされなかった場合、当該事業主は追徴金を徴収されることはないが、罰則規定を適用されることがある。
- D 事業主が印紙保険料の納付を怠った場合には、所轄都道府県労働局歳入徴収官は、その納付すべき印紙保険料の額を決定し、これを事業主に通知することとされており、この場合、当該事業主は、現金により、日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店をいう。）又は所轄都道府県労働局収入官吏に、その納付すべき印紙保険料を納付しなければならない。
- E 雇用保険印紙購入通帳の交付を受けている事業主は、毎月における雇用保険印紙の受払状況を印紙保険料納付状況報告書（様式第15号）によって、所轄都道府県労働局歳入徴収官に報告しなければならないが、日雇労働被保険者を一人も使用せず、印紙の受払いのない月の分に関しては、何ら報告する義務はない。

解説

- A 誤り。印紙保険料の納付に関する事務は、保険関係の一括の適用を受けない（法8条1項，則7条）。
- B ^① 誤り。印紙保険料の納付は、**日雇労働被保険者手帳**に
①雇用保険印紙を貼付し消印する方法，②**印紙保険料納付計器**を使って納付印を押す方法のどちらかである。設問の後段にある方法では印紙保険料の納付はできない（法23条2項・3項）。
- C 誤り。設問の場合，事業主から追徴金を徴収し，印紙保険料の納付を怠ったとして罰則の適用もある（法25条2項・3項，昭56.9.25労徴発68，法46条1号）。
- D 正しい（則38条3項2号）。雇用保険印紙では納付はできない。**ホ**認定決定の通知を受けた印紙保険料については，調査決定をした日の翌日から起算して**20日以内**に納付する。印紙保険料の認定決定は，**納入告知書**により通知される。
- E 誤り。印紙の受払いのない月に関しても報告義務がある（法24条，則54条）。

☞ 464頁

①一括の適用を受けない事務

②労災保険及び雇用保険の給付に関する事務

☐雇用保険の被保険者に関する事務

①印紙保険料の納付に関する事務

☞ 464～465頁（B肢）

②印紙保険料納付計器は，厚生労働大臣の承認を受けて設置する。

☞ 468頁（C肢）

☞ 468頁（D肢）

☞ 466頁

択一式 追徴金，督促等

24 H22-10(雇)
改B

難易度 ★★ 重要度 A

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■労働保険料の納付の督促等に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

なお、本問において、「認定決定」とは労働保険徴収法第15条第3項又は同法第19条第4項の規定に基づき所轄都道府県労働局歳入徴収官が労働保険料額を決定し、これを事業主に通知することをいう。

- A 事業主が概算保険料の申告書を提出しないときは、所轄都道府県労働局歳入徴収官が認定決定をするが、当該事業主が認定決定された概算保険料を所定の納期限までに納付しない場合には、所轄都道府県労働局歳入徴収官は、当該事業主に督促状を送付し、期限を指定して納付を督促する。
- B 所轄都道府県労働局歳入徴収官は、事業主に督促状を送付したときは、当該督促状に指定した期限までに督促に係る労働保険料その他労働保険徴収法の規定による徴収金を完納したとき等一定の場合を除き、当該督促に係る労働保険料の額に納期限の翌日からその完納又は財産差押えの日の前日までの期間の日数に応じ、当該納期限の翌日から2か月を経過する日までの期間については年2.8%、その後の期間については年9.1%の割合を乗じて計算した延滞金を徴収する。
- C 事業主が正当な理由なく印紙保険料の納付を怠ったときは、所轄都道府県労働局歳入徴収官は、その納付すべき印紙保険料の額を決定し、これを事業主に通知するとともに、所定の額の追徴金を徴収する。ただし、納付を怠った印紙保険料の額が1,000円未満であるときは、この限りでない。
- D 事業主が認定決定された確定保険料又はその不足額を納付しなければならない場合（天災その他やむを得ない理由により、認定決定を受けた等一定の場合を除く。）に、その納付すべき額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）に100分の10を乗じて得た額の追徴金が課せられるが、この追徴金に係る割合は、印紙保険料の納付を怠った場合の追徴金に係る割合に比して低い割合とされている。
- E 事業主が、追徴金について、督促状による納付の督促を受けたにもかかわらず、督促状に指定する期限までに当該追徴金を納付しないときは、当該追徴金の額につき延滞金が徴収されることがあるが、国税滞納処分の例によって処分されることはない。

解説

- A 正しい(法15条3項, 27条1項)。記述のとおり。**ホ**
認定決定された概算保険料は、納付書で行われ、**通知を受けた日から15日以内**に納付しなければならない。
- B 正しい(法28条1項, 平27.12.11財務省告示394)。記述のとおり。**参**延滞金を計算する場合の法令の規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とされている。
- C 正しい(法25条1項・2項・3項)。記述のとおり。
参ここでいう「正当な理由」とは、①天災地変等により雇用保険印紙の購入ができないため、雇用保険印紙を貼付できなかったとき、②日雇労働被保険者が手帳を事業場に持参しなかった場合に、その日に手帳を持参せしめることが困難であり、かつ、その後においても事業場で手帳に雇用保険印紙を貼付する機会がないために雇用保険印紙を貼付できなかったとき、③日雇労働被保険者が事業主の督促にもかかわらず手帳を提出することを拒んだことによって雇用保険印紙を貼付できなかったときが該当する。
- D 正しい(法21条1項, 25条2項)。記述のとおり。正当な理由なく、印紙保険料の納付を怠ったと認められるときは、政府は、決定した印紙保険料額の**100分の25に相当する額**の追徴金を調査決定の上、納入告知書を発して徴収する。
- E 誤り。追徴金の額につき延滞金が徴収されることはないが、国税滞納処分の例によって処分されることはある(法27条3項, 28条1項)。

 467, 468頁

督促状に指定する期限は、督促状を発する日から起算して10日以上経過した休日でない日とする(昭56.9.25労徴発68)。

 469頁(B肢)

 468頁

 468頁

 469頁

正解 E

徴収

択一式 保険料，追徴金，延滞金等

25 H19-10(雇)
改E

難易度 ★ 重要度 B

Date	Date	Date
------	------	------

■保険料，追徴金，延滞金等に関する次の記述のうち，正しいものはどれか。

- A 政府は，事業主が所定の期限までに確定保険料申告書を提出しないとき又は所定の期限までに提出した確定保険料申告書の記載に誤りがあると認めるときは，確定保険料の額を決定できるが，所定の期限までに提出した概算保険料申告書の記載に誤りがあると認めるときは，事業主に対して，期限を指定して，概算保険料の修正申告を求めなければならない。
- B 所定の期限までに確定保険料申告書を提出しなかった事業主が，政府が決定した労働保険料の額の通知を受けたときは，当該事業主は，その納付すべき保険料額又は不足額（その額に1,000円未満の端数があるときは，その端数は切り捨てる。）に100分の25を乗じて得た額の追徴金を加えて納付しなければならない。
- C 事業主が，正当な理由がないと認められるにもかかわらず，印紙保険料の納付を怠った場合において，追徴金の額を算定するに当たっては，政府によって決定された印紙保険料の額（その額に100円未満の端数があるときは，その端数は切り捨てる。）に100分の25を乗ずることとされている。
- D 政府は，未納の労働保険料について，納期限までに納付しない事業主に対し，期限を指定して当該労働保険料の納付を督促した場合において，当該事業主がその指定期限までに未納の労働保険料を納付しないときは，国税滞納処分の例によって，処分することができるとされており，その権限は各都道府県税務所に委任されている。
- E 政府は，労働保険料を納付しない者にその納付を督促したときは，所定の要件に該当する場合を除き，労働保険料の額（その額に1,000円未満の端数があるときは，その端数は切り捨てる。）につき年9.1%（当該納期限の翌日から2月を経過する日までの期間については，年2.8%）の割合で，納期限の翌日からその完納又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金（その額に100円未満の端数があるときは，その端数は切り捨てる。）を徴収する。

解説

- A 誤り。概算保険料申告書の記載に誤りがあると認められる場合にも、政府は概算保険料の額を決定（認定決定）^①しなければならない（法15条3項）。
- B 誤り。設問の場合の追徴金の乗率は100分の25ではなく、「100分の10」である（法21条1項）^②。
- C 誤り。印紙保険料の額に1,000円未満の端数があるときはその端数は切り捨てとなる。設問中の100円未満の端数切り捨ては間違い（法25条2項）^③。
- D 誤り。国税滞納処分の場合によるとは、国税徴収関係法令のうち滞納処分に関する規定が準用（滞納処分の手続の準用）されるという意味であり、設問のような権限委任規定はない（法27条3項）。
- E 正しい（法28条1項・3項・4項）。記述のとおり。
- 参**一定事項に該当する場合は、延滞金が徴収されない場合もあるので、覚えておくことが望ましい（同条5項）。また、延滞金の率は、毎年見直しされることになっている。平成28年の延滞金の率は平成27年と同じ（平27.12.11財務省告示394）。

📖 467頁

- ①認定決定は次の3つの場合に行われる。
- ㉔事業主が所定の期限までに概算・確定保険料申告書を提出していないとき。
- ㉕所定の期限までに概算・確定保険料申告書を提出したが、提出された申告書に記載誤りがあるとき。
- ㉖印紙保険料の納付を怠ったとき。

📖 468頁(B肢)

- ②政府が印紙保険料の額を認定決定した場合に徴収される追徴金計算時に用いられる乗率である。確定保険料の場合との違いに注意。

📖 468頁(C肢)

- ③延滞金を計算した結果、その延滞金に100円未満の端数があれば切り捨てとなる。

📖 469頁(D肢)

📖 469～470頁(E肢)

正解 E

徴収

択一式 | メリット制

26

H28-10(災)

難易度 ★★ 重要度 A

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■労災保険のいわゆるメリット制に関する次の記述のうち、誤っているものの組合せは、後記AからEまでのうちどれか。

なお、本問において「メリット増減幅」とは、メリット制による、労災保険率から非業務災害率を減じた率を増減させる範囲のことをいう。

ア メリット制が適用される事業の要件である①100人以上の労働者を使用する事業及び②20人以上100人未満の労働者を使用する事業であって所定の要件を満たすものの労働者には、第1種特別加入者も含まれる。

イ メリット制とは、一定期間における業務災害に関する給付の額と業務災害に係る保険料の額の収支の割合（収支率）に応じて、有期事業を含め一定の範囲内で労災保険率を上下させる制度である。

ウ メリット収支率を算定する基礎となる保険給付の額には、第3種特別加入者に係る保険給付の額は含まれない。

エ 継続事業（建設の事業及び立木の伐採の事業以外の事業に限る。）に係るメリット制においては、所定の要件を満たす中小企業事業主については、その申告により、メリット制が適用される際のメリット増減幅が、最大40%から45%に拡大される。

オ メリット収支率を算定する基礎となる保険給付の額には、特定の業務に長期間従事することにより発症する一定の疾病にかかった者に係る保険給付の額は含まれないが、この疾病には鉱業の事業における粉じんを飛散する場所における業務によるじん肺症が含まれる。

- A (アとウ) B (イとウ) C (イとオ)
D (ウとエ) E (エとオ)

解説

ア 正しい(昭40.11.1基発1454)。第1種特別加入者については、その事業に使用される労働者とみなされるため、メリット制適用要件となる労働者に算入する。

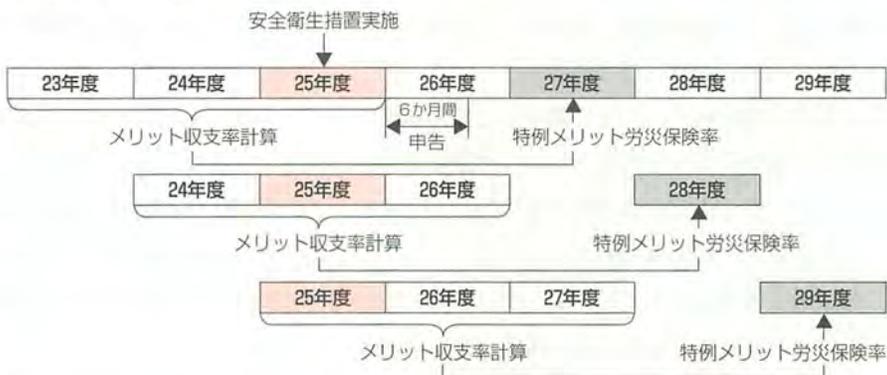
イ 誤り。有期事業のメリット制では、収支率に応じて**確定保険料の額を改定**する(法12条3項, 20条)。

ウ 正しい(法12条3項, 20条1項, 則別表第3, 第6)。

エ 正しい(法12条の2, 則20条の2)。いわゆる**特例メリット制**についてである。

特例メリット制は、**安全衛生措置を講じ申告をすること**で、要件に該当した場合、3保険年度間、特例メリットの対象となる。特例メリット制以外のメリット制は、要件に該当すれば、労働局から通知等があり手続をすることになる。

■特例メリット制の申告と適用



(出所：厚生労働省)

オ 誤り。「建設の事業」におけるじん肺症は、いわゆる特定疾病に含まれるが、設問は「鉱業の事業」となっているため、誤り(法12条3項, 則17条の2)。

したがって、Cの組合せ(イとオ)が正解となる。

正解 C

- ㉓ 473頁
- ㉔ 479頁(イ)
- ㉕ 474頁(ウ)
- ㉖ 475~477頁(エ)

①特例メリット制の対象となる事業の要件(㉔から㉖の全要件を満たすこと)

②メリット制が適用される継続事業であること。

③厚生労働省令で定める労働者の安全又は衛生を確保するための措置を講じたこと。

④中小事業主であること。

⑤㉖の安全衛生措置を講じた保険年度の次の保険年度の初日から6か月以内に、特例メリット制の適用を申告していること。

- ㉗ 474頁

択一式 | メリット制

27

H22-10(災)

難易度 ★★ 重要度 A

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■ 労災保険のいわゆるメリット制に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A メリット収支率の算定に当たっては、特別加入の承認を受けた海外派遣者に係る保険給付及び特別支給金の額は、その算定基礎となる保険給付等の額には含まれない。
- B 労働保険徴収法第7条の規定により有期事業の一括の適用を受けている建設の事業の場合において、メリット制の適用を受けるためには、当該保険年度の請負金額の総額が1億2000万円以上であることが必要である。
- C 労働保険徴収法第20条に規定する有期事業のメリット制の適用により、確定保険料の額を引き上げた場合には、所轄都道府県労働局歳入徴収官は、当該引き上げられた確定保険料の額と当該事業主が既に申告・納付した確定保険料の額との差額を徴収するものとし、通知を発する日から起算して30日を経過した日を納期限と定め、当該納期限、納付すべき当該差額及びその算定の基礎となる事項を事業主に通知しなければならない。
- D 労働保険徴収法第20条に規定する有期事業のメリット制の適用により、確定保険料の額を引き下げた場合には、所轄都道府県労働局歳入徴収官は、当該引き下げられた確定保険料の額を事業主に通知するが、この場合、当該事業主が既に申告・納付した確定保険料の額と当該引き下げられた額との差額の還付を受けるためには、当該通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に、所轄都道府県労働局資金前渡官吏に労働保険料還付請求書を提出する必要がある。
- E 継続事業のメリット制が適用され、所定の数以下の労働者を使用する事業の事業主が、労働保険徴収法第12条の2に規定するメリット制の特例の適用を受けようとする場合は、連続する3保険年度中のいずれかの保険年度において、労働者の安全又は衛生を確保するための所定の措置を講じ、かつ、所定の期間内に当該措置が講じられたことを明らかにすることができる書類を添えて、労災保険率特例適用申告書を提出していることが必要である。

解説

A 正しい(法12条3項)。記述のとおり。

ポ第3種特別加入者(海外派遣者)に係る保険給付及び特別支給金の額の他、遺族補償一時金、遺族特別一時金、障害補償年金差額一時金、障害特別年金差額一時金、特定疾病にかかった者に支給する保険給付及び特別支給金の額は含まない。

B 誤り。一括有期事業の場合は、請負金額の総額が1億2000万円以上ではなく、確定保険料の額が40万円以上である(法12条3項、則17条3項)。

C 正しい(法20条4項、17条2項、則26条)。記述のとおり。この場合の差額徴収は、事業主に対し**納入告知書**によって通知し、徴収する。

D 正しい(則36条1項)。記述のとおり。

参事業主が還付請求を行わない場合は、事業主から徴収すべき未納の労働保険料その他の徴収金があるときには、所轄都道府県労働局歳入徴収官は、当該差額を未納の労働保険料又は未納の一般拠出金(石綿による健康被害の救済に関する法律の規定により徴収される一般拠出金)等に充当する。また、充当したときは、歳入徴収官はその旨を事業主に通知しなければならない。

E 正しい(法12条の2、則20条の4)。**参**設問中の「所定の数以下の労働者を使用する事業主」とは、いわゆる中小事業主のことをいい、常時300人以下(金融業、保険業、不動産業、小売業は50人以下、卸売業、サービス業は100人以下)の労働者を使用する事業主のことである。

う 474頁

う 473頁

①有期事業の場合の要件の一つである。

有期事業のメリット制の要件

④労災保険の保険関係が成立していること。

⑤建設の事業又は立木の伐採の事業であること。

⑥⑦確定保険料の額が40万円以上、又は

⑧建設の事業→請負金額が1億2,000万円以上
立木の伐採の事業→素材の生産量が1,000立方メートル以上。

う 480頁(C肢)

う 480頁(D肢)

う 475~477頁

正解 B

択一式 労働保険事務組合

28

H25-8(雇)

難易度 ★★ 重要度 B

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■労働保険事務組合に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

なお、本問において「委託事業主」とは、労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託した事業主をいう。

- A 労働保険事務組合は、概算保険料の納期限が到来しているにもかかわらず、委託事業主が概算保険料の納付のための金銭を労働保険事務組合に交付しない場合、当該概算保険料を立て替えて納付しなければならない。
- B 公共職業安定所長が雇用保険法第9条第1項の規定による労働者が被保険者となったこと又は被保険者でなくなったことの確認をしたときの、委託事業主に対してする通知が、労働保険事務組合に対してなされたときは、当該通知は当該委託事業主に対してなされたものとみなされる。
- C 労働保険料の納付義務者である委託事業主に係る督促状を労働保険事務組合が受けたが、当該労働保険事務組合が当該委託事業主に対して督促があった旨の通知をしないため、当該委託事業主が督促状の指定期限までに納付できず、延滞金を徴収される場合、当該委託事業主のみが延滞金の納付の責任を負う。
- D 労働保険徴収法第19条第4項の規定により委託事業主に対してする認定決定の通知が労働保険事務組合に対してなされた場合、その通知の効果については、当該労働保険事務組合と当該委託事業主との間の委託契約の内容によっては当該委託事業主に及ばないことがある。
- E 政府は、委託事業主に使用されている者又は使用されていた者が、雇用保険の失業等給付を不正に受給した場合に、それが労働保険事務組合の虚偽の届出、報告又は証明によるものであっても、当該委託事業主に対し、不正に受給した者と当該委託事業主が連帯して、失業等給付の返還又は納付を命ぜられた金額の納付をすることを命ずることとなり、当該労働保険事務組合に対してはその返還等を命ずることはできない。

解説

- A 誤り。設問のような規定はない。ボ事業主が労働保険料その他の徴収金の納付のために労働保険事務組合に金銭を交付したときは、その金額の限度内で、労働保険事務組合は政府に対して当該徴収金の納付の責めを負うことになっている（法35条1項）。
- B 正しい（法34条）。記述のとおり。
- C 誤り。政府が**追徴金又は延滞金**を徴収する場合において、その徴収について労働保険事務組合の責めに帰すべき理由があるときは、その限度で、労働保険事務組合は、政府に対して当該徴収金の納付の責めに任ずる（法35条2項）。
- D 誤り。労働保険事務組合に対してした労働保険料の納入の告知その他の通知及び還付金の還付は、委託事業主に対してしたものとみなす（法34条）。これについての例外はない。
- E 誤り。政府は、労働保険事務組合に対し、失業等給付の返還又は納付を命ぜられた金額の納付を命ずることができる（法35条4項）。

㊦ 486頁

㊦ 485頁

㊦ 486頁

㊦ 485頁

①委託できる事業主の範囲は、常時使用する労働者が
㊦金融・保険・不動産・小売業にあっては50人以下、
㊦卸売の事業・サービス業にあっては100人以下、
㊦その他の事業にあっては300人以下。

㊦ 486頁(E肢)

正解 B

徴収

択一式 労働保険事務組合

29

H23-8(雇)

難易度 ★★

重要度 B

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■労働保険徴収法第33条第1項の規定により、事業主が労働保険事務組合に委託して処理させることができると定められている労働保険事務として、次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 雇用保険被保険者資格取得届を所轄公共職業安定所長に提出する事務
- B 印紙保険料納付状況報告書を所轄都道府県労働局歳入徴収官に提出する事務
- C 雇用保険の適用事業所の設置の届書を所轄公共職業安定所長に提出する事務
- D 労災保険の任意加入申請書を所轄都道府県労働局長に提出する事務
- E 労災保険の中小事業主等の特別加入申請書を所轄都道府県労働局長に提出する事務

解説

- A 正しい（法33条1項，平12.3.31発労徴31）。**参**この他、雇用保険の資格喪失届，被保険者転勤届等被保険者に関する届出に係る事務も委託できる。
- B 誤り。**印紙保険料**に関する事項は，**労働保険事務組合に委託できない**（法33条1項，平12.3.31発労徴31）。
- C 正しい（法33条1項，平12.3.31発労徴31）。
- D 正しい（法33条1項，平12.3.31発労徴31）。**参**この他、雇用保険の任意加入申請書の提出に関する事務も委託できる。
- E 正しい（法33条1項，平12.3.31発労徴31）。

 482頁

 482頁

 482頁

 482頁

 482頁

事務組合に委託できる事務
…本問A C D Eの記述の他に
①労働保険料及びこれに係る徴収金の申告・納付に関する事務，
②保険関係成立届の提出に関する事務，
③その他労働保険についての申請，届出，報告等に関する事務等がある。

正解 B

徴収

択一式 不服申立て

30 H28-9(災)

難易度 ★★

重要度 B

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

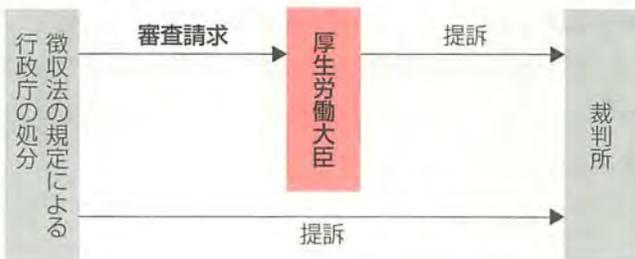
■平成28年度の概算保険料に係る認定決定に不服のある事業主が行うことができる措置に関する次の記述のうち、正しいものはいくつあるか。

- ア 事業主は、当該認定決定について、その処分庁である都道府県労働局歳入徴収官に対し、異議申立てを行うことができる。
- イ 事業主は、当該認定決定について、その処分に係る都道府県労働局に置かれる労働者災害補償保険審査官に対し、審査請求を行うことができる。
- ウ 事業主は、当該認定決定について、厚生労働大臣に対し、再審査請求を行うことができる。
- エ 事業主は、当該認定決定について、直ちにその取消しの訴えを提起することができる。
- オ 事業主は、当該認定決定について、取消しの訴えを提起する場合を除いて、代理人によらず自ら不服の申立てを行わなければならない。
- A 一つ
- B 二つ
- C 三つ
- D 四つ
- E 五つ

解説

- ア 誤り。異議申立ての制度は廃止された（法37条削除）。
- イ 誤り。認定決定に対する不服申立ては、厚生労働大臣に審査請求を行うことができる（行政不服審査法2条、4条1号）。
- ウ 誤り。認定決定に対する不服申立ては、厚生労働大臣に審査請求を行うことができる（行政不服審査法2条、4条1号）。
- エ 正しい（法38条削除）。不服申立て前置の規定は削除された。したがって、直ちに、処分取消しの訴えを提起できる。
- オ 誤り。審査請求は、代理人によってすることができる（行政不服審査法12条1項）。
- したがって、A（一つ）が正解となる。

■不服申立て



正解 A

490頁(A～E肢)

徴収

不服申立てのポイント

- ㊦徴収法の規定による処分
に不服がある場合は、厚生労働大臣に対して審査請求を行うことができる。
- ㊧審査請求は処分があったことを知った日の翌日から起算して3月を経過したときははすることができないが、正当な理由があるときはこの限りでない。
- ㊨審査請求は処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときははすることができないが、正当な理由があるときはこの限りでない。
- ㊩審査請求は、政令で定めるところにより、審査請求書を提出しなければならない。
- ㊪審査請求は代理人によってすることができる。
- ㊫審査請求をせずに、直ちに取消しの訴えを提起することができる。

択一式 不服申立て

31

H25-8(災)

改D

難易度 ★★

重要度 B

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■労働保険徴収法の規定による処分についての不服申立てに関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 労働保険徴収法第19条第6項の規定による納付済概算保険料の額が確定保険料の額を超える場合の充当の決定の処分について不服があるときは、当該決定処分の処分庁たる都道府県労働局歳入徴収官に対して異議申立てをすることができる。
- B 労働保険徴収法第28条第1項の規定による延滞金の徴収の決定の処分について不服があるときは、当該決定処分の処分庁たる都道府県労働局歳入徴収官に対して異議申立てをすることができる。
- C 労働保険徴収法第25条第1項の規定による印紙保険料の額の認定決定の処分について不服があるときは、当該決定処分の処分庁たる都道府県労働局歳入徴収官に対して審査請求をすることができる。
- D 労働保険徴収法第15条第3項の規定による概算保険料の額の認定決定の処分について不服があるときは、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができる。
- E 労働保険徴収法第19条第4項の規定による確定保険料の額の認定決定の処分について不服があるときは、当該決定処分の処分庁たる都道府県労働局歳入徴収官に対して審査請求をことができ、その裁決に不服があるときは、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができる。

解説

- A 誤り。概算保険料の納付超過額の充当に関する決定の処分について不服があるときは、厚生労働大臣に対して**審査請求**をすることができる（行政不服審査法2条）。
- B 誤り。延滞金の徴収の処分について不服があるときは、厚生労働大臣に対して**審査請求**をすることができる（行政不服審査法2条）。
- C 誤り。印紙保険料の額の認定決定の処分について不服があるときは、厚生労働大臣に対して**審査請求**をすることができる（行政不服審査法2条）。
- D 正しい（行政不服審査法2条）。概算保険料の額の認定決定の処分に不服があるときは、厚生労働大臣に対して**審査請求**をすることができる。
- E 誤り。確定保険料の認定決定の処分について不服があるときは、厚生労働大臣に対して**審査請求**をすることができる（行政不服審査法2条）。

平成28年4月1日、改正行政不服審査法の施行により徴収法37条が改正され、同法38条は削除となった。

 490頁(A～E肢)

徴収

■行政不服審査法の改正により見直された徴収法の不服申立て

- ① 異議申立て規定自体、削除されたため、不服申立ては審査請求のみ
- ② 審査請求期間が3か月に延長
- ③ 審査請求をせずに直ちに処分の取消しの訴えを提起することができる。

正解 D

択一式 労働保険の適用等

32

H21-8(災)

難易度 ★

重要度 A

Date	Date	Date
------	------	------

■労働保険の保険料の徴収等に関する法律の適用に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

なお、以下において、「労働保険徴収法」とは「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」のことである。

- A 労災保険の保険関係が成立している建設の事業が数次の請負によって行なわれる場合には、その事業を一の事業とみなし、元請負人のみをその事業の事業主としている。この場合において、雇用保険に係る保険関係については、元請負人のみをその事業の事業主とするのではなく、それぞれの事業ごとに労働保険徴収法が適用される。
- B 労災保険の保険関係が成立している建設の事業が数次の請負によって行われる場合には、その事業を一の事業とみなし、元請負人のみをその事業の事業主としている。この場合において、元請負人及び下請負人が、当該下請負人の請負に係る事業に関して、当該下請負人を事業主とする認可申請書を所轄都道府県労働局長に提出し、所轄都道府県労働局長の認可があったときは、当該請負に係る事業については、当該下請負人が元請負人とみなされる。
- C 常時300人以下の労働者を使用する建設の事業の事業主は、事業の期間が予定される有期事業（一括有期事業を除く。）については、労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託することはできない。
- D 労災保険に係る保険関係が成立している事業のうち建設の事業の事業主は、労災保険関係成立票を見易い場所に掲げなければならない。
- E 労災保険に係る保険関係が成立している事業のうち請負による建設の事業であって、賃金総額を正確に算定することが困難なものについては、その事業の種類に従い、請負金額（一定の場合には、所定の計算方法による。）に労務費率を乗じて得た額を賃金総額とする。

解説

- A 正しい（法8条1項，則7条）。建設の事業が**数次の請負**によって行われる場合に，その事業を一の事業とみなし元請負人のみをその事業の事業主とするのは，**労災保険の保険関係のみ**である。雇用保険の保険関係は，請負事業の一括にはならない。
- B 正しい（法8条2項，則8条）。**数次の請負事業の一括は，法律上当然行われるもの**であるのに対し，下請負事業の分離は，元請負人及び下請負人が申請し，認可が^①あったときに，元請負人の請負に係る事業から下請負部分を分離し，独立の保険関係を成立させることができる。
- C 誤り。有期事業においても，労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託することができる（法33条1項，則62条2項）。
- D 正しい（則77条）。「**労災保険関係成立票**」の掲示義務は，労災保険に係る保険関係が成立している事業のうち建設の事業のみである。
- E 正しい（法11条3項，則12条1号，13条1項）。**賃金総額**について特例が認められる事業は，労災保険に係る保険関係が成立している事業のうち次の①から③までに掲げる事業で，賃金総額を正確に算定することが困難なものに限られている。①請負による建設の事業，②立木の伐採の事業，③立木の伐採の事業を除く造林の事業，木炭又は薪を生産する事業その他の林業の事業，④水産動植物の採捕又は養殖の事業。

📖 431～432頁

📖 432頁

①下請負事業の分離の認可を受けようとするときは，元請負人及び下請負人が共同で，保険関係成立日の翌日から起算して10日以内に「下請負人を事業主とする認可申請書」を提出する。

📖 481頁(C肢)

📖 427頁

📖 436～437頁

正解 C

徴収

択一式 時効，書類の保存等

33

H28-10(雇)

難易度 ★★ 重要度 B

Date	Date	Date
------	------	------

■時効，書類の保存等に関する次の記述のうち，誤っているものはいくつあるか。

- ア 労働保険料その他労働保険徴収法の規定による徴収金を徴収する権利は，国税通則法第72条第1項の規定により，5年を経過したときは時効によって消滅する。
- イ 時効で消滅している労働保険料その他労働保険徴収法の規定による徴収金について，納付義務者がその時効による利益を放棄して納付する意思を示したときは，政府はその徴収権を行使できる。
- ウ 政府が行う労働保険料その他労働保険徴収法の規定による徴収金の徴収の告知は，時効中断の効力を生ずるので，納入告知書に指定された納期限の翌日から，新たな時効が進行することとなる。
- エ 事業主若しくは事業主であった者又は労働保険事務組合若しくは労働保険事務組合であった団体は，労働保険徴収法又は労働保険徴収法施行規則の規定による書類をその完結の日から3年間（雇用保険被保険者関係届出事務等処理簿にあっては，4年間）保存しなければならない。
- オ 厚生労働大臣，都道府県労働局長，労働基準監督署長又は公共職業安定所長が労働保険徴収法の施行のため必要があると認めるときに，その職員に行わせる検査の対象となる帳簿書類は，労働保険徴収法及び労働保険徴収法施行規則の規定による帳簿書類に限られず，賃金台帳，労働者名簿等も含む。
- A 一つ
B 二つ
C 三つ
D 四つ
E 五つ

解説

ア 誤り。労働保険料その他徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利の消滅時効は2年である（法41条1項）。

📖 471頁

イ 誤り。徴収金の徴収手続は徴収法に定めのない場合は国税徴収の例によることとされていることから、納付義務者は、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとされているので、時効成立後に納付義務者がその時効による利益を放棄して徴収金を納付する意思を有しても、政府はその徴収権を行使できない（法30条、41条1項、国税通則法72条2項、74条2項）。

📖 471頁

ウ 正しい（法41条2項、徴収関係事務取扱手引I）。^参督促については、指定期限の翌日から、新たな時効が進行することとなる。

📖 471頁

エ 正しい（則72条）。徴収法上の書類の保存年数は、原則3年であり、例外として雇用保険被保険者関係届出事務等処理簿のみ4年である。

📖 422頁

オ 正しい（法43条、徴収法コンメンタール592頁）。^参法43条第1項（立入検査）の規定による答弁拒否等を行うと「6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金」となる。^①したがって、B（二つ）が正解となる。

📖 423頁

①徴収法上の罰則は、すべて「6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金」である。

正解 B

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■労働保険徴収法の雑則及び罰則に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 労働保険徴収法第15条第3項の規定により概算保険料の額を決定した場合に都道府県労働局歳入徴収官が行う通知には、時効中断の効力はない。
- B 労働保険料その他労働保険徴収法の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、5年を経過したときは、時効によって消滅する。
- C 事業主が、労働保険徴収法第42条の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した場合には罰則規定が適用されるが、労働保険事務組合については、同様の場合であっても罰則規定は適用されない。
- D 事業主若しくは事業主であった者又は労働保険事務組合若しくは労働保険事務組合であった団体は、労働保険徴収法又は労働保険徴収法施行規則による書類を、その完結の日から5年間保存しなければならない。
- E 雇用保険暫定任意適用事業の事業主が、当該事業に使用される労働者の2分の1以上が希望する場合において、その希望に反して雇用保険の加入の申請をしなかった場合、当該事業主には罰則規定が適用される。

解説

- A 誤り。認定決定した概算保険料についての通知には、時効中断の効力がある（法41条2項、昭55.6.5発労徴40）。**参**設問以外の時効中断の効力が生じる徴収の告知又は督促には、①保険料率の引上げによる概算保険料の追加納付額についての通知、②認定決定した確定保険料についての納入の告知、③有期事業に係るメリット制の適用に伴う確定保険料の差額（納付不足額）についての納入の告知、④追徴金についての納入の告知、⑤認定決定した印紙保険料及びこれに係る追徴金についての納入の告知、⑥延滞金についての通知、⑦労働保険料等についての督促状による督促がある。
- B 誤り。5年ではなく、**2年**を経過したときは、時効によって消滅する（法41条1項）。
- C 誤り。設問の場合には、労働保険事務組合についても罰則規定が適用される（法46条3号、47条2号、48条）。**参**事務組合が違反行為をした場合は、その行為者たる事務組合の代表者、代理人、使用人等を処罰することになっているが、事務組合自体もその行為について責任を有する法人として法48条の両罰規定によって罰金刑に処せられる。
- D 誤り。5年間ではなく、**3年間**（**雇用保険被保険者関係届出事務等処理簿**にあっては、**4年間**）の保存義務がある（則72条）。
- E 正しい（法附則2条3項、7条1項）。記述のとおり。

471頁

471頁

471頁

422頁

425頁(E肢)

雇用保険暫定任意適用事業の事業主の罰則…設問の場合の他に労働者が雇用保険の任意加入を希望したことを理由とする事業主の労働者に対する解雇その他不利益取扱いをした場合にも同様の罰則が適用される（法附則6条、7条1項）。

正解 E

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 有期事業の一括の対象となる事業は、建設の事業及び立木の伐採の事業とされているが、事業の期間が問われることはない。
- B 継続事業の一括の認可を受けた事業主は、指定事業以外の事業の名称又は所在地に変更があったときは、遅滞なく、所轄労働基準監督署長又は所轄公共職業安定所長を経由して、指定事業に係る所轄都道府県労働局長に「継続被一括事業名称・所在地変更届」を提出しなければならない。
- C 新年度の概算保険料を算定する場合、新年度の賃金総額見込額が、直前の保険年度の賃金総額の100分の50を超え100分の200未満である場合は、当該保険年度の賃金総額見込額は用いず、直前の保険年度の賃金総額を用いる。
- D 労働保険料その他徴収法の規定による徴収金を納付しない者があるときは、政府は、期限を指定して督促しなければならないが、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して10日以上経過した日でなければならない。
- E メリット制の収支率の算定基礎となる保険給付の額は、傷病補償年金及び介護補償給付については、療養開始後3年を経過する日の属する月の前月までの月分の合計額、障害補償年金及び遺族補償年金については、労働基準法の規定による障害補償及び遺族補償の額に換算した額とされている。

解説

●出題のねらい●出題される可能性のある論点であり、出題されたら確実に得点することができるようにしてもらおうこと。

- A 正しい（法7条、則6条1項）。徴収法上「**有期事業**」とは、**事業の期間が予定されている事業をいい、建設の事業及び立木の伐採の事業**に限定されている。ここでいう「**事業の期間**」は、特に限定されていない。
- B 正しい（則10条4項）。記述のとおり。

■名称、所在地変更届の提出

指定事業の 名称、所在地変更届	10日以内に、所轄労基署長又は所轄職安所長へ
指定事業以外の 名称、所在地変更届	遅滞なく、指定事業に係る所轄都道府県労働局長へ

- C 誤り。新年度の賃金総額見込額が、直前の保険年度の賃金総額の「**100分の50以上100分の200以下**」である場合に、**直前の保険年度の賃金総額を用いることができる**（法15条1項2号、則24条1項）。
- D 正しい（法27条1項・2項）。督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して**10日以上経過した日**でなければならない。
- E 正しい（則18条2項、平9.3.14発労徴195・基発158）。記述のとおり。療養補償給付、休業補償給付については、療養開始後3年を経過する日前に支給事由の発生したものの合計額である。

5 428頁

①造船の事業は、有期事業ではない。

5 434頁

5 451頁

5 469頁

5 474頁

正解 C

徴収

Date		Date		Date	
------	--	------	--	------	--

■次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 報奨金の支給を受けようとする労働保険事務組合は、労働保険事務組合報奨金交付申請書を7月10日までに、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出しなければならない。
- B 労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託できる事業主は、団体の構成員たる事業主及び連合団体を構成する団体の構成員たる事業主に限られており、構成員以外の事業主は、委託することができない。
- C 事業主は、①雇用保険に係る保険関係が消滅したとき、②日雇労働被保険者を使用しなくなったとき（保有する雇用保険印紙の等級に相当する賃金日額の日雇労働被保険者を使用しなくなったときを含む。）、③雇用保険印紙が変更されたときは、雇用保険印紙を販売する日本郵便株式会社の営業所に、その保有する雇用保険印紙の買戻しを申し出ることができる。この申出は、当該事由に該当した日から6か月以内に行なければならない。
- D 継続事業のうち、労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託していない事業であって、社会保険の適用事業所の事業主が、6月1日から40日以内に一般保険料に係る申告書を提出する場合には、年金事務所を経由することができる。
- E 労災保険に係る保険関係が成立している一定の林業（立木の伐採の事業を除く。）、水産業については、「(平均賃金相当額 × それぞれの労働者の使用期間の総日数) の合算額」を賃金総額とする特例が適用される。

解説

●出題のねらい●過去5年間には出題されていないが、それ以前に出題実績ある事項。慣れておくべき問題として出題した。

- A 誤り。労働保険事務組合報奨金交付申請書は、**10月15日**までに提出しなければならない(報奨金省令2条)。
- B 誤り。**構成員以外の事業主**であって、労働保険事務処理を、労働保険事務組合である団体等に委託することが必要であると認められるものについては、**委託することができる**(則62条1項)。
- C 誤り。**雇用保険印紙が変更**された場合に限り、変更日から**6か月以内**に申出をする必要がある(則43条2項)。その他の場合は、所轄公共職業安定所長の確認は必要であるが、買戻し期限は設けられていない。

■雇用保険印紙の買戻し本

	買戻し期限	職安長の確認
保険関係消滅等	限定なし	必要
雇用保険印紙変更	6月間	不要

- D 正しい(則38条2項)。記述のとおり。
- E 誤り。貸金総額の特例は、「**貸金総額を算定することが困難**」な事業に限り適用される(法11条3項、則12条3号・4号、15条)。貸金総額を算定することが困難でない場合には、当該特例は適用されない。

📖 488頁

📖 481~482頁

📖 466頁

📖 450頁

有期事業の事業主。労働保険事務組合に事務処理を委託している事業主は、年金事務所を経由して申告書を提出することはできない。

📖 436~437頁(E肢)

正解 D

徴収

Check! 労働保険料の延納の要件

概算保険料の延納		認定決定による 概算保険料の延納	増加概算保険料 の延納	追加徴収による 概算保険料の延納
継続事業 (一括有期事業含む)	有期事業			
<p>次の㉑から㉖の要件に該当すること</p> <p>㉑ 概算保険料申告書を提出する際に延納の申請をすること</p> <p>㉒ 保険年度中途に保険関係が成立した事業については、9月30日までに保険関係が成立していること</p> <p>㉓ 次のいずれかに該当すること</p> <p>㉔ 納付すべき概算保険料の額が40万円（労災保険又は雇用保険に係る保険関係のみが成立している事業については20万円）以上であること</p> <p>㉕ 労働保険事務の処理が労働保険事務組合に委託されていること</p>	<p>次の㉑から㉖の要件に該当すること</p> <p>㉑ 概算保険料申告書を提出する際に延納の申請をすること</p> <p>㉒ 事業の全期間が6か月を超えていること</p> <p>㉓ 次のいずれかに該当すること</p> <p>㉔ 納付すべき概算保険料の額が75万円以上であること</p> <p>㉕ 労働保険事務の処理が労働保険事務組合に委託されていること</p>	<p>通常の概算保険料の延納と同じ（延納の申請は、当該認定決定による概算保険料を納付する際に行うこと）</p>	<p>次の㉑・㉒の要件に該当すること</p> <p>㉑ 増加概算保険料申告書を提出する際に延納の申請をすること</p> <p>㉒ 概算保険料の延納（認定決定による概算保険料の延納を含む）がなされていること</p>	<p>次の㉑・㉒の要件に該当すること</p> <p>㉑ 概算保険料の追加徴収の通知により指定された期限までに延納の申請をすること</p> <p>㉒ 概算保険料の延納（認定決定による概算保険料の延納を含む）がなされていること</p>